

人文知の再生に向けて



愛知大学人文社会学研究所

人文知の再生に向けて

愛知大学人文社会学研究所

人文知の再生に向けて

伊 東 利 勝

2015年4月愛知大学人文社会学研究所が新設された。新たにといっても、1949年に開設された愛知大学文学会を改組・発展させたものである。文学・史学・哲学の研究及び発表を行う場としての文学会の精神を受け継ぎ、基礎研究を中心とする研究機関として生まれかわった。

内外の研究者を組織し、科学技術の進展と経済システムの高度化に伴い、地球規模で生じているより根源的かつ普遍的な問題に取り組み、新しい知の在り処をもとめ、地域や世界に向けてこれを発信していくことになる。

基礎研究を定義することは、なかなか難しいが、例えば、「豊かさ」とは何か、その内容を研究することは、これにあたるだろう。一方どうしたら「豊かになる」か、その方策に関する研究は、応用研究といってよい。

同様に「人権」とは何かというのは、基礎研究の仕事で、「人権を擁護する」にはどうすればよいのか、そのためにはどのような取り決め必要か、そしてこれをどのように運用するか、などは応用研究となる。さらには何をもって「開発」、「進歩」、「発展」とみなすかは基礎研究の領域で、「町づくり」だとか、「地域活性化の施策」研究は後者にあたるだろう。

もちろん基礎研究と応用研究は、截然と区分できるものではない。「豊かさ」や「人権」の内容も、どうしたら「豊かになる」か、どのようにして「人権を擁護する」か、ということの関連でしか考えることができないからである。

それでもやはり、「豊かさ」とは何か、「人権」とは何か、何をもって「開発」とするのかは、きちんと考えておかないと、応用研究がぐらつく。いろいろな方策を考える過程で、どれを選択するかという場面になると、その理念に立ち返らざるをえないからである。

ところでこの「豊かさ」とか、「人権」とか、「開発」とかいう概念は、絶対的なものではない。他者や取り巻く自然環境との関係で決まる、きわめて相対的な概念である。つまり、人によってその内容は、一様でない。社会によって、時代によっても、それをはかるものさしは、違う。誰にでも共通な「豊かさ」とか、「人権」とかの基準など、極論すればそのようなものはない。

しかし、これがバラバラでは、共同生活は成り立たないし、個人の生存も不可能に近い。ある程度の取り決めのもと、共通する尺度を作り上げようとする「力」が働く。これを法によって定める場合もあるし、道徳とか倫理というレベルでの対応も迫られてきた。

近代以降において、その「力」の根源にあるものは、国民国家体制であるといってよい。国民国家は19世紀になって世

界中に広がった国家形態で、現在この地球上を隙間なく覆っている。前近代の国王にかわって住民が主権者になり、彼らそして彼女らによって選ばれた人が国家を運営する。国境によって囲まれた土地を媒介に、国民（nation）とか、民族（nation）という運命共同体がそこに形成されてきた。

そのメンバーは限りなく平等である。誰が支配階級で、誰がそうでないかの区別があってはならない。一時は指導者になったり、行政に携わったりするが、そういう職から離れれば普通の人になる。理念上は誰もが等しく、国家のあり方に責任をもつ。またその内側に、国家と並び立つ共同体の存在も認められない。

こうした、いわゆる市民社会の成立は、一方で社会の流動化をもたらし、人文社会に関する学問の誕生をうながした。社会学、歴史学、心理学、文学、言語学 など、中世には存在しなかった学問体系が生み出される。既存の哲学、神学、修辞学（詩学）にしても、近代における自然科学の成立により、その領域は大きく狭められ、新たな意味が付与されていく。新しい学問は、権威や権力の道具ではなく、市民社会を豊かにするためのものとなった。

主権が市民の手に移り、ネーション概念が成立するや、地球は国民国家をめぐる力のせめぎあいの場となっていった。国家は、互いにその独自性を主張し、内に向かっては統合、外に向かっては国益の守護神と化す。人文知は、そのために

生み出され、住民の国民化に寄与してきた。個別市民社会の動向や病理の発見は社会学や心理学が、ナショナル・アイデンティティの構築には、歴史学、文学、言語学が大きな役割を果たすことになる。

例えば、歴史学の場合、実証的客観的科学的に歴史を再構成する、となった。つまりあったものをも、忠実に再現するという。そのために主観を排し、歴史的事実を文書や物的証拠によって認定し、これを繋ぎ合わせ、歴史の流れなるものを「解明」する。我われの、もしくは彼らの社会が歩んできた道のりを、誰にでも納得いくようなかたちで構築していく。これが次々に書き換えられるのは、より真実に近づいているからであると理解されてきた。

しかしあることを描き出そうとする時、それにかかわる全ての史料を動員するわけではない。また歴史的事実にしても、重要度に応じて選別されてきた。例えば、西暦1600年の出来事といえば、イギリス東インド会社の設立や関ヶ原の戦いを取り上げられ、その内容や結果が描き出され、記憶される。

ところがこの年には、他にも諸種様ざま出来事が起きている。それこそ、この高師村で隣村とのいさかいが起こったとか。しかしそういう事件はマイナーなものとして、取り上げられることはない。選択の基準は、国家の動きとか、民族の命運にかかわる事件であったか、ということである。

無数に起きた、しかも連続している事象の一部を切り取り、

これをパーツとして、結局は「イギリス」や「日本」の来歴が描きだされる。きちんと批判された史料に、予断を排して、真っ白な心で向き合い、これに即して描き出すというのが、そこで解明された事実はイギリス国民の歴史とか、日本の歴史というものを構成するためのものとなる。そしてイギリス人として誇りや日本人の国民性などという考え方の根拠を提供していく。

これは歴史学に限らない。文学でも、社会学でも、心理学でも、いわゆる人文知というものはそういう制約をおのずと受けている。このことに無自覚であるとか、真理であるとか、客観的な事実であるとか、中立的な考え方であるとしても、「国民化のプロジェクト」の一環を担うことになってしまう。

その国民の特色であるとか、国家の繁栄であるとか、国民の統合というものに、人文知は貢献し利用されてきたのである。もちろん、日本国民の誇りを形成するための歴史の探求であるという自覚のものに、これを行うことについて異論はない。問題は、こうしたメカニズムに無自覚なまま、真理の追究、客観的な事実の解明を表明してはばからないことである。

人文学は、学問の自由のもと、真・善・美を追求するというのが、その目的についてはあまり議論されなかった。国民国家という形態は、相対化されることなく、空気のような存在であったからである。また「真理」という言葉がその政治性

を覆いかくしてきたともいえる。

現在の人文学に関するディシプリンや領域とされる、フランス文学、ドイツ文学、日本文学、あるいは日本史、各国史の寄せ集めである西洋史とかアジア史などは、民族文化や伝統や来歴の「発見」や確認を通して、住民の統合や、国民意識の形成に貢献してきた。人文学は社会の役に立たないとよく言われるが、これほど国家の存立に寄与しているものはない。

くり返すが、学問的営為は、その自由と中立性を金科玉条とし、個性記述につとめてきた。人間社会における「真理」の追究といってもよい。しかしそのことが、自らの立場を不問にし、誕生時に焼き付けられた刻印に思いをめぐらすことはなかった。人文知の存在理由についてあまりにも無自覚であったため、国家や民族の形成に奉仕し、その暴走に、何ら歯止めをかけることができず、今にいたっている。

自由・人権・平等など、これは人間にとって普遍的でかけがえのないものであると、だれしも認めている。しかし、この精神は国境を超えることはない。国内での殺人は、それが未遂であっても大変な問題となるが、他国他民族との戦争状態の中では、一人より二人、二人よりも三人、十人、百人となったほうが評価される。

自国の、自民族の維持・繁栄のためには、何をしてもよいのである。ここでは人権だとか自由・平等などというものまっ

たく通用しない。自由・平等・博愛思想が発達したとされるヨーロッパ諸国がアジア・アフリカで何をしてきたか／しているかをみれば、このことは明白である。つまり同じ国民、民族の中だけでしか、こうした普遍原理は通用しない。

これを克服する知というのはどういうものか。自由・人権・平等などは、どうすれば国境を越えることができるか。ネーションの身体化は、グローバリゼーションの動きに対しても、内向の力に拍車をかけ、社会を引き裂いている。民族や人種のために構築された19世紀的の学問を超える知とは。いま自分を読み、未来を切り開くための新しい学問の体系が求められている。

本書は、以上のような問題提起のもと、2015年6月27日愛知大学豊橋校舎で開催された、愛知大学人社会学研究所開設記念シンポジウムでの報告に基づいて執筆された論考によって編まれている。パネリストとして、哲学、社会学、心理学、歴史学、文学、言語学の分野からそれぞれ登場していただき、個別具体的事例に即し、それぞれ専門とする領域からの意見が述べられた。

もちろん、人文知の現状に対する、こうしたきわめてクリティカルな観点からの提起が、パネリストによって共有されていたわけではない。ここには、国境に縛られない人文知という考え方を鏡としたときの、論者それぞれの立場や学問状

況が映し出されていといったほうがよいかも知れない。そういう意味で、トランスナショナルな思想の構築に向けて、人文学やその研究に従事する研究者の現状が示されていると
いってよかろう。

現代における人文知を相対化し、未来を切り開くための学問とするため、どのような一歩を踏み出すのか、それを考える起点としていただければ幸いである。

目 次

人文知の再生に向けて	伊東 利勝	
存在観の変遷について		
—西洋的知の根源と大学—	下野 正俊	1
批判の学としての「国文学」	空井 伸一	63
都市計画の断片化と不透明性		
—今日における知の批判性とその困難—	植田 剛史	105
人文諸学のなかのヨーロッパ中世史	小野 賢一	147
「多様性」盛衰のうねりと言語問題について		
	片岡 邦好	171
「生物学的心理学」が明らかにしてきた		
「心」の生得的傾向	関 義正	205

存在観の変遷について

－ 西洋的知の根源と大学 －

下 野 正 俊

はじめに

「人文知の再生」というこのシンポジウムのために、哲学からどのような発言ができるだろうか。筆者はカント哲学を中心に20世紀前半の現象学、ハイデガーまでのドイツ哲学を、研究上の主な守備範囲としてきた。そのような一研究者の視点から、この問題について考えてみたい。

本稿では、人文知を、人文学によって養われた知性が発現する際のさまざまなあり方（modus）というように、比較的ゆるやかに理解する。そして、人文学を西洋文化圏で広い意味において *humanitas* (humanities)、*artes libertatis* (リベラル・アーツ *liberal arts*) と呼ばれてきた一群の学知、すなわち、主としてテキスト読解・解釈の方法論、技法を基礎として行なわれる、人間についての諸研究と理解する。従って、本稿における人文学は包括的な概念であり、個別的な学について議論することがあっても、それは具体例として扱われるに過ぎず、個々の学の学問論的な検討には立ち入らない。

また、本稿では、西洋的な人文知との関連において「大学」という社会制度についても考察するが、これも、高等教育機

関一般ではなく、ヨーロッパで歴史的実在として出現した大学とその後継制度のことを念頭に置いての議論である¹。大学制度は、近年のグローバリゼーションの進展の中、全世界的に急速な統一化と規格化の大波に曝されている。ここで論じられる内容は、西洋的な人文学、西洋において出現した大学についての、概括的で一般的な議論ではある。しかし、日本の大学も例外なくグローバリゼーションに呑み込まれつつあるので、皮肉なことに、本稿で述べるような議論を、日本の今日の状況というローカルな個別事例に応用することは容易な作業である。

内容の要約

本稿で問題とする主題は、以下の通りである。

1. 大学史と人文学の関連、とりわけ、私たちに身近な問題として、今年（2015年）6月の文科省通達による、国立大学におけるいわゆる文系学部の廃止に関する議論。
2. 再生という概念がもつ意味、その功罪。
3. 人文学の主たる「場」としての大学。
4. 1、2との関連で、今後の人文学研究が取り得る方途。

本稿では、これらのトピックについて、比較的自由な形で考察し、今後の議論のための視点を確保することを目的としたい。その際、本稿独自の概念として、次の二つが提案されることになる。

1. 人文知の生態学。
2. カッサンドラー・コンプレックス。

1 人文学と大学について

人文学研究は（曲折を経ながら、曲がりなりにも）確かに社会のなかに存立し、遂行されてきたのだから、それを実定的に支え可能にする社会機構も、持続的に存在してきたことになる。歴史上、そのもっとも主要なものは、もちろん大学であった。中世以来、人文学は大学の中に常に場所を占めてきた。今日でも、洋の東西を問わず多くの大学には人文学部、文学部、（歴史を遡れば）哲学部といった人文系の学部（以後は「文学部」と総称しておく）が配置され、少なからぬ数の大学人が、この分野のポストを占めている²。人文学の存在が大学という制度の中で保証されてきたことは否定しがたい。我々は、人文学について、（少なくともさしあたりは）大学という制度と切り離して考えることはできなくなってしまっている。とすれば、人文学、あるいは人文学の再生に関する考察は、まずは大学論の側面を持つことになろう。すなわち、人文学について考えることは、それを支持し具体化する大学という制度の歴史的使命の帰趨について考えることに他ならない。

こうした事態に一見呼応するかのように、人文学の起死回生策として、大学におけるいわゆるリベラル・アーツ教育、

教養教育の重要性を主張する向きも、大学の内外で、一向に絶える気配がない³。逆に言えば、人文学の変貌、あるいは衰退は、大学の人文系学部のそれと一体であるかのように論じられることが多く、また、逆に、今日の大学改革をめぐる議論の少なからぬ部分は、人文系学部の処遇についての議論と理解されているように思われる。しかし、それは事の本質に即した態度なのだろうか。まずは、大学の人文系学部をめぐる今日の状況から、検討することにしよう。

2 国立大学における人文系学部の統廃合について

文部科学省の通達とそれに対する対応

我々の前でもくり広げられる、一つの無残な光景から始めた。2015年6月8日、文部科学省は国立大学法人に対して、既存の人文社会系学部あるいは教員養成系学部、大学院の見直し、規模縮小、統廃合、を検討するように通知した。本稿執筆時点で、その帰趨はまだ明らかではないが、しかし、国立大学側はこれを人文系学部の統廃合勧告と受け止め、改革が完全に既定路線として着手された。本稿執筆時点（2015年11月）で、文科省は「文学部廃止」という単純化された報道とそれに基づく各界からの批判に直面して、火消しに躍起となっているが⁴、事がらの本質は変わるものではないし、私的な座談をとおして、複数の国立大学が既にこの方向に決定的に舵を切るべく機関決定を終えていることを私は知ってい

る。現にその後、本当に多くの国立大学が、人文系学部の「見直し」に着手したことが明らかになりつつある⁵。かくして、国立大学の、とりわけ人文系学部の教員は、非常に多忙である。彼らは自らの墓穴を掘り、墓石を刻むことに多忙なのである。（なお、文部科学省の通知は、人文「社会系」学部であり、法学部、経済学部なども含まれていること、さらにもっとも大きな影響を受けるのは地方国立大学教育学部のいわゆる「ゼロ免」課程であることも本来は論じるべきであるが、今はさておく。）

予想される影響

いずれにしても、事態が進めば、状況は遠からず大学の外にも波及するだろう。たとえば、入り口を考えてみよう。今のところ、中等教育における科目の変更まで文科省は踏み込んでいないが、しかし、仮に国立大学において文系学部が払拭されれば、高校生が文系科目を真面目に学習する動機づけは著しく低下するだろう。東大・京大を始めとする少数の研究系大学にだけは、「はやらない」基礎研究を行う学部、専攻（専修課程）が残されることは確かだが、それでも人文系学部への進学を志す奇特な高校生がある程度以上の数で現れるなどとは、常識からしても考えられない。まして、博士号取得者の就職難が今でさえこれほど深刻なのに、今後そのような専攻に進み、学位を取得して研究者を目指す学生が継続的に出現するとは、よほど楽天的な人物であっても想像でき

ないだろう。

さらに、人文学は、確かに大学を存立の場としてきたが、その周囲には人文学と複雑に結びついたメディア環境と、メディア環境を構成する参加者が存在する。理想的な形を書けば、研究機関である大学で創出された研究成果は、専門家たちの間で共有されるばかりでなく、書籍、一般雑誌として専門性をやや薄めた形でも出版され、広範囲な読者層を作り出す。「大学アカデミズム」と「マス文化界（出版ジャーナリズム）」の間に成立する、このような「民間アカデミズム」において、執筆者である大学人と出版社の間には、互いを権威づけあうという相互依存関係が生じる。さらに、読者の多くはその言説の消費者で終わるが、何人かは言説の生産者の側に回ることになる。そして、その中には、この権威づけのメカニズムの維持に従事する次代の者も現れることになる。たとえば、旧帝国大学と岩波書店との間の関係はこのような緊密な共同体だった⁶。後述するように、中世大学においては学位授与の主体たることによって大学に対して権威性が表象されたが、これに加えて、いわば学位授与と対をなすように、近代の大学は、正当性の少なからぬ部分を、出版社をはじめとするメディアとの協同関係によって証してきた。とりわけ、文系学部はその性質上、出版ジャーナリズムとの関わりが密だった。知の制度として大学が大学であるためには、あらゆる制度と同様に、重層的な承認が必要であるが、それ

は学位授与という大学内的な論理とメディア環境との結びつきという大学外的な論理によって保証されてきたのである。

従って、人文系学部の衰退は、当然こうしたメディア環境における大学とメディアの関係を変化させる。否、変化にとどまらず、このような関係は早晩成り立ち得なくなるだろう。人文系専門出版社は、相当の危機意識を持って事態の推移を見ているのではないか⁷。中長期的にこの分野の研究者が少なくなれば、発信者たりうる人材が次第に枯渇するのは当然として、それ同様に読者も育たないであろうから。

結局は、このような変化の中で、残置された学部、専攻もいずれ緩慢で苦痛に満ちたな死を迎えることになるだろう。

生態学的な事態

こうした事態は、いわば生態学的な事態である。とすれば人文知の再生というトピックは、人文学の生態学、エコロジーといったものを含意するであろう。環境の変化に直面した際に生物がどのように適応するのか、あるいは絶滅するのか、という問題を考えるのがエコロジーの主題の一つだとすれば、今我々課されているのは、人文学という学問領域が、社会環境の中でどのように変異し、適応するのか、あるいは絶滅するのか、という、エコロジーとすぐれて類比的な問題なのである。これが、上記の二つの概念のうちの、人文学（あるいはより広義に学知の、と言ってもかまわない）の生態学、という問題である。

人文学部破壊に対する大学人の無力さの示すもの

後述するように、こうした事態は、むろん日本だけのものではない。新自由主義的な人文学部破壊は、周知の通り、グローバルな事態である。

だが、ここで事態を複雑に、あるいは滑稽にしている要素として、人文系知識人、とりわけ日本のインテリに固有のメンタリティを見ておこう。本稿の主題からはやや迂路になるが、この迂路は、「我々にとっての」問題の所在を明らかにする上では意味があると思われるからである。論を始める前提として、まず、人文学に対するバックラッシュの言説の実例を紹介しておこう。（なお、同様の資料は少し検索してみればいくらでも見つけられる。ここで示すのは、たまたま私が見つけた、という程度のものであることは言うまでもない。とはいえそれが典型的なものであることも、また同様である。）

高村発言と安倍発言

まず、安保法制をめぐる論争に際して、自由民主党の高村副総裁が述べた発言を紹介する。

「私は、憲法の法理そのものについて学者ほど勉強してきた、というつもりはない。だが、最高裁の判決の法理に従って、何が国の存立をまっとうするために必要な措置かどうか、ということについては、たいていの憲法学者より私の方が考えてきたという自信はある。」（2015/06/11 朝日新聞）

政権党の副総裁が、法律解釈についての論争（それも憲法の根幹をなす理念をめぐる論争）にあたって、自分は憲法そのものについて勉強してきたわけではないが、「たいていの憲法学者より私のほうが考えてきたという自信はある」と、無根拠に、平然と発言している。

また、昨年（2014年）、OECD の閣僚理事会において安部首相は次のような発言をしている。

「日本では、みんな横並び、単線型の教育ばかりを行ってきました。小学校6年、中学校3年、高校3年の後、理系学生の半分以上が、工学部の研究室に入る。こればかりを繰り返してきたのです。しかし、そうしたモノカルチャー型の高等教育では、斬新な発想は生まれません。だからこそ、私は、教育改革を進めています。学術研究を深めるのではなく、もっと社会のニーズを見据えた、もっと実践的な、職業教育を行う。そうした新たな枠組みを、高等教育に取り込みたいと考えています。」（2014/05/06）

学術研究を深めるのではなく、職業教育を行う、という言葉、一国の首相が公的な場でいささかの躊躇もなく口にして、しかもそれに対して、（私の知る限り）メディアにおいて表立った批判がなされたわけではない（なお、発言のなされた場が OECD であることは、実は重要である。この点については後述する）。これが、現状なのである。

この二つの発言の象徴するメンタリティ

上記二つの事例は、さしあたり表層的に見る限りでは、次のような日本のローカルな文脈を象徴していると思われる。

第一に、高村発言に見られるように、人文知を含む専門知一般に対する軽視である。よく指摘される我が国の現場主義、すなわち専門家の知性よりも現場叩き上げの暗黙知を信奉するメンタリティ⁸であり、第二に、そのメンタリティに過剰適応してしまう専門家たちのありようである。

以下は、やや古いが、丸山眞男の1952年の発言である。

「…私は特に知識人特有の弱点に言及しないわけには行きません。それは何かといえ、知識人はなまじ理論を持っているだけに、しばしば自己の意図に副わない『現実』の進展に対しても、いつの間にかこれを合理化し正当化する理窟をこしらえ上げて良心を満足させてしまうということです。既成事実への屈服が屈服として意識されている間はまだいいのです。その限りで自分の立場と既成事実との間の緊張関係は存続しています。ところが本来気の弱い知識人は、やがてこの緊張に堪えきれずに、そのギャップを、自分の側からの歩み寄りによって埋めて行こうとします。そこにお手のものの思想や学問が動員されてくるのです。しかも人間の果てしない自己欺瞞の力によって、この実質的な屈服はもはや決して屈服として受け取られず、自分の本来の立場の『発展』と考えられることで、スムーズに昨日の自己と接続されるわけです。…私達の眼前にある再軍備問題においても、善意からに

せよ悪意からにせよ、右のような先手を打つ式の危険な考え方が早くも現れています。…」⁹

沈黙する羊たちの笑劇

こうしたテキストを見れば、本邦の、とりわけ大学知識人のあり方が、時代が変わっても同じであることが分かる。すなわち、既存の大学を否定し改革を求める側に、根拠があまりあるとは言えない、一種の気分に基づく専門知軽視というメンタリティあるいは気分があるとすれば、専門家の方は先回りして専門知の実利性を強調し、相手の意を迎えてしまう。人文系学部廃止論に抗して人文学の有用性を主張してなされる、教養は依然として必要である、すなわち教養には実利が伴う、という（ありがちな）言説も、実はこのメンタリティから生じていることが分かる。だが、人文学によって陶冶された知性が、なにがしかの批判的能力を伴うものであるならば、すなわち人文知が批判知であるとするならば、人文知は、一般に実利性が価値ありとされる、そのことの根拠自体を批判的に問うことができなければならないだろう。それができず、それどころか教養の実利性を唱えるというなどということは、人文知の「批判的知」というあり方そのものを自ら掘り崩すことに他ならない。

さらに、戦術的、技術的な観点からしても、こうした実利性の強調は適切な方略ではない。相手が先に設定した土俵に乗らない、というのは論争に勝つ鉄則である。だとすれば、

非専門家から非実用的というレッテルを貼られた際に、自らの学問の実利性を言い立てることでもって反論する以外の知恵が出ないというのは、論争の仕方としては稚拙であり軽率のそしりを免れない。

1960年代から70年代の学園紛争、90年代の大綱化による教養部廃止、さらに今回の人文学部への大規模なバックラッシュという事態と、人文系の知は、ほぼ10年から20年おきに、三度にわたってその存在を否定されるという経験をしてきた。中でも今回の事態がとりわけ強烈な波及効果を持つことは想像に難くない。このような事態が進行していけば、その先で、紛争、教養部廃止と二度にわたって大学から駆逐され既に力を奪われた人文知は、三度目の今回でほぼとどめを刺されることになるだろう。その影響は遠からず私立大学にも及んでくると予想することは容易である。

否、先に見たように、波紋の及ぶ範囲は大学内の制度改変、統廃合といった単独の事案ではなく、人文学全体に関わるものであろう。その意味で、今回の出来事は、いわば事態の総仕上げという側面を持つ。そしてそれは、後述するように、グローバルな動きと一体のものでもある。

しかし、こうした事態に直面して、一方の当事者である、我々人文研究者はどのように対応しているだろうか。今のところまず表立った、組織的な抵抗をなしえていないというのが偽りのない現状である。個別の学会がアピールを出した

り、あるいは経団連（及び腰の人文学研究者などよりも、彼らの方が少なくともリベラル・アーツの社会的「有用性」を堂々と主張している）が遺憾の意を表明したり¹⁰、といったエピソードは散発的に見られるものの、バックラッシュに対する大学人からの組織だった、人文学固有の、内在的な論理に基づいた抵抗は、今日のところ、まだ現れていない。1970年代のフランスにおけるリセの哲学課程廃止の動きに対して、人文系知識人が総力戦を戦ったようなことは起きないだろう。

多くの大学における大学人が性懲りもなく繰り返しているのは、過剰適応と、弁論術的には悪手と評せざるをえないディスクールである。これは、滑稽であり、哀れでもある姿である。このようなコミカルなダイナミズムの行き着く先は、自らの死の準備でしかない。自らの死を（それはおそらく苦しんだ果ての死になるはずなのだが、それにもかかわらず）嬉々として準備する、局所最適解を求めることはできても、それらを総合することのできない、才気煥発な大学人…¹¹。

人文学が曝された、こうした状態を指して、はやりの「反知性主義」というラベリングがますます喧しくもなるというものだろう¹²。しかし、反知性的であるのは、果たしてどちらの側か。専門知としての人文学を否定し、その無用性をあげつらう無知なポピュリズムの側か、有効な反撃手段も持たないまま、無様な死を迎えつつある大学と大学人の側か。

人文知が本来持つ弱さ

しかし、事柄の根底にあるのは、単に大学人の無能さ、あるいは怯懦さという卑小な問題だけではない。知的誠実さも、また同時に人文知の幕引きに寄与する。先に述べたように、人文知が批判的な知としてのあり方を先鋭化すればするほど、大学という体制、あるいは制度一般を前提とし、無反省にそれに寄りかかる自らのあり方に対して批判の刃を向けざるを得なくなるからである。その結果、自己批判は人文知の制度性、従ってイデオロギー性を暴露する方向に向かい、それ故、人文知が学問としての自己認識を鋭くすればするほど、最終的には自己否定で終わる。大学の中の良心的な部分は、同時にまたこうした苦悩の中にあり、結果として自らの無力を曝すことになる¹³。自分を見失い右顧左眄する卑小さと、自らのイデオロギー性を剔抉する誠実さと、いずれの極も人文学を危機に陥れる。このようなシニカルな弁証法は実存哲学この方なじみ深いものだが、それがまさに今、現実のものとなっているとも言える。

このようにして、生態学的変化が進行する中、大学は自らを主体化することのないまま、終わりの時を迎えるであろう。無力感が支配している。この無力感をカッサンドラー・コンプレックスと呼んでおくことにしたい。

カッサンドラー・コンプレックス

カッサンドラーはギリシャ神話に登場するトロイアの王女

である。アポローンに愛され、その結果予言能力を与えられるが、この神の愛を受け入れなかったために、予言能力と裏腹に、彼女の予言を誰も信じないという呪いもかけられてしまう、予言者としての彼女の能力は高く、やがてトロイアが滅亡することも、自らが命を奪われることも、全体的確に見通した上で警告を発するのだが、誰もその発言を信じない。このような運命にカッサンドラーは追いやられる。例えて言えば、私たち人文学者はこのカッサンドラーなのである。人文学者は、声を上げて耳を貸してもらえないことを既に予期しているからである。カッサンドラーはアポローンに愛され、その愛を拒むことで説得の力を喪った。人文学は制度に組み入れられ制度的知となり、過剰適応によって批判的知としての自らの可能性を売り渡しつつも、他方でその先鋭な部分においては、我々自身が我々の存在自体をどこか自明ならぬもの、ある後ろ暗さを伴ったものと考え、制度内にあることの後ろめたさから説得の力を拒まれていると感じているからである。後述するように、このことは、近代国民国家の一機関としての大学の片隅にイデオロギー的に辛くも存立を許されたという、その出自のいかがわしさを我々が（おぼろ気にせよ）自覚しているからに他ならない。後ろ暗い出自とそれに対する劣等感、あるいは罪責感…。我々が説得の言葉をもたないと常に感じがちであるのも、当然であると言えよう。そして、こうした出自を同じくするのであればこそ、我が国

だけではなく、多くの先進国において、カッサンドラー・コンプレックスは（もとより程度の差はあるものの）人文学者に共通の宿痾となってしまったのではないか。そして、無数の人文学者、無数のカッサンドラーの無力感と諦念を培地として、日本にとどまらず、グローバルな形で、大学改革が進行しているのだとすれば…。

カッサンドラーは自らの意志で死を選んだが、人文学もこのままでは自ら選んだ緩慢な死を待つばかりであろう。死を避けるために必要なのは、カッサンドラーが再び言葉を取り戻すことである。

すなわち人文学は現行の制度とは別のところで、言い換えれば、新しい生態系の中で、自らの生態学的地位を切り開くべく、説得のための新しい論理と新しい言語を獲得しなければならない。新しい人文学の理念は、おそらくはそうした実践の中から鍛え出されてくるものであろう。

一例として西洋哲学の歴史を振り返ってみよう。周知の通り、古代アテネの衆愚政治は、ソクラテスの死刑を帰結し、アリストテレスの亡命を招いた。アレクサンドリア図書館はスッラの軍と初期キリスト教徒によって二度にわたって焼かれ、学者は殺戮された。529年のユスティニアヌス帝によるアカデメイアの閉鎖によって、古代哲学は終焉を迎える。あるいは1215年には、パリ大学におけるアリストテレス主義に関する講義が禁止された。もちろん、20世紀に入ってからの

全体主義における人文的学言論の封殺は、指摘するまでもないだろう。以上にとどまらず、人文学は、歴史上、幾度も生態学的な環境の激変を経験してきたのである。人文学は、その中でかたちを変え、適応しながら、全体としてはそれでも生き延びてきた。しかし他方、そういう環境の変化に耐えきれずに滅んでいった個別分野、滅んでいった個別学問もあるわけである。そういう幾度目かの生態学的大転換点、いわば人文学における、何度か繰り返された大量絶滅のうちの一つを、我々はまもなく目撃することになるだろう。そうした事態に対して、我々は、どのような論理を構築できるか、どのような言説を練り上げることができるか、ということが、課題なのである。

人文学の危機とは、こうしたものであり、人文学において何か再生といったものが語られうるとすれば、それはこうした方向に沿ったものであろう（現にこのシンポジウムのタイトル自体が、そうである）。この課題を検討してみるためには、人文学の危機を日本固有の問題ではなく、新自由主義的改革が先進諸国を席卷し始めた1980年代以来、グローバルな現象として捉えることが必要である。すなわち、私たちが現在直面しているローカルな日本的笑劇という現象を、グローバルな関連において、より広いコンテクストに位置づけることのできる視野と視点が必要である。

3 OECDとグローバルな大学改革

ここで、現在進行しているグローバルな大学改革の帰趨を確認しておきたい。

OECDの新自由主義的改革

先に、現在の首相がOECDでなした発言を引用した。そもそも、なぜ、OECDだったのか。実は、OECDは、世界銀行と歩調を合わせる形で、新自由主義に基づいたグローバルな規模での高等教育の再編成と規格化、規格化による「質的保証と均質化」を追求しているのである。このことと、問題の発言は関連している。OECDは、自らの高等教育観を様々な機会に公表しているが、典型的なものとして以下を引用しておこう。

「現代高等教育は、経済競争の主要な推進力、社会的経済的要請に敏感に対応すべきものであり、国家経済や社会的目標に應えるため、同僚性による管理、政府からの財政支出ではなく、高等教育機関外部の諸主体によって方向づけ、舵取りされるべきである」(傍点は引用者による) 14

見られるとおり、OECDは、学問の自由という理念に基づく大学自治と政府による支出(金は出すが口は出さない、というようなこれまでの国立大学のあり方)を明確に否定し、大学を他律的な客体として経済競争に奉仕する一機関と位置づけている。これが実現するためには、均質化と平準化、規格化といったグローバリゼーションのお決まりの基準セッ

トが受け入れられなければならない。EU においてはボローニャ・プロセス¹⁵に基づいた高等教育改革という形でこうした理念が既に現実化されつつあるし、2000年代に入ってから我が国の諸々の改革もこの路線に沿ったものであることは明らかである。それを裏書きするように、上記文献では、日本の2004年来の改革がこのOECDの高等教育観に則ったものの、として評価されている¹⁶。

21世紀型大学の出現

こうした新自由主義的な、経済競争の一機関となり果てた「大学」とは、どのようなものなのだろうか。（そもそも、これは果たして「大学」なのか？ 高等教育機関、あるいは（実利的）研究のための制度には違いなかろうが…。）大学史については後で論じることにするが、中世型大学、19世紀型大学、20世紀型大学に続いて、ここで我々は21世紀型大学、と呼びうる、新しい形の大学の出現に直面しつつあるように思われる。すると、こうした「大学」と人文学との関係こそが、問題の中心ということになるだろう。

国民国家の大学の止揚

政治・経済のグローバリゼーションが進む中で、国民国家が次第に止揚されていく動きが加速している。ヘーゲルが正しく見抜いていたように、19世紀から20世紀までは、個は国家という全体を離れては生存が不可能であった。国家は社会の最終審級であり、あらゆることが国家によって実定的なも

のとなっていく。大学も、国民国家の大学として長くそのような位置を保っていた。

しかし、そうした国民国家も今日では止揚されつつある。金融資本が国境を越え、企業連合体とコンピューター・ネットワークがこの惑星全体を覆うようになると、大学も当然にグローバルな競争に晒され、同時に標準化の圧力を受けていく。高等教育の規格化が進行する。グローバルな市場でナレッジ・ワーカーの労働力を確保するためには、どの国のどの大学であるかを問わず、同じカリキュラムで同じ難易度の審査をパスした同じ重みのある学位を基準としなければならない。大学の差異、個々の研究と教育の個性は、均質性に基^レづく信^レ頼^レ性^レという産^レ業^レの論^レ理^レに基^レづいた思^レ考^レに回^レ収^レされてしま^レう。

4 メディア環境の激変

MOOCの不可避性

ここまでは、大学の外から変動を強制してくる、外在的な要因である。しかし、変動要因には内在的なものもある。すなわち、大学に内在的な運動論理とコンテキストによって、19世紀以来、知の中核を担い続けてきた大学が終わりを迎えるつつあるのではなからうか。こうした動きは重層的であるが、その顕著な例を我々はMOOCに見ることができる¹⁷。

先に述べたようなデジタル・テクノロジー、とりわけコン

コンピューター・ネットワーク、Webの普及は文化のあらゆる分野を急速に作り替え、再定義しつつあるが、教育も例外ではない。Webはあらゆる知的生産物をオープン・ソース化する強い傾向を持つが、教育でもオープン・ソース化が進行している。この点で、とりわけ近年、MOOC（Massive Open Online Course）と呼ばれる技術の重要性が増している。大学が研究成果を公開するに留まらず、自らの講義そのものを無料かつオープンに配信し始めたのである。

既に1990年代から、教材の公開など、教育のオープン化（オープンエデュケーション）は議論の俎上にあった。MOOCは、広義には高等教育におけるオープン化の一環である。そして、Webが普及しはじめると共に、アメリカの主要大学は教科書等のコンテンツをオンラインで販売しようとした。しかし、このビジネスモデルが成功しなかったため、MITを嚆矢として、各大学は授業（コース）そのものを無料で全面的に公開する方向に舵を切ることになった（MITは、既に全てのコースをオンラインで公開している）。

MOOCのビジネスモデル

現在MOOCのプラットフォームとして提供されているのは、スタンフォード大学発のベンチャー企業であるCourseraとUdacity、非営利のedX（MIT、ハーバード大学が運営）である。日本では、2013年に東京大学、京都大学がCourseraへの参加を表明し、それに主要大学が続くと

いう構図があり、また日本独自のプラットフォームとしてJMOOCがスタートしている。

こうしたプラットフォームと提携した大学は、それぞれ任意のコースをアップロードする。受講者は各プラットフォームに無料で登録し、登録が終われば直ちに随意のコースを視聴することができる。コースを最後まで視聴し、終了テストにパスすれば、コースを終了したという証明書が発行されるが、無論この証明書は公的に効力を持つものではない。

広い視野に立てば、MOOCは地理的、経済的格差を解消して高等教育を万人に開放することにつながるだろう。また、コース修了証明書も、公的なものではないとはいえ、人事採用選考に際して一定の評価を与える企業も増えていると聞く。受講者側のメリットはいくらも考えられるが、では、大学にとってはどうなのか。

現時点では、優秀な志願者を確保するという、やや漠然とした可能性を含めた、大学広報の観点からしか、大学にとってのメリットは語られていないのが、実情ではある。しかし、見落としてはならないことは、この潮流が一方だけで後戻りできないものであるという点である。これはちょうど、音楽産業がたどったのと同様の道である。大学が授業内容を学生に提供することによって収益を得てきたように、音楽産業もコンテンツを販売するという点で、両者はクローズドな顧客を前提とした、純然たるソフトウェア産業である。しかし、音

音楽産業は、Web 初期からネットワークビジネス（ダウンロード販売）にシフトすることを余儀なくされ、その後の苦戦は、周知の通りである。問題の本質は、こうなることは誰にもわかっているのに、それが止められない、ということである。メディア環境の変化の本質は、そこにある。こうしたメディア環境の変動は始まれば不可避免的に一方向に進み、それに呑み込まれないことはあり得ないのである。かくして、音楽産業は、そこにあきらかに見えていながら、しかも避けることのできない泥沼にはまった。大学にも、おそらく似た将来が待ちかまえている。

MOOC の示唆する 21 世紀型大学

このように呵責なく普及しながら、MOOCは我々にとって常識であった大学のあり方、常識を覆すことになるだろう。覆される常識とは、およそ以下のとおりであろう。

1. 学力をはじめ、何らかの基準による選抜試験に合格した者のみを学生として受け入れるという入口管理。
2. カリキュラム編成とコース内容は大学が主体的に管理するものであり、それを享受するのは上記の選抜試験に合格した者のみであるというクローズドな体制。
3. 学位授与の主体としてのステイタス。

中世以来、運営主体や構成員、教育研究の内容がどのように変わろうとも、選抜された学生に排他的な知識を提供すること、またそれと共に学位授与の主体であることをもって大

学はその権威を維持してきた。この仕掛けが、早晚意味を喪うだろう。上記1～3は一つのクローズドな制度的リアリティとして存続してきた大学という「場」が、文字通り脱構築されることに他ならない¹⁸⁾。

5 大学史の展望

以上は、現在我々が置かれている状況の分析であった。次に、大学史を概観し、この現状を歴史的に位置づけることを試みたい。

大学史を考える観点

そもそも、大学とは、ヨーロッパにおいて出現した極めて特異な制度である。その歴史の変遷を見る際には、中世型、19世紀型、20世紀型という時代区分に基づくことが常識である。ここで、これら三つの時代におけるそれぞれの大学のあり方を比較する視点として、

1. 存在論
2. 権威性
3. メディア環境

という三つの観点から考えることとする。

中世型大学

まず、中世型の大学とは、神学を頂点とする学問体系を研究し、教育、伝達する場所であった。中世型大学は学問ギルドを母体とするので、領主や都市、また教会とあるいは争い、

あるいは提携しながら自身で自身の存続を勝ち取ってきたという伝統を持つ。

その生き残りを賭けた戦いをとおして、大学は歴史上その姿を次第に現してきたわけだが、中世型大学の特徴として、次の二点を確認しておこう。

1. 神学、法学、医学の三学部を専門学部として、その下に、予備教育課程として人文学部を置く、という構造になっていること。
2. 大学が次第に学位授与機関として自他共に位置づけられるようになっていくこと。

第一の点に即して言えば、専門課程である三学部に進学する以前に、いわゆる自由七科として習得しておくことが求められたものこそ、中世的な意味における人文学に他ならない。それは、三科 (trivium) として文法学、論理学、弁証学、四科 (quadrivium) として数学、幾何学、音楽、天文学であった。三科は、言語による思考と論証のための学、四科は数比例的の学である。

古代ギリシャ、ローマにおいて、これらの学は、自由人として身につけるべき教養と見なされ、それで自由 (liberal) な学芸 (arts)、自由学芸 (artes liberalis; liberal arts) と呼ばれた。また中世においては、この自由という語は、同時に神学の体系から自由である、という意味も持つようになった。どちらの点も、日本で理解されている自由の意味とは異なる。

これらの総体を教育するのが哲学部あるいは学芸学部と呼ばれた課程であり、主として神学の課程を修了したばかりの修士（magister）がその教育に当たった。彼らは神学博士ではまだなく、また神学の予備段階として、神学的内容に立ち入らず — その意味で、啓示の内容に規定される神学から自由に — 教育、研究することができた。神学の体系から自由、とは、こういう意味である。（また、上級学部において修学中の者、従って博士（doctor）の学位をまだ取得していない者が教えることができたため、その点からも「自由」と呼ばれた）。この際、啓示された神の教えである神学と哲学の間の関係が常に問題とされた。このことは、後述するカントの大学論を理解する上で重要である。

第二の点に即して言えば、学位授与の主体として（このことは、大学が学問ギルドとして出発したことと密接な関わりを持つ。学位授与は大学というギルドへ新参者を受け入れるか否か、という決定であるからである）、大学が權威性を伴って表象されることを意味する。学位を既に得た者は学位に対して權威性が伴うことを望むのだから、大学は学位被授与者からも權威性の裏づけを得ることになる。このことをもって、大学と学位、そして学問ギルドの職能の実質である学問が、權威を持つことになる。つまり、他のあらゆる權威性と同様に、ここでも權威性が再帰的に表象される過程が始まるのである。この再帰的過程が起動するのが、ほぼ11世紀であり、

このことをもって中世型大学の歴史が開始される。

神学と哲学の関係

ここで重要なのは、神学と自由七科、すなわち広い意味での哲学との関係である。「哲学は神学の侍女」という言葉は人口に膾炙しているが、その趣旨は、神学が学問として成立するためには、哲学が方法を提示することが必要である、ということである。神学は新旧約聖書に示された啓示の内容を疑うことはしない。これに対して、自由七科は啓示の内容について考える際の、思考の方法を系統立てる。その意味で、これら人文学は、啓示の内容に立ち入らない限り、神学から自由である。人文学が開発した哲学的思考の論理に従って、神学は啓示の内容を（疑うことはせず）論じることになる。

こうした学問体系が可能であるには、方法的に洗練された理性的思考が、啓示の真理へと媒介されうることに対する確信がなければならない。すなわち、理性的思考が、何らかの形で啓示の真理性と媒介的に連続している、という確信である。ところで、西洋哲学のコンテクストにおいては、真理は存在と表裏をなすものと考えられるのが常であったから、こうした理性的思考と啓示の真理性の連続性の主張は、そのまま思考と存在の連続性を主張することであった。啓示は真理である以上、存在と一体で考えられるからである。トマスの思考に頂点を見る中世スコラの思索は、まさにこの点をめぐるものであった。言い換えれば、哲学と神学の関係は、思考

と啓示の連続性についての存在論的確信を基礎にするものだったのである。私見によれば、「信仰と理性の調和」というスコラ哲学の最重要課題は、このことの可能性を証し立てようとするものに他ならなかった。

そして、学位授与主体としての大学の権威も、この存在論的な構造に依拠する、あるいはそれと一体化することになる。すなわち、中世の大学における学部の構造は、スコラ哲学の存在論に基づくものだったといえる¹⁹。従って、この中世的な真理に関わる存在論がもはや維持できなくなったとき、中世型大学が終わりを迎えることも、当然だったのである。つまり、14世紀にスコラ的な存在論に対して唯名論が優位を占め、やがて宗教改革を迎える、という思想史上の際だって大きな転換とともに、理性と啓示が連続するという中世的な存在論も維持できなくなる²⁰。このことは中世型大学が権威を喪失したことの原因の一つとなった。

印刷術の出現と中世大学の権威喪失

こうした存在論的な変動と並んで大学の権威喪失の原因となったのが、印刷技術だった。まさにこの時代、印刷技術の発明によって、メディア環境が激変し、情報流通量が加速度的に増大する（いわゆる「グーテンベルク革命」）。この変化に乗り遅れたため、大学は近世初頭には活力を喪うことになった。17、18世紀には、学術研究の先端は一旦大学の外、すなわち新しく勃興したアカデミーへと移行する。存在論の

変動とメディア環境の変化によって、大学は一度死に、そして再生したのである。再生は19世紀、ドイツの近代化の過程でフンボルトが「教育と研究の一致」という、いわゆるフンボルト理念を提唱し、ベルリン大学を創設したところから始まる。国家の関心に基づき、国家にとって有為な人材を育成すべく新たに「国民の大学」が創設される一方で、これまでの大学もその装いを新たにしていく。

カントの大学論

ところで、中世型大学の制度を見事に総括した上で、それを来るべき近代の大学制度を基礎づけるものとして読み替えていくテキストがある。カントの『諸学部之争い』である。このテキストが出版されたのは1798年である。そして、19世紀ドイツ型大学の原型となるベルリン大学の設立が1810年である。すなわち、中世的大学が終わり、近代型の大学が胎動するまさにその時代に、カントは大学の理念を再考するのである。

カントの大学論の意義

カント自身が在籍していたケーニヒスベルク大学をはじめとする18世紀末のドイツの大学は、既に見た中世以来の神学部、法学部、医学部という三学部とその下に予備課程としての人文学部（哲学部）が配されるという体制をいまだ温存している。前者の三学部は上級学部、人文学部（哲学部）は下級学部と呼ばれ、下級学部は今日の文学部のように、広範な

リベラル・アーツを教育する課程と考えられていた。この関係も、中世型大学において既に紹介したとおりである。

こうした中世大学の残滓をとどめた大学で教育を受け自らも教鞭を執ったカントの念頭にあったのは、依然として中世型大学に他ならず、指呼の間に近づいていた19世紀型大学は、明らかに彼の視野の内にはない。しかし、カントは、中世型大学の存立構造を批判的に読みかえていくことにより、その歴史的制約を離れ、その結果として、近代以後の大学の本質について今日にまで通じるような理念を抽出することに成功した²¹。

カントによれば、上級三学部は、おのおの国家が要請する目的に奉仕するための学問である。それは国民の魂の救済であり、国民の生命、身体、財産を保護し彼らを効率的に統治することであり、あるいは国民の心身の健康維持である。ドイツでは領邦国家が国民国家への歩みを始めつつある時代である。富国強兵と啓蒙的な専制体制が時流であった。そうした国民の生活の安寧確保という啓蒙専制君主と彼らの国家の関心のために神学部、法学部、医学部は奉仕しなければならない。

「一般に次のように想定できる。すなわち、すべての人為的組織は、経験の対象…を基礎とする以上、目の前にある諸事例をたんに偶然にひろい集めて恣意的にまとめあげることによってではなく、漠然としたかたちでしかないけれども理

性のうちに存する何らかの原理、およびこれにもとづく計画にしたがって企てられたものであって、その計画が、ある種の区分の仕方を必然的なものとするのである。

この理由から、次のように想定できる。すなわち、大学の組織はその等級、学部に関して、すべてが偶然に左右されたのではなく、むしろ政府は、こういっても別に政府に早くから知恵と学識があったというわけではないが、すでにみずから必要(ある種の教説を通じて国民にはたらきかけるという)を感じたがために、普通なら経験に起源をもつように見える区分原理にアプリアリに思い至ることができた、と」(A21)

したがってその教育内容はその当時の社会状況、あるいは国家(政府、あるいは国王)の統治理念によって制約されて当然である。これがカントがまず主張する点である。

「理性にしたがうなら(すなわち客観的には)、政府がみずからの目的(国民に影響力をもつという)のために利用できる諸動機は次のような順序になるであろう。第一に、各人の永遠の幸せ、次に、社会の成員としての市民的な幸せ、最後に、身体的な幸せ(長寿と健康)である…それゆえ、理性にしたがうなら、通常受け入れられている上級学部間の序列がたしかに成立するであろう。つまり、最初が神学部、次が法学部、最後が医学部である。」 a21p.29f

「三つの上級学部はすべて、政府によって委託された教説を文書にもとづかせる…したがって、聖書神学者(上級学部

に所属する者としての)はその教説を理性からではなくて聖書から、法学者はその教説を自然法ではなくて国法から、医学者は公衆に施される治療法を人体の自然学ではなくて医療法規から汲みとるのである。」A22p.30f

六法全書にないことを教えてはならない、医師の資格取得に関係ないことを教育してはならない、というわけである。これらの学部にとって、それぞれ卒業者の資格取得が切実な関心事なので、教師は自由勝手なことを教えていいわけではない。これに対して、資格と関わらないので、唯一、自由な教育研究が可能なのが人文学部（哲学部）である。したがって、人文学部は、下級学部であるにも関わらず、自由な思考と批判がそこにおいてのみ許されているという意味において大学の中の大学である。

「学者公共体のためには、大学にどうしてももう一つ学部がなければならない。それは、みずからの教説に関して政府の命令から独立であり、命令を出す自由はもたないが、すべての命令を判定する自由をもつような学部である。この自由は学問上の利害関心に、すなわち真理の利害関心にかかわるものであって、その場合には理性が公に語る権限をもっていなければならない。」(A19f.)p.27

以上が、カントの大学論の骨子である。

神なき近代の大学論

中世において、神学と哲学が結びつくには、信仰と理性と

いう二つの領域の間に連続的な関係が成立しているという存在論的な前提が必要だった。このことを語るロジックを案出したことこそ、スコラ哲学の大きな功績であった。この存在論的連続性の断絶という思想史上の大規模な地殻変動の結果の一つとして、大学は権威を喪失したのだった。

連続性の切断は、その制度的表現としての神学と哲学の関係をも、切断することになる。両者は互いに独立した学問領域となったのである。この神学と哲学の切断という事態に直面し、そうした事態を解釈し直すことで新たな大学像の可能性を示したのがカントの大学論だったと見ることができる。カントの大学論は、中世型大学の前提となっていた信仰と理性の調和による存在論的根拠づけが崩壊した後で、理性と国家という二つの柱によって大学制度を支えるという論理を示したのである。すなわち、カントの大学論も、大学をめぐる一つの存在論の試みなのである。そこでは、理性と信仰が調和するのではなく、経験論的に切り縮められた人間の理性と、諸制度の実定性を裏書きする審級としての国家とが、新たに大学の存在論的根拠づけとされる。

既に中世は遠く、神学を最上位に大学の学問を体系的に秩序づけ、その構成の正統性を保証し権威づけたスコラ的存在論も過去のものとなり終えたとき、大学存立の二つの根拠、権威性は神に代わって国家が、存在論は神学に代わって人間理性の学としての哲学が、それぞれ保証することになるので

ある。

こうした意味で、大学における人文学部の教育の価値は、かつての神学の準備段階から、大学における学問の体系原理について見通しを与えるものに代わる。すぐ後で見るように、シェリングは、このような意味で大学が教養教育を実践しなければならない、と論じることになる²²。

ちなみに、哲学的原理によって秩序づけられた学問体系は、ドイツ哲学のコンテクストでは建築術と呼ばれる。すなわち、カント的大学の理念は、建築術的であり、国家的なのである。

フンボルト理念による19世紀大学の実現

さて、先に述べたように、カントの大学論が書かれてまもなく、19世紀に入ると、フンボルトの理念（「教育と研究の一致」）に基づいて創設あるいは改編された大学（19世紀型大学、あるいは19世紀ドイツ型フンボルト型大学）が姿を現し始める。このタイプの大学は、ドイツをはじめとする国民国家の近代化のための一機関、すなわち国家機関として出現したもので、高度研究機関であると同時に、国民国家における知的エリートの養成機関たるべき使命を担う教育機関でもあった（周知の通り、日本では帝国大学がこれをモデルに設置された）。こうした大学においては、既に神学は主導的な位置に立っておらず、それは法学、医学と並ぶ国教会制度における聖職者養成機関となっている。神学に代わって、フンボルト的理念において重要な位置を占めたのは人文学部、な

かんずく哲学であった。哲学が、他の全ての学を体系化するための理念を与えると信じられたのである²³。カントの大学論にあっては、まだ理性が全般的に諸学の関係性を規定すると考えられていた。しかし、老いたカントが大学論を公刊してからわずか4年後、若きシェリングはイェナ大学での講演で、理性のなかでも哲学こそが、大学の学問全体を規定する学である、と論じる。

「…教養の一面性に対しては、いっそう普遍的な学問の研究は十分有効な解毒剤であることを注意してもよからう…人間の全人格を感動させ、その本性を全面にわたって感化する哲学は、精神を一面的教養の拘束から解放し、これを普遍者と絶対者の境に高めるにいっそうふさわしい力をもっている…したがって個々の専門のための特殊な教養の前に学問の有機的全体の認識が先立たなくてはならぬ。」²⁴

シェリングも、理性にもとづいて建築術的であり、国家によって実定性を裏づけられた制度として大学をイメージしていることが分かる。ただし理性は、言わば哲学的理性と考えられている。このような表象が、再生した大学を、少なくとも当面の間、示導する理念となるのである。

20世紀型大学へ

やがて19世紀後半に至ると、都市人口の増大に伴って、大衆社会状況が出現する。都市人口の増大はホワイトカラー層の出現を伴った。19世紀末から20世紀に入り、時代が第二次

産業革命を経てさらにポスト産業革命へと進行するにつれ、ホワイトカラー、あるいは後年ナレッジワーカーと呼ばれることになる人材層の需要がますます増大した。大衆を教育してこうした階層を養成するために、大衆型の高等教育機関が現れる。これが20世紀型大学である。20世紀においては、大学に対して、広範囲な知的職業人の育成という社会的機能を果たすことが期待されたのである。本来、こういう意味での教育は、高度「職業」教育であるから、中世型大学はもちろん、19世紀型大学のよくするところではない。これらの大学は神学や哲学に支えられた教養の理念といったものに基づく、と考えられていたためである。従って、先に引いたシェリング、註22で紹介したミルが、真っ先に批判した教育こそ、こうした意味での（なるほど知的であるにせよ）結局は「職業」教育に他ならない「高等」教育であった（言うまでもなく、日本で設立された大学も、つまるところこうした20世紀型大学がほとんどである）。

他方で、20世紀型大学が19世紀型大学と共有している点として、国家による制度的保証があげられる。19世紀型大学に対しては、研究とエリート教育を通じて国民国家の近代化の前衛たることが求められたのに対して、20世紀型大学には、総体としてはますます国家機関としての立ち位置を鮮明にすること、と同時に、その一部局としての人文学部には、自国史・自国文学研究を通じて国民国家の統合原理をイデオロ

ギー的に提供する使命が課された。また、外国史・外国文学研究を通じては帝国主義的支配の正当化²⁵と（とりわけ日本のような後進国においては）先進文化の受容装置たることが求められもした。確かにこの意味では、20世紀型大学の制度的基底にも、国家が抜きがたくあり続けていることになる。しかし、その理念的な部分ではどうであろうか。これは、既に述べたところから明らかなように、きわめて希薄であると言わざるをえない。

20世紀初頭に、既に大衆社会状況が現実のものとなっていることに気づいたとき、初期の忌避、嫌悪をようやく脱した哲学者たちが考えたことは、眼前に現れた大衆という新たな現象において、前世代における民衆とは異なり、無知や無教育が支配しているわけではない、ということだった。むしろ、20世紀の大衆は、これまで人類が到達した中で最も教育され、啓蒙を経た人びとである。にもかかわらず、彼らの存在には「根がない」。同時代の至る所に見出される、この「根の無さ」という性格を指摘することが、1920年代から30年代にかけての哲学の大きなトレンドになった。たとえば、ハイデガーの「匿名的個人」（das Man）をめぐる議論、その思想的源泉としてのユンガーの著書『労働者』（1932）、公共性を喪失した人びとについてのアレントの考察（『人間の条件』（1958））などが、その好例である。20世紀型大学はこうした大衆の存在を前提とした、フンボルト的な価値観から言えば、

大衆に「侵略された」大学ならざる大学であるため、こうした思想家から見れば、そこにも「根がない」のである。従って、存在論的根拠も、權威性表象の根拠も、見出されえようはずがない。そこにあるのは、露骨な功利主義ということになる。少なくとも、そのようなものとして20世紀型大学は表象された。その表象を基礎に、20世紀型大学についての言説が現れる。20世紀型大学についての議論は、見失われた權威性と見出されない存在論を何とか見つけ出し、大学に付与しようという試みである。このような試みの例として、ハイデガーの大学論がある。以下、悪名高いその議論を紹介し、その論旨のねじれを通し、人文学の論理をさらに考察する手がかりにしたい。

ハイデガーの大学論

ハイデガーの「ドイツ的大学の自己主張」(1933)は目を引くテキストである。1927年に(未完のまま)刊行された『存在と時間』の成功により、ハイデガーは30代の若さで、ドイツ哲学界の重鎮という評価を不動のものにした。ついで彼はナチスに入党し、フライブルク大学総長に就任する。1933年のことである。ナチズムが政治的運動として高揚する中、若き学問エリートとしてのハイデガーとナチスとの間には、互いに政治的に利用し合おうという下心を秘めた連帯の時代があり、そこでハイデガーは大学行政官としての地位を高めていく。もとより、ハイデガーの人間性にも様々な欠落や歪み

があったのだろう。しかし、このナチスへの接近は、彼の権力欲の発露などという矮小な問題に留まるものではないことは、最近の研究によっても繰り返し確認されている。

従って、この時期のハイデガーのテキストを政治と哲学の交錯という文脈で読むことは正しい。彼は総長就任時に就任講演を行うが、それが問題の「ドイツ的大学の自己主張」なるテキストである²⁶。これを一読してみれば、用語法こそナチス風ではあるものの、内実はハイデガーが抱懷していた西洋的な存在論、形而上学の転覆を実現するための場所として大学を再構成しようという（誇大妄想的な）意図が秘められていたことが分かる。すなわちそれは、大学の喪われた存在論的根拠を再び獲得するためのプログラムだった。大衆社会状況という事態に直面して、それを解釈し直してみせるという形で、カントとは異なる形ではあるが、カントと並んでハイデガーも存在論的な大学論を試みたのである。

そのために、ハイデガーは、まず大学の自治を切って捨てる。

「＜自治＞は維持さるべきものではある — だがしかし…自治なるものはすなわち — 我々があるべきところのものに自らあらうとするための、務めを自らに課し、自らその実現の方途をさだめんとするものである…自治は自覚を基盤としてのみ存立する。しかし、自覚はドイツ的大学の自己主張においてのみ生起する。どのようにして、我々はそれを遂行す

るのだろうか。ドイツ的大学の自己主張とは、その本質に向かおうとする本源的かつ共同の意志である。」

学問を最優先しない者が自治を主張することなど、無意義である、学問研究がまずは最優先さるべきであり、それに資するためにこそ自治は考えられる — この主張自体は、(一般論としては)必ずしも首肯できないものではない。しかし、そこで優先さるべき学問研究の内実とは何か。その内実を論じる前に、ハイデガーが本源的かつ「共同の」意志という表現を用いていることに、まず注意すべきであろう。ハイデガーにとって、学問的に本質に向かうという意志は、共同のもの、共有されたものでなければならない。

「ただにそれは、我々が自らを再度、我々の精神的＝歴史的現存の始まりの力のもとにおく場合に限るのである。この始まりとは、ギリシャ哲学の開闢である…我々が始まりのはるかな摂理を自らのさだめとなすとき、学問は我々の精神的＝民族的現存の根底における出来事とならねばならない。」

学問の共同性がほぼアプリアリな既定事実として強制される。その上で自らを始まりの力のもとにおくこと、つまり再生についての語りが始まる。

始まりがあってその再生が志向されるとき、すなわち(共同の意志の下)我々が始まりからの呼びかけに答える時に我々真理に向かって開かれる。その開かれのためにこそ、自治はある。そして、そのような始まりへの問いが発せられ

るときこそ、個別の学問の閉鎖性が打破され、大学は一つの学問的問いに結びあわされた、知の共同体となる（ここに19世紀型大学の哲学観の残響を感知することは、容易である）。自治を享受しうるのは、そのような共同体において他にない。

「かかる問いこそ、諸学の専門科目への封じこめをつき破るのであり、個別分野へのよるべなくあてどもない拡散から引き戻し、学問を直接、豊穡とめぐみをもとに再建するのだ。」

知的職業訓練の場となり、なされる学問が個別のテクノロジーに引き落とされつつある20世紀の大学の現状に抗い、ハイデガーは始源に立ち返り人文知を再生することを命じる。そこにおいてこそ、大学は真の大学へと立ち返るのである、と（「彼ら（学生）にとって、知的奉仕はもはや〈お上品な〉職につくための、退屈な速成訓練ではない」）。このようにして、ハイデガーは、大学の使命として、教員は研究をせよ、それも始まりに導かれて研究をせよ、と命じる。そして学生に対しても、一つの決意を持つことを命じる。

「全ドイツ学生の決意性、ドイツの命運をその逼迫の極みにおいてもちこたえんとする決意性から、大学の本質にいたる一つの意志が現れるのだ。この意志が全ドイツの学生をして、彼ら自身を新たな学生の権利を通じ彼らの本質の掟のもとによらしめ、それによってなによりこの本質を限定するな

らば、この意志は真の意志である。おのれ自らに掟を課すこと、これこそ至高の自由である。口先だけの＜アカデミーの自由＞は、ドイツ的大学から放逐されるだろう — なぜならこの自由は不当であった、否定のみをこととしていたからだ…ドイツの学生における自由の概念は、いまや真理へと回帰せしめられるのだ。そこから全ドイツの学生の務めと奉仕が開けてくるのである。」

『存在と時間』の時点から、ハイデガーは共存在（Mitsein）という用語を、明確に定義しないまま比較的無造作に用いているふしがあるが、「ドイツ的大学の自己主張」でも、「共同体」というタームがごく無造作に用いられている。この用語で彼が考えているのは、教員の共同体と学生の共同体の二つであって、この二つが大学において常に緊張関係を持つ、あるいは持つべきである、ということである。この緊張関係の下で学生の共同体はある一つの意志を持つべきであり、その意志とは始まりによって魂を吹き込まれた意志であり、そうした意志の支配するところではアカデミーの自由のごときは意味を持たないのである。

「教授陣の本質は、学問の本質に向かう知の単純さに目覚め、強化されねばならない。全学生の本質意志は、知の至高の明晰さと陶冶にまで高められ、民族と国家のための分かち持たれた学問を、学問の本質内部にまで、つとめかつ決定的に及ぼさねばならない。二つの意志はたがいにあい闘わねば

ならない…教師と学生のあい闘うこの共同体が、ドイツ的大学を精神的法則起草の場に改革しうるのは…ひとえに教授陣と全学生とが他の民族同朋以上に、簡素に、厳しく、無欲におのが現存在を正すときのみである…闘争のみが対立を開かれたものとし、教師と学生の結合体に一つの基調をうえつけ、自らを限定する自己主張がそこから発し、決意の自覚が真の自治を威力あらしめるのである。」

そして、そうした段階に達したとき、ドイツの学生が務めるべき奉仕が開かれてくる。ハイデガーによれば、学生には三つの義務、あるいは奉仕がある。すなわち、勤労奉仕、国防奉仕、そして知的奉仕である。

「…ドイツ的大学がその形と威力をうるとすれば、それはただ、三つの奉仕 — 勤労・国防・知的奉仕 — が、根源的に合一した決定力をうるときである。」

丹念にテキストを読めば、もはや維持しえない19世紀型大学の理念に訣別しつつ、同時に20世紀型大学を早い時期に総括し、その新しい理念を提示しよう（そしてその理念の提示によって大学改革を哲学的に指導しよう）というあたりが、おそらくハイデガーの意図するところであったと推測できる。しかし、彼の意図とは裏腹に、結果は無残なものに終わった。カントの大学論が18世紀末の現実に対する認識と人間理性の学としての哲学によせる信頼という謙虚な道具だけをもって、同時代の大学の過去を総括し将来の理念を示し得

たのとは異なり、20世紀型大学についてのハイデガーの議論は、結局のところ学生や教員、とりわけ学生を全体主義国家建設の人材（文字通りの human resource）として「三つの奉仕」へと駆り立てられる客体へと切り下げる結果に終わったのであるから。

この失敗の理由は何であろうか。第一に、始まり、始原という非常に抽象的な、その意味で無内容な概念（あるいは妄念）から出発したこと、第二に、その無内容な概念に対して、共同体を一つの意志によって統一するというロジックをいささか強引に接合したこと、この二点によって、一気にナチス的な、空虚な理念が大学の理念に上書きされることになってしまったから、と、このように考えるのが、まずは妥当なところでもあろうか。存在論の欠如を指弾し、大衆社会の中にあって学問と研究の新たな理念を提示するというその当初の意図からすれば、優れた大学論になりえたはずのテキストが失敗した理由は、この二点における論旨の崩れであろう。以後の我々の議論のために、さしあたりこのことを確認しておきたい。

以上、人文学が、その場としての大学において経験しつつある状況について、見通しを得るために、やや紙幅を費やし、大学史を権威性、存在論、メディアという観点から通覧し、同時にカントとハイデガーの大学論を紹介した。これまで確認しえたところを、整理し、その上で、与えられた主題であ

る「人文学の再生」について考えてみることにしたい。

大学史の図式的整理

本節の冒頭で提示した、存在論、権威性、メディア環境という三つの枠組みに即すると、大学史を次のように整理できるだろう。

中世型大学は学問ギルドとして自らを学位授与主体とすることで、権威性を確立し、大学制度全般に対する出発点となった。また、それは、スコラ的存在論を反映し、啓示と理性的思考の連続性、換言すれば神学と哲学の連続性という存在論を有していた。メディア環境としては、印刷術以前の写本を前提としていた。

14世紀から始まるスコラ的存在論の崩壊、印刷術の出現によって存在論とメディア環境が激変することで、中世型大学はその権威を失う。大学が一旦死に、代わってアカデミーが知的前衛となる。

印刷革命以降、情報流通量が一挙に拡大し、18世末から19世紀にかけて、存在論としては哲学（すなわち人間の理性）と国家に依拠する大学が出現する。大学はスコラ的存在論から絶縁し、代わって神学から独立して人間理性の学となった哲学によって構成を規定されることになる。この大学はまた、国民国家の要請に応えるという意味で、学問ギルドとしての性格を稀薄化させ、国家の大学となった。19世紀型大学の存在論的前提は、内在的には哲学、外在的には理念の現実化た

る国家である。権威表象は、依然として学位授与主体たることによって保証されたが、国民国家の一機関たることも、同様に、19世紀型大学の権威の根拠となった。

20世紀型大学は、知的職業教育のための機関たることが求められた結果、存在論的前提としての哲学を喪った。

そして、21世紀型大学は、新自由主義（と、後述するようにその帰結としての国民国家の止揚）とMOOCをはじめとするメディア環境の未曾有の変化に直面している。大学制度の存在論的前提の一方としての人間理性（哲学）は20世紀大学において喪われたが、残る国家も、少なくとも国民国家という形では長く続くことはないだろう。また、個々のコース修了証明が能力を証明する手段として今後広く受け入れられるようになれば、権威性の根拠としての学位授与権も、揺らぎざるをえない。21世紀型大学は、存在論、権威性、メディア環境、いずれについても、これまでの大学とは全く異なる前提に立った（あえてそれらを喪失したとは言わないが）、ひょっとするともはや我々の知る大学とはとうてい言えないようなものに変貌するかもしれない。我々は、その変貌への踏み出しが既になされ終わった地点に立っていると言える。

6 「人文知の再生」という問題をどう考えるか

さて、以上の整理を踏まえて、改めて「人文知の再生」という問題について、考えてみよう。「人文知の再生」とは、

何を意味するのだろうか。

「再生」とは何か

まずは「再生」という言葉から、考えていきたい。

再生（お望みならルネサンス、the Renaissance と言い換えてもよい）とは、「かつて栄えていた」という含みを持つ。かつて栄えていたものが没落し、時には忘却されたが、それがその後「再び」見いだされ、爾後、生命、活力を取り戻す、ということである。こうした意味において、「再生」は、（歴史上のルネサンスが典型的にそうであったように）、過去へ立ち返り、立ち返った先の過去と同一化し、同一化した過去を未来に向かって一つの希望として投射する、という、屈折した、いささか複雑な時間意識を含意するだろうし、翻っては、現在、あるいは現在と過去の間の時代の軽視、という歴史感覚をも帰結するだろう²⁷。

「人文知の再生」に関しても、こうした時間意識、歴史感覚に即して、さしあたり次のような問題を設定することができる。

1. 再生という概念自体のイデオロギー性。
2. 人文知が（再生するべき、没落した状態においてであれ）存続することを可能にした大学という現在の制度。
3. 2. の制度なしに人文知が存立する可能性。

第一の点について。哲学の典型的な語り口の一つに、今は哲学的な墮落の時代であり、そうした時代の知の墮落に対し

て一矢報いるものとして新しい哲学を提示する、というスタイルがある。人文知の再生、という言葉には、これと同様な発想が伏在しているように思われる。

哲学がこのようなディススクールを採用するとき、そこにあるのは、(近い)過去への誇り高い軽蔑と未来へ向ける期待の眼差しとである。再生の知として構想される哲学体系は、墮落した時代に抗する新たな知として、常に近い過去への否定を伴い、同時にこれからなにかが始まる、という、まだ見ぬ「真の」哲学、「本来の」哲学への多幸的な予感を伴っていた。かくして、哲学は常に序説、あるいはイデーンとして構想されてきたのである。たとえば、デカルトは次のように言う。

「…それらの学問の原理はすべて哲学から借りるものであるはずなのに、わたしは哲学でまだ何も確実な原理を見いだしていないことに気づき、何よりもまず、哲学において原理を打ち立てることに努めるべきだと考えた」²⁸

カントをはじめ、近代の哲学の多くが、(それが何かは「まだわからない」)来るべき新しい哲学の、序論として構想されてきた。カントは主著『純粋理性批判』を、構想段階では「方法の研究」と呼び、彼の批判哲学は、時代の衰退した哲学に対して、来るべき新しい形而上学の「方法的な序論」として構想されていたのである。

「その昔、形而上学が万学の女王と呼ばれた時代があった。

そして、形而上学はその対象がひととき重要なため、たしかにこの尊称を受けるに値した…だが今では、なにかにつけ形而上学をことごとく軽蔑することが世の趨勢になり、この老婆はのけ者にされ、見捨てられ、ヘクバーのように嘆いている…万策（人々がそう思っているような）がむなしく尽きた今、学問においては倦怠とはなはなだしい無関心主義が蔓延している。これらは同時に、努力を怠った結果、学問がかけりを帯びて、混乱し、役に立たなくなったとき、学問がやがて改造され、啓蒙されることを告げる発端であり、少なくともその序曲なのである。」²⁹

パスカルが、「哲学は哲学を軽蔑することである」と述べたとき、近世哲学にとりわけ多く見られるこうした事態も、なにがしか彼の脳裏にあったことだろう。しかし、事態は、それで終わるわけではない。このスタイルのバリエーションの一つとして、（それがいつの時代であれ）そもそもの始原において、哲学的思索は澆刺と遂行されていた、だから、こうした哲学の黄金時代としての始原、遠い過去へ、あるいは本来の始原の知へと立ち戻る、始原への眼差しをもって新たな出発を期す、という発想があるからである。

こうした始原への立ち返りというイメージは、先に見たハイデガーの大学論にも典型的に現れていた。もとより、こうした語り口は、根源とか本来性といった、曖昧な観念に支えられている。始原は、たとえば、社会契約説における原初の

契約がフィクションにしか過ぎないように、常にフィクションでしかない。しかし、まさにフィクションであるがゆえに、始原や本来性は事実を超えて言説を支配してしまう。それは現在の事象の根拠として無媒介に想定されているのだから。さすがに、こうした語り口自体が一つのイデオロギーに過ぎないことは今日既に暴露され、脱構築され終えた、と言っていいただろう。一例として、周知の、アドルノによる批判を挙げておく。

「<< 本来性 >> という隠語は、言語としての — ただしそこにおいてはいっさいの特殊的内容は取り除かれている — イデオロギーである。この言語が意味を言い立てるとしても、それは、ハイデガーが死を装わせたあの < 尊厳 > のしぐさによってである。 < 尊厳 > もまたその本質は、観念論的である…ハイデガーにおける < 尊厳 > も、これまたこの手の借り物のイデオロギーの影に他ならない。」³⁰

本来性、といったような「隠語」(原語 jargon は、今日なら、さしずめ「バズ・ワード」とでも訳しておく、そのニュアンスがよく分かる)は、それを(たとえばハイデガーが)使えば、「私に反対する君は本来性に覚醒していない、だからそのようなことを言うのだ」というロジック、あるいはレトリックによって、論敵を断罪するための議論のパターンを与える。本来性というバズ・ワードによって断罪されたくなければ、自分もハイデガーの側について << 本来性 >> という

バズ・ワードを用いなければならず、気がつけば、誰も彼もが「本来性」を口にし始めることになるだろう。そして、本来性（Eigentlichkeit）という概念は、本来、すなわち、かつてそうであったところ、常に始まりとして現在を掣肘するもの、偉大な始原といった神秘的で崇高な「何か」を示唆し暗示する。すなわち、本来性を口にする者は、曖昧な始原（どこにも見せない、「いつか」「どこか」）への近さによって武装するのである。バズ・ワードとなった始原は、いつしか皆に共有され、従って、実は何も意味しなくなる。このような構造を生み出すものとして、本来性あるいは始原、始まりの如き概念の持つ危うさを感じすることは容易であり、現にアドルノは、こうした用語法のイデオロギー性を指弾するわけである。

このように考えてみれば、どのような資格において私たちは、人文知の再生（あるいは人文知の始原）を論じることができるのか、ということを問題にしないわけにはいかない。そもそも、人文学が以前には存在をア・プリオリに保証されたり、社会的に高いステイタスを享受していた時代なり地域なりが果たしてあったのだろうか、仮にあったとして、そこは立ち返るべき、理想的な場所だったのだろうか。

人文学の再生について、過去に視線を向けるならば、始原、はじまりをめぐるディスクール（と、そのいかがわしさ）についての考察が不可欠である所以である。

人文知の場としての大学、再論

次いで、既存の制度としての大学について、改めて簡単に触れておくことにしたい。

既に見たように、19世紀以後、今日に至るまで、大学は、知的学術的に国家に奉仕する機関であり続けた。従って、その一部局である文学部にも、当然のこととして国民国家への応分の奉仕が要求された。実際、文学部はそのような役割に、場合によっては必要以上に応えてきたという歴史を持つ。近代以降、文学部は、想像の共同体³¹としての国民国家が成立する上で必要な、表象の産出と維持、拡大再生産を司るイデオログとしての役割を担ってきたのである。このように国民国家と共犯関係にあったればこそ、人文学、なかでもとりわけ、自国史や自国文学は、大学内に居場所を保障され、その実在が容認されてきた。そして、このことにより、人文学はある種の偏頗な発展を遂げて来ざるを得なかった³²（外国語外国文学研究も例外ではない³³）。すなわち、想像の共同体³³を下支えすべく、そこにビルトインされたものであるからこそ、例えば文学研究のような分野は、人文学全体の中で — 語弊があるが — 言わば鎖の弱い輪という形でこそあれ、存在しえたからである。

だからこそ、今日、国民国家の終焉、あるいは止揚が視野の内に入り、それと呼応するようにグローバルな競争の下での高等教育の標準化、規格化が進行していく中で、人文学にこれまでとは異なるあり方が求められることになっていると

言えよう。否、異なるあり方が求められるところか、そもそも人文学の終わり自体が語られることは、むしろ当然であろう。要するに、人文学を抛棄する形で大学改革が外圧として強制されている、というように事柄を見ていては、事態を見誤ることになる。正しくは、二つの事態、すなわち、グローバル化が進行し国民国家が否応なく止揚されていく過程と、MOOCに代表されるような、これまでの大学とは全く異なる原理に立った高等教育が出現する過程が交錯しつつ既に始まっている状況において、大学は — 少なくともこれまでのような形の大学は — おそらく歴史的使命を終えつつあり、従って、その中でイデオログとして機能してきた人文学も必然的に終焉を迎えつつある、ということである。大学の脱構築が始まったこと、このことが事柄の本質である。

人文学を支える理念

こうした自己認識が獲得されるや否や、翻って、それでは大学の庇護なしに、すなわち制度なしに人文学はそれ自体で存立しえるか、という疑問が生じる。人文学が大学のうちに盤踞して想像の共同体に奉仕するだけのものであるなら、そこに独自の論理は不要でもあるだろう。イデオログとしての役割を果たすだけであれば、ディスクールを支配し賦活する論理はその立ち位置そのものが自ずと指定し正当化するのだから。

しかし、事柄はそういうことではないだろう。終わりつつ

あるのは、あくまでも大学の中の人文学に過ぎないからだ。大学以外にも、人文学の場所はあるのである³⁴⁰。もし私たちが人文知の再生を論じるなら、そうした制度に保証された論理ではなく、人文学単体の、人文学がそれによって自分自身を支えることのできる、人文学固有の「論理」があるうのか、あるとすればそれはどのようなものか、ということを考えるべきである。大学をめぐる新自由主義的変革とメディア環境の激変という生態学的変化のただ中で、それでも姿を変えつつ人文学が生き残る可能性があるのだとすれば、それは新しい人文知の論理と言語を作り出す可能性に他ならない。言い換えれば、人文学の理念をどう把握し、提示するか。これが考えられるべき最後の問題となろう。

おわりに

20世紀型大学がもう終わりつつあり、21世紀型大学、あるいは大学の脱構築への踏み出しがなされた、と認識すること、そうした事態を踏まえた上で、カッサンドラー・コンプレックスを脱し、自分自身を証す、説得の論理を構想することが、「人文知の再生」の哲学的な意味であろう。そのような論理が何であるか、容易に答えが出せるわけもない。しかし少なくともそこに求められるのは、第一に、自分自身の生態学的な位置並びに由来を知ること、すなわち、透徹した批判的な自己知、第二に、そのような自己知の結果とし

て、可能な限りイデオロギー性を免れた、説得の論理とでも呼ぶべきものを構築すること、この二点であろうと私は考える。仮に、人文知に再生がありうるのだとすれば、その正否はここにかかっている。なお、後者については、おそらくは解釈学や発見の論理といった判断力 (iudicium) に関わる、人文学がこれまで蓄積してきた遺産をどのように引き継ぎ展開するか、ということに大きな意味があるように思われる。この点については、稿を改めて論じることにはしたい。

注

1 もとより、非西洋文化圏にもすぐれた人文知の蓄積があったことは重々承知しているが、それは対象としない。また、マドラサ、藩校などといった非西洋的高等教育制度についても同様である。

2 日本における大学教員の実数はほぼ、17万人（専任のみ）、うち、人文系学部に所属する者は2万3千名で、全体の13.5%を占める。

（文部科学省・文部科学統計要覧（http://www.mext.go.jp/b_menu/touket）による。）

3 数年来、ビジネス系の雑誌が、繰り返し「ビジネスに役立つ教養」「エグゼクティブとして求められる教養」といった特集を組んでいることは周知だろう。また、大学と人文学の同一視がきわまったところでは、次のような滑稽な表題の特集も見られる。「現代思想 2015年11月号 大学の終焉－人文学の消滅」青土社

人文学が消滅すれば大学も終焉を迎えるはずだ、とは私自身も信じていた主張だが、そのような訳もないことも、自明であろう。こうしたタイトル自体、ある傲慢な鈍感さの現われでしかない。

4 9月11日には下村前文部科学大臣が記者会見で「廃止ではなく見直しを求めるものであったのが誤解された」と釈明した。また9月18日には、日本学術会議幹事会で、高等教育局が「通知は大学の自己改革を促すことが目的だった」とする資料 (<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/kanji/pdf23/siryo218-3.pdf>) を配付した。

5 本稿執筆時点での各国立大学の「対応」について、データとしてまとめられているものに、http://eic.obunsha.co.jp/resource/pdf/exam_info/2015/1030_n.pdf がある。興味のある向きは参照されたい。当然ながらこれは公表されている限りでのものであって、おそらくはこれに数倍する数の「対応策」が現在議論されているはずである。

6 こうした岩波書店が形成した知的表象空間を「在野アカデミズム」と呼び、それと正統の「官学アカデミズム」を対比し関係づけた研究として、天野郁夫,2009,『大学の誕生 上 帝国大学の誕生』,中央公論社
吉見俊哉,2011,『大学とは何か』,岩波書店がある。

7 これは筆者の実体験でもある。大学教員の多くが事の重大さを認識するよりも前に、ある人文系出版大手のベテラン編集者が、筆者との私的な会話の中で、この点についての危惧を述べたことは印象深い。この人物は、読者、執筆者層双方の希薄化を帰結するので、近年の「バックラッシュ」は出版業界全体の危機を招来する、という認識を持っていた。2015年春のことである。

8 特に東日本大震災以後、原発批判が勢いを増した際に、(ここで、「印象」を正直に言葉にするならば)メディアで無責任な発言を繰り返した「重鎮」クラスの原子力工学者の自堕落な姿を目の当たりにして、体制に絡めとられた専門家のみならず、専門知一般に対する侮蔑の「気分」が大衆の間に醸成されてきたことを指摘できよう(「原発ムラ」をめぐるとりどりの議論は、そのような影響を及ぼした)。お偉方の原子力工学者が本当に侮蔑に値するか否かは、もとより別の話である。重要なのは、そのような「気分が醸成されてきた」という事実である。政治的リーダーはそうした世論、あるいはそ

の下支えとしての集团的無意識にはすこぶる敏感であって、政策目的を実現するためにそれを利用し、時に扇動しさえするのは、常識である。

こうした気分の学術的表現としては以下が代表的である。

安富歩, 2012, 『原発危機と「東大話法」傍観者の論理・欺瞞の言語』, 明石書店

9 丸山眞男, 1964, 『現代政治の思想と行動』 未来社

10 経団連は9月9日、「声明のなかで『大学・大学院では、留学など様々な体験活動を通じ、文化や社会の多様性を理解することが重要』と指摘。その上で、文系と理系にまたがる「分野横断型の発想」で、様々な課題を解決できる人材が求められていると主張した。」(9月10日付朝日新聞)

11 「彼らは出来のよい時計仕掛けである。ただ、彼らのゼンマイを正しく巻いてやるよう、心を配りさえすればよいのだ！ そうすれば、彼らは忠実に時刻を示しつつ、ある控え目な騒音を立てる！」(ニーチェ (吉沢伝三郎訳), 1993『ツァラトゥストラ』, 筑摩書房より「16 学者たちについて」p.228)

12 真の反知性主義は真の知性の結果でしかない。この弁証法を踏まえた上でなければ、「反知性主義」なるタームは、敵対者に対する、あまり品のよくないレッテル張りにしか過ぎない。

反知性主義の哲学的背景については以下を参照。

森本あんり, 2015, 『反知性主義 アメリカが生んだ「熱病」の正体』

リチャード・ホフスタッター (田村哲夫訳), 2003, 『アメリカの反知性主義』, みすず書房

13 「しかし、権力の論理のほかに、まだ今のところは、別の論理に従う営為もありうるのであり、じっと目を注ぎ、すべてを公開すれば、力で勝った方が道徳的に敗れているということも、証明しうる余地はまだなくはない。そして恐らくその全過程を完全に、書ききったとき、まぎれもなく、私自身は解体する。」(高橋和巳, 1971, 『我が解体』, 河出書房新社)

14 OECD, 2008, *Tertiary Education for the Knowledge Society vol.1 Special*

Features: Governance, Funding, Quality

15 ポローニャ・プロセスの詳細については <http://www.ehea.info/> を参照のこと。自由主義的なこのプログラムの一環として、学生の EU 域内での自由な移動による勉学（エラスムス・ムンドゥス）があり、それが一定以上の成果を挙げていることは、私も実見しているところである。こうした有効性も確かにありつつ、しかし、同時に、結局のところ改革は、彼の地でも人文を封殺しつつあることは同様である。

小林敏明, 2013, 「ネオ・リベラルの大学改革と人文学の危機」(西山雄二(編)『人文学と制度』, 未来社, p.119ff.)

なお、同書には長坂真澄によるエラスムス・ムンドゥスの紹介が掲載されている (p.410ff.)。

16 OECD による自由主義的大学改革については、

田中秀佳, 2014, 「世界銀行・OECD の教育財政論の展開と新自由主義」, 細井克彦、石井拓児、光本滋(編), 2014, 『新自由主義と大学改革 国際機関と各国の動向』, 東信堂, p.55, p.60

17 以下、MOOC についての記述は、以下による。

重田勝介, 2014, 『オープン・エデュケーション 知の開放は大学何をもたらすか』, 東京電機大学出版局

重田勝介, 2014, 『ネットで学ぶ世界の大学 MOOC 入門』, 実業之日本社
金成隆一, 2013, 『ルポ MOOC 革命 無料オンライン授業の衝撃』, 岩波書店

18 MOOC が大学自体の終焉につながるのではないか、という懸念を、土屋は以下のように述べる。高等職業訓練機関としての20世紀型大学が内包していた論理がMOOCによって顕在化する、という土屋の議論は本稿の論旨とは異なるものであるが、両立不可能なものではない。

「すなわち、学生ないしそのスポンサーである親は、本人の雇用可能性を向上させるために高等教育サービスを購入し(学生消費者モデル)、高等教育サービスは、素材としてのその本人に対して追加の価値を学習成果として

付加し雇用市場に送り出す(大学工場モデル)ということになるが、雇用市場が評価するのは学習成果であり、大学を卒業したという大雑把な事実ではない。言い換えれば、大学に関する一連の二〇世紀的な理解は、学位授与機関としての大学の存在を不要とする論理をすでに内包していたといえる。

MOOCの登場はその論理を顕在化させるものである。」

(土屋俊「デジタル・メディアによる大学の変容または死滅」, 2013, 広田他編『シリーズ大学1 グローバリゼーション, 社会変動と大学』, 岩波書店, p.188)

19 実は、中世の存在論は大学のような制度のみならず、現実のさまざまな面でリアルなものとなっている。一例を挙げれば、中世盛期ゴシック時代の存在論と建築の対応関係を論じたものとして、アーウィン・パノフスキー(前川道郎訳), 2001, 『スコラ哲学とゴシック建築』筑摩書房、を挙げることができる。

20 哲学史におけるこうした大規模な変動について論じたものに坂部恵, 1997, 『ヨーロッパ精神史入門ーカロリング・ルネサンスの残光』, 岩波書店、がある。本稿との関連では、特に45ページから始まる数章が参照されるべきである。

21 既存の、ある観点からは時代遅れになったシステムをいわば脱構築することで普遍的な意味を発見する、という発想自体、実はカント哲学の根本的な方法に他ならず、本書はその方法を大学論に応用したもの、と見ることもできる。

22 なお、留意すべきであるのは、個別の専門学への分化を戒め、大学における教育の総合性を強調するとは言え、ドイツを中心とした大陸系と英米のそれとの間には「教養」の理念に関して、相違があるということである。この点について、ミルの大学論は、教養の意義を次のように唱道する。ドイツの大学が国家と哲学によって制度として成立したため、学の体系性、大学の総合性が重視されたのに対して、英米では全人的教育という理想を実現する

ために、教養（リベラル・アーツあるいはリベラル・カルチャー）という理念が唱道された。

「大学は職業教育の場ではありません。大学は、生計を得るためのある特定の手段に人々を適応させるのに必要な知識を教えることを目的とはしていないのです。大学の目的は、熟練した法律家、医師、または技術者を養成することではなく、有能で教養ある人間を育成することにあります。」（ミル（竹内一誠訳）、2011、『大学教育について』、岩波書店、p.12）

今日、文学部存続を目指す人びとのディスカールにおいて、「教養」がキーワードとなっているが（先に引いた経団連の声明もそうだった）、どちらの教養が念頭に置かれているのか、論者によって食い違いがあるようにも思われる。これはまた、リベラル・アーツという用語に関しても同様である。

23 この意味で、19世紀型大学を哲学的大学と呼ぶこともできる。

Ulrich Johannes Schneider, 1993, *Philosophie und Universität-Historisierung der Vernunft im 19. Jahrhundert*, Felix Meiner, S.47ff.

24 シェリング（勝田守一訳）、1957、『学問論』、岩波書店、p.12ff.

25 この点を仮借なくあばいたのが、エドワード・W・サイード（今沢紀子訳）、1993、『オリエンタリズム』、平凡社、である。

「東洋人の世界の認知可能性と自己確認とは、東洋人自身の努力によってもたらされたものではなく、むしろ、西洋がオリентというものを同定するにあたって、認知作業の技術的操作のために採用した複合的手続の総体によってもたらされたものなのである。そこで、私が論じてきた文化的関係の二つの様相がここでひとつに結びつく。すなわち、オリентの知識は、力を背景にしたものであるからこそ、ある意味で、オリентや東洋人やオリент世界を想像するのである。」（文庫版上巻 p.100）

26 このテキストを収録した全集の巻はまだ刊行されていない（その理由を私は詳らかにしない）。原文は現在では <http://www.uni-giessen.de/~g31130/PDF/polphil/Heidegger.pdf>

で読むことができる。以下、本テキストの訳は

「ドイツ的大学の自己主張」(清水・手川編訳, 1999, 『30年代の危機と哲学』, 平凡社) から引用した。なお、訳文はいささか不自然なもののなので、引用の際に若干の手直しを施した。

27 当然のことだが、ルネサンスの後になって、「中世」、すなわち「古代と近代の間の、中間の時代」という用語が出現した。古代、中世、近代という三分法はクリストフ・セラリウス (Christoph Cellarius; 1638-1707) に由来し、その時から我々の時代である近代と古代の間に横たわる別の時代として中世(間の時代)は考えられた。

Dirlmer(et.al.),1995, Kleine deutsche Geshichte. Philip Reclam, S.17

28 デカルト (谷川多佳子訳), 1997, 『方法序説』, 岩波書店, p.32

29 カント (石川文康訳), 2014, 『純粹理性批判』, 筑摩書房, p.16

30 アドルノ (木田他訳), 1996, 『否定弁証法』, 作品社, p.191ff.

31 ベネディクト・アンダーソン (白石隆・白石さや訳), 2007, 『想像の共同体－ナショナリズムの起源と流行』, 書肆工房早山

32 サイードがオリエンタリズムとして指摘した、西洋による大規模な表象生産の機構において、大学が占める位置は小さいものではない。

また、皇国史観、などという際物を例にしなくとも、十五年戦争の際に、東京帝国大学の国史学専攻がその教育と大学内外での言説によって、どのような役割を果たしたのか、ということを考えてみれば、この点は明らかである。

33 高野里恵子, 2006, 『文学部をめぐる病い－教養主義・ナチス・旧制高校』, 筑摩書房、では、権威ある言語であるドイツ語教師を輩出し、津々浦々に送り出すという点でそれ自体が権威づけられた存在と見なされた東京帝大独文専攻をめぐる悲喜劇が描かれている。

34 「小説なり詩なりを書こうとするなら、年に五百ポンドの収入と鍵のかかる部屋をもつ必要がある」とはヴァージニア・ウルフの言葉である (ウル

フ（川本静子訳）、1999、『自分だけの部屋－ヴァージニア・ウルフ・コレクション II』、みすず書房、p.159）。

ウルフは物質的条件の保証が創作を可能にするという主張を徹底して譲らないが、この五百ポンドという数字は、1920年代と今日のポンドの価値を比較し、現在の為替レートで計算してみると、ほぼ350万円程度になる。ウルフは、この本の別のところで「年に五百ポンドもあれば楽しく暮らしていけるというのに、もっと金儲けをしようと建物の中に入っていく」（p.58）とブルジョア連をスケッチしているから、この五百ポンドという金額は、単身者がぎりぎりの生計を立てるに足る収入として、現在の我々の金銭感覚とも合致するところだろう。

フェミニズムの文脈で読まれることが多いこのテキストだが、本稿での関心に引きつける形で、しかも多少意地悪く解釈すれば、この程度の手取りと安定した住処（と相応の根性）さえあれば、人文学など、大学に所属しなくても研究できる、という主張としても読める。人文学不要論の一環として、大学の中にいなければ本当に人文学研究はできないのか、という問いは十分考慮に値する。この問いに対して、大学の部局としての人文系学部の不可欠性、あるいは人文的教養の社会的有用性を言い立てることはできよう。しかし、先に注3で述べたように、そこからさらに進んで人文系学部の廃止をもって研究教育機関としての大学が終焉を迎える、というような主張がなされるのだとしたら、それはあまりにも安直かつ自己中心的な態度である。はっきり言えば、難解な術語でなされる一見ハイブrouな議論の向こう側に、文系教員の（それも現在既に専任ポストを得ている者の）雇用と身分だけは保障したい、という本音なり下心なりが透けて見えるようなら、それは、あまり見栄えのいいことではあるまい。

批判の学としての「国文学」

空 井 伸 一

はじめに——「批判」について

「批判」という言葉をタイトルに上したが、これは、学問・研究というものは常に critical であらねばならぬという、自分にとっての原則・信条を示したものである。いまからもう四半世紀ほど前になるが、駒澤大学にいらした袴谷憲昭先生が「批判仏教」ということを御著書⁽¹⁾で示され、仏教徒である私はそれに衝撃を受け、以来それを肝に銘じてきた。

大学は、今や『職業としての学問』 *Wissenschaft als Beruf* に示されたマックス＝ウェーバー流の価値判断排除の思想に導かれ、ただ単に知識の切り売りで事足りりとする似非客観主義に席捲されているように思われてならない。

その証拠に、私どもの関与する宗教学や文化人類学や民俗学では、もともと日和見主義の貶称として用いられていたシンクレティズム（和解主義）が急速に市民権を得て、その呼称のもとにどんな混淆宗教も下手な価値判断を加えずに細大洩らさず宗教現象として報告されるに至っている。

しかし、私は、宗教とは、少なくとも、自分の信念を言葉によって正邪を決しながら表明していくことにあると思っているので、その最低条件を自らに課して、大学に職を得ている限りは、反ウェーバー的な意味で、「批判としての学問 (Wissenschaft als Kritizismus)」の確立を目指したい。(94頁)

仏教では、元来、「あれかこれか」を峻別する知性を「慧 (prajñā、般若)」と呼んで、それを最も根本的なものと見做していたのであるが、この基盤を骨抜きにしたものこそ、「仏教は寛容な宗教である」というあの世に蔓延^{はびこ}った通念であったかもしれない。「苦行を否定した釈迦は、牛乳を飲み、美しい林の中で修行したが、飢ゑたキリストは、無花果の樹に、今より後、果を結ばざれ、と言つてゐる。キリストは、泥棒と一緒に磔になつたが、お釈迦様が死ぬ時には、象も泣いた蛇も泣いたと伝説は語ります。余程の違いです。」という小林秀雄などはまだいいほうで、梅原猛氏などは「和」を根幹に置く、寛容の権化ともいうべき「十七条憲法はすばらしいものだと思う。あの時代は天皇絶対制だからそこにデモクラシクな思想が含まれないのが普通だと思いますが、聖徳太子はそこに、身分より平等関係を重視する思想を入れたのです。」と言ひ、その思想をわざわざ「仏教の平等の思

想」(傍点袴谷)と呼び換えた上で、今や「世界に向かい」その「平和共存の哲学を大音^{じょう}声」で宣言することは必要だ」と喧伝するに至っているが、かかる「和」の思想は全く仏教ではないことを思い知らなければならない。(306頁)

自分にとって、幾度読み返しても鮮烈な衝撃の失われない文章であり、それだけに先生の仰ることに対して、ここで何か分かったようなことを述べるなど到底出来ない。代わりに、いささか俗な例をもって、わたしなりの「批判」の趣意を示したいと思う。

例えば「無学」「縁起」「我慢」「分別」といった、日頃常用される熟語を挙げてみよう。言うまでもなく、これらのいずれもが、いわゆる「仏教語」とされるものである。そして、このいずれもが、実は本来の意味とは相反した、さかしまな意味で用いられている、などと豆知識的に説明されたりもする。

「無学」は今では学識のない者を指して言うある種の貶称だが、仏教語としてのそれはもはや学ぶべきことがない境地に達した修行完成者、いわゆる「阿羅漢果」を得た聖者を意味する。「縁起」は仏教の根本中の根本原理であり、あらゆる事象はそれ自体で成り立つものではなく、原因によって起こる、いわゆる此縁性を意味するもので、常在する実体を否定するものであるが、現在では縁起が良いとか悪いとか、あ

るいは「寺社縁起」といった用法にみるように、むしろ固定的な「実体」の成り立ちを補完する言葉に成り果てている。「我慢」は本来は自我を張ることによる慢心を意味し、明らかに否定的な語義なのだが、現在ではすっかり自己抑制の美德のような言葉に為り変わっている。

しかしこの中で注意したいのは、「分別」という言葉である。仏教は善悪のような二項対立的な価値判断を超越した境地を目指すものであり、従って「分別」とは、仏教においては本来ネガティブな意味であり、「無分別」こそが望ましいのだ、などとしたり顔で語る向きもある。しかし断言するが、そのようなポストモダンめかした価値相対主義は、仏教とはなんの関係もない。通俗化した大乘や密教、禪ならばそういうこともあるかも知れない。しかし、釈尊の説かれた仏教とは、悪を注意深く退け、善を主体的に選び取り、それによって自らの心を清らかにすることに努める、言ってみれば「分別主義」に他ならない。そのことを端的に示すものとして、Dhammapada183偈、いわゆる「七仏通誡偈」の冒頭句を挙げることができるだろう。ただし、それをどう受け止めるか、善と悪の分別をどのように見なすかについては差も認められる。以下に原文及び訳例の幾つかを示し、私見を述べる。

①パーリ語原文（P T S版）

Sabba pāpapssa akaraṇaṃ kusalassa upasampadā

sacitta-pariyodapanam Etam buddhāna sāsanaṃ.

②漢訳「法句経」（大正新脩大蔵経データベース SAT
No.210）

諸悪莫作 諸善奉行 自浄其意 是諸仏教

③中村元訳

すべて悪しきことをなさず、 善いことを行い、 自分
の心を清めること、 これが諸の仏の教えである⁽²⁾

④片山一良訳

いかなる悪も行わず もっぱら善を完成し 自己の心を
浄くする これが諸仏の教えなり⁽³⁾

②の漢訳「諸悪莫作 諸（衆）善奉行」は、一休宗純の揮毫などもあり、世上最もよく知られたフレーズだろう。だが、原典におけるsabbaの、一切の、すべてのという悉皆性を断言的に示すニュアンスは、「諸」の字義によって殺がれてしまう。「諸」にあまねくという原意はあるとしても、通行の意味にそのような悉皆性はない。例えば「諸悪」という熟語は、「もろもろの悪行。多くの悪事。また、多くの悪い現象・状況⁽⁴⁾」といった、漠然と「多く」を意味するものと説明されるに過ぎない。原典のsabbaに即せば不徹底な訳し方

と言わざるを得ない。③や④のように、「すべて」「いかなる」という訳が適切である。しかし、③の訳では、upasampadā (upsampajjati) の、到達する、成就する、具足するという、これもまた悉皆性を意味する語義が取り漏らされている。③のような訳し方では、悪いことは止めましょう、できるだけ良いことをしなさいといった程度の、世俗の道德標語の域を出るものではない。この偈はそのようなぼやけたものではなく、④のように、悪は徹底的に退け、善を完璧にせんとする峻厳な姿勢を示したものと解されなければならない。そこには、善悪を曖昧にする余地などそれこそ一切存在しない。

そしてこのような「分別」のありかたを別の言葉で言い換え、学問に適用するならば、袴谷先生の仰るところの、「批判」になる。あれもこれも結局は同じだというような、ふやけた価値相対主義は峻拒し、かれとこれとの差異を徹底的に見極め、よりよいもの、より正しいものを選び取るよう努めるのが、仏教徒であるわたしにとっての、宗教的かつ学問的信条に他ならない。ただし断っておきたいのは、Dhammapada183偈において、清らかにするのはsacittaすなわち^{なか}自分の心であると明言されているように、「批判」の矛先は自身に向けられるということである。これとは逆に、例えば何かの規範意識を笠に^な着て他者の悪を断ずることが目的とはならない。②の漢訳は、その意味でも大いに問題がある。「莫^{なか}れ」は禁止の意であり、とすれば、七仏の威を

借りて他者にモラリティを強制することになってしまう。そうではなく、「自分の信念を言葉によって正邪を決しながら表明していくこと」を肝に銘じるのが、わたしにとっての「批判」に他ならない。

しかしこのような考え方は、客観的、価値中立的なあり方こそがアカデミズムには望ましいと捉える向きからは反発を受けるかも知れない。また、分別を青臭いことのように見下し、対立を超えて大同につくことが、それこそ「大人の分別」のように語られることが、この国では往々にしてある。

実はこのシンポジウムのパネリストとして伊東利勝教授から指名されたとき、わたしはそれを一度ならずお断りした。このような問題提起に即して何かを言うことになれば、自らに課した如上の信条に従い、自身の価値判断やイデオロギーをむき出しにせざるを得ないからである。昨年度この大学に着任したばかりの新入りがなにか主義主張めいたことを言うのは差し控えたいというのが正直な気持ちであった。しかし考えてみればそれは聞いて下さる方をずいぶんと見くびったことであるし、なによりも critical な態度ではない。それ故、良い機会をいただいたと考え、覚悟を決めて忌憚の無いところを述べることにする。

1 「文学部」について

さて、唐突だが、愛大文学部着任時、わたしはまことに得

がたい場に来ることが出来たと感激し、新任の挨拶ではいささか冗談めかしながら、しかしもちろん本気で、自分の新しい職場を「パラダイス」に喩えた。そして今でもその気持ちは変わっていない。

しかし、同僚の方々にとっては、そんなことを言われても釈然としないかも知れない。場合によってはなにを見え透いたことを言っているのだと鼻白まれるかも知れない。しかしそれは、わたしに言わせればパラダイスにいたことがもはや当たり前になっているからなのだ。そこがすばらしいところだと感じるためには、それと真逆の体験をするにしくはない。

わたしは長らく高等専門学校、いわゆる「高専」という学校で、一般科目としての国語や日本文学を担当する教員として勤務してきた。そしてそこで、文系科目、就中「文学」につく者の疎外感・違和感をひしひしと味わってきた。それは端的に言えば、「実学」至上主義という発想に対する違和感である。

「高専」は、中学校を卒業したばかりの学生に対して五年間にわたる専門教育を施し、日本の産業の柱、「ものづくり」に貢献するエンジニアに育て上げる、文字通り「実学」の場である。もちろんそれ自体は立派なことであり、そこで働くことはわたしにとっても誇らしいことであった。しかしその一方、文学をはじめ、人文系の学問は個人的・趣味的なものと思下す雰囲気、正直言ってそこには厳然としてあった。

この学校では、文学などということではなく、実務的な文章を書けるような教育に徹して欲しい、そのような要求は陰に陽に示された。それは高専という場においては無理からぬことと承知はしているのだが、しかし、実学こそ優位という発想は受け容れがたく、また、福島核災害に際し、実学なるものがそのような時にどう振る舞うかを目の当たりにしてからは、その拒否感はいっそう募った。それ故、縁あってこの「文学部」に身を置けることになったとき、わたしにとってそれは天にも昇るようなうれしさだった。

しかし、これでは前の勤め先を悪し様に言うようで気が咎めるが、決してそういうことが本意ではない。実務的なリテラシー教育を求めるのは、高専という学校にとってはむしろ当然で、そういう場が必要なのだということは十分承知している。また、前の勤め先が極端に偏っていたわけでもない。こういう「実学至上主義」は、むしろ現今では支配的であり、しかもその傾向はますます強くなってきているという実情がある。そのことを端的に示すものとして、国立大学のあるべき方針を文部科学省に提言する「国立大学法人評価委員会」なる組織の、2014年8月4日付けの最新の提案の中に示された一節を以下に引く。

2. 組織の見直しに関する視点

- 「ミッションの再定義」を踏まえた速やかな組織改

革が必要ではないか。特に教員養成系学部・大学院、人文社会科学系学部・大学院については、18歳人口の減少や人材需要、教育研究水準の確保、国立大学としての役割等を踏まえた組織見直し計画を策定し、組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換に積極的に取り組むべきではないか。

(国立大学法人評価委員会第48回総会資料 2014年8月4日)

ここに示されたのは、端的に言えば国立大学には「教員養成」や「人文社会系」のコースは要らない、廃止しろということだ。その理由は、「社会的要請」が高くないから、つまり役立たずだからということになる。文学部などはその最たるものだろう。

ここでは一応「案」というかたちにはなっているが、そもそもこのような「提案」を上申する「識者」というのは文字通り曲学阿世の寄せ集めであり、その提言はいわば「やらせ」で、およそこの方針に向かって舵を取ることになっている「出来レース」に他ならぬ、と思っていたら、案の定、この資料を作ってまもなく、このシンポジウムが行われる今月六月に入ってからすぐに、文部科学大臣下村博文の名義で国立大学宛「中期目標」の通知がなされたのは周知の通りである⁽⁵⁾。

かつてわたしが国立大学の文学部の学生だったとき、文学部長を務めていた研究室の主任教授が、「文部省（当時）は

本気で文学部を潰そうとしている」と嘆くのを一度ならず聞いたことがある。不出来な学生であった自分は、ふん、そんなものと高を括っていたが、それから三十年ほど経ち、今まさにその狙いが実現しようとしているわけだ。

国立大学の運営資金の多くを占めるのは国民の税金である以上、国民のために効率よく活用するのは当然のことであろう。それ故、もしもこの提言に理があるのなら、文学部が廃止されても文句は言えまい。また、国立大学から文学部が無くなったとしても、愛大のような私立の伝統校にそれが残るのなら、それはそれでいいのかも知れない。

しかしわたしは、「文学」こそ大学で学ぶ学問の王道だと考えている。大学にはなくてはならないもの、そして、税金によって多くがまかなわれる国立大学だからこそ、文学部は必要だと考える。製品を作ってお金を儲けたりするような、目に見えるかたちでの実益はないかも知れない、しかし、実学以上に「生きるため」の役に立つ学問だと考える。

ただしそれは、文学作品を読むことで心が豊かになるとか、あるいは自分が専攻する古典文学の場合、よく言われるような、「日本文化の源流を知ること、国際的に通用する日本人としてのアイデンティティを確立する」といったことでは、全くない。私の考えるところはむしろ全く逆である。脱線めくが、このことについてゆくりなくも痛感した出来事があった。以下の文章を御覧いただきたい。

「古典文学と向きあい日本人の美意識の源流をたどる。
日本古典文学概論」

日本人は「月」から、もの憂げな感情や秋を連想しがちですが、それは日本人の国民性に由来するのでしょうか。『万葉集』の中でも定番の額田王の歌「熟田津に船乗りせむと月待てば潮もかなひぬ今は漕ぎ出でな」で描かれているのは戦闘準備の勇ましい様子であり、もの悲しさとは無縁でした。その後の『古今集』で“月＝メランコリック”という表現が生まれたことによって現在の月のイメージが定着したのです。こうした「月」や「四季」といった言葉をモチーフとして、古典文学の奥深い魅力を知ってもらうのが私の授業です。四季についても同様で、もともと季節には明確な境目がありませんでしたが『古今和歌集』の部立てによって、初めて春夏秋冬という名前を与えられたのです。後の『枕草子』では四季の特性や趣について語られ、季節のイメージが形成されました。作品と向きあい、私たちの文化や美意識の源流ともいうべき古典文学の面白さを味わってほしいと考えています。

今年度の『愛知大学案内』という冊子に、わたしの担当する授業が記事として載せられることになったのだが、わたし

のインタビューをまとめてくれたライターの方の手になるこの文面をゲラで読んだ時、それこそ自分の目を疑った。話した主旨とまるで正反対になっていたのである。タイトルには「日本人の美意識の源流をたどる」とあるが、わたしはそのような「源流」みたいなものがほんとうにあるのかどうか、自分の目で「原典」を確かめることが大切であり、大学の勉強とは「原典」をきちんと読んで判断する能力を身につけることなのだ、そのような話をしたつもりであった。以下に、慌てて本人が書き直したバージョンを示す。

「原典にあたることの大切さ 日本古典文学概論」

日本人は昔から四季の移ろいを繊細に受け止め、自然を愛しみ、共生してきた、よく聞く物言いです。しかし果たしてそれは本当でしょうか？ 人が言ってるからといってそのまま鵜呑みにするのは知的な態度ではありません。ひとくちに日本人の自然観と言っても、例えば『万葉集』と『古今和歌集』とでは同じ「月」を詠むにしても違いがあります。ましてや千年を超える古典文学の世界を一律に語れるはずがありません。文学部で学ぶからには、原典にあたって自分の目で確かめて欲しい。この授業では、「月」「悪」「怨霊」「旅」「貨幣」といったトピックスを手がかりにして作品を読み、古典の世界における価値観や感受性のあり方を具体的に検証してゆきま

す。何かについて価値判断を為す場合には、必ずその「元ネタ」にあたること、これは古典文学に限ることではなく、現代社会を生きる上で必須のリテラシーでもあるのです。

しかし、この取り違えについて、ライター氏を責めることはできない。わたしの話し方が逆説めいて分かりにくかったことが原因のひとつでもあらうと反省している。そしてなによりも、この行き違いのもっと大きな問題は、ライター氏のまとめ方のほうが、実は世間の期待する「古典文学」、「国文学」のあるべき姿であり、それが反映されたのではないかということだ。

例えば2006年に公布・施行された、いわゆる「改正教育基本法」における「教育の目標」には、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」という一項が新たに設けられた（第2条の5）。また、これを踏まえたいわゆる「新学習指導要領」においては、「古文」や「漢文」の学習に関し、「伝統や文化に関する教育の充実」ということが明記されている。ライター氏は、公教育において監督官庁からこのようにせよと示され、そのように現場で実践されている、極めて「常識的」と思われるところに沿って、わたしの話を「まとめた」のである。

しかしわたしは、だからこそ「伝統や文化」は鵜呑みにしてはいけない、むしろ疑ってかかった方が良いと考える。でなければ「殺される」こともあるのだ。そういうことを見極める作法こそ、文学部で身につくスキルであり、だからこそ、政府や文科省はそれを潰すことに躍起になっているのだと、いささか物騒なことを、しかし本気で言うておく。

2 「国文学」の病巣と、それを切除する試みについて

さて、わたしは「国文学」研究室の出身だが、この学問は、その名義が示すように、自覚的に警戒していないと、国家主義的ウヌボレに墮落する、宿命的な病根を宿している。近代日本の、学問としての「国文学」の成立は1890年前後とされるが、その際、西洋を規範とするアカデミズムに伍するため、それまでの「国学」的な伝統と、近代西洋の「文献学」との接合が、芳賀矢一らによって計られた。周知の通り「国学」は、それまでの伝統歌壇における古今伝授のような、雑学・芸道的なあり方を排して、文献に即して批判的にそれを読むというすぐれて合理的な発想を持つものであった。それは、まさにcriticalな学問的態度といえよう。しかしその一方、日本の純粋な古道・始原・オリジンなどという、論証不可能なカルト的価値を称揚し、外来の文物を異物・汚染源として排斥するという、狂信的な病巣をその軸に据えるものでもあった。国文学においてこの病巣は、西洋文献学との接合によって学

間的な装いをもってマスキングされはしたが、しかし、その本質が変わることはなかった。むしろ、民族や古典文化を考究するドイツ文献学、Philologie のあり方によって強化される場所があった。例えば芳賀矢一の『国民性十論』などというテキストはその典型と言える。強国ロシアに戦勝した高揚感のもとにあった時代性を割り引くとしても、通俗の極みとしか言い様のない自惚れ鏡のようなこのテキストに、知性のかけらも認められない。かくの如く国文学に内在する非知性的な自文化称揚の病根は、その後の成り行きを見れば明らかのように、国家主義、ファシズムとは強い親和性があり、容易に結託しうるものであった。

それ故、文学など国益にとって役に立たぬという言い条によって国から恫喝されるとき、国文学は、再びその病根をこじらせるのではないかという危惧が、わたしにはある。国文学は、日本固有の伝統を考究することによって国民精神を明徴し、ナショナル・アイデンティティに資する、国のために役に立つ学問なのだ、などとという論法が、またぞろ頭をもたげることあるまいか。そのような論証不可能なものを幻視する振る舞いを、学問などと認めることは断じてできない。むしろ、国からの脅迫にさらされる今だからこそ、国家主義を利することは峻拒し、それを強化するような始原の物語など決してあり得ぬことを見極める、criticalなまなざしを「国文学」は持つべきと考える。

さて、役に立たないから潰せと迫られている人文系の学問において、ならば身につけることが出来るスキルはなにかと問われれば、それは「読む」ことだと、わたしは答える。国文学ならばくずし字を含め、古典のテキストを読めること、日本史ならば文書^{もんじょ}、外国文学ならばそれぞれの原書、社会学や心理学であれば統計資料も含むだろう。そうした一次資料、原典、元ネタ、ソースを読みこなし、適切に、批判的に考察を加え、それを言葉で表現できるようになることが、大学における学問の骨法であると、私は考える。そして、そのように真摯にテキストと向かい合うならば、唯一・純粹の始原や、固有の伝統などは決してあり得ないということが、論理的な必然として導き出されるはずなのだ。

このことに関して、わたしが行っている授業の実践例を以下に示す。以下の資料A～Dは、文学部一年生が必修科目として受講する「人文社会学総合研究」において用いたものである。

A『雨月物語』卷之二「浅茅が宿」

(岩波日本古典文学大系版)

寛正二年、畿内河内の国に畠山が同根の争ひ果さゞれば、京ぢかくも騒がしきに、春の頃より瘟疫さかんに行はれて、屍は衢に畳、人の心も今や一劫の尽るならんと、はかなきかぎりを悲しみける。勝四郎熟思ふに、かく落

魂てなす事もなき身の何をたのみとて遠き国に逗まり、
由縁なき人の恵みをうけて、いつまで生べき命なるぞ。
古郷に捨し人の消息をだにしらで、萱草おひぬる野方に
長々しき年月を過しけるは、信なき己が心なりける物を。
たとへ泉下の人となりて、ありつる世にはあらずとも、
其あとをももともとて壟をも築べけれと、人々に志を告て、
五月雨のはれ間に手をわかちて、十日あまりを経て古郷
に帰り着ぬ。

此時日ははや西に沈みて、雨雲はおちかゝるばかりに
闇けれど、旧しく住なれし里なれば迷ふべうもあらじと、
夏野わけ行に、いにしへの継橋も川瀬におちたれば、げ
に駒の足音もせぬに、田畑は荒たきまゝにすさみて旧の
道もわからず、ありつる人居もなし、たまたまこゝかし
こに残る家に人の住とは見ゆるもあれど、昔には似つゝ
もあらね、いづれか我住し家ぞと立惑ふに、こゝ二十歩
ばかりを去て、雷に摧れし松の聳えて立るが、雲間の星
のひかりに見えたるを、げに我軒の標こそ見えつると、
先喜しきこゝちしてあゆむに、家は故にかはらであり、
人も住と見えて、古戸の間より燈火の影もれて輝々とす
るに、他人や住、もし其人や在すかと心躁しく、門に立
よりて咳すれば、内にも速く聞とりて、「誰」と咎む。
いたうねびたれど正しく妻の声なるを聞て、夢かと胸の
みさわがれて、「我こそ帰りまゐりたり。かはらで独自

浅茅が原に住つることの不思議さよ」といふを、聞しりたればやがて戸を明るに、いといたう黒く垢づきて、眼はおち入たるやうに、結たる髪も脊にかゝりて、故の人とも思はれず。夫見て物をもいはで潜然となく。

B『源氏物語』「蓬生」（小学館新編日本古典文学全集版）

卯月ばかりに、花散里を思ひ出できこえたまひて、忍びて、対の上に御暇聞こえて出でたまふ。日ごろ降りつるなごりの雨すこしそそきて、をかしきほどに月さし出でたり。昔の御歩き思し出でられて、艶なるほどの夕月夜に、道のよろづのこと思し出でておはするに、形もなく荒れたる家の、木立しげく森のやうなるを過ぎたまふ。

大きな松に藤の咲きかかりて、月影になよびたる、風につきてさと匂ふがなつかしく、そこはかとなきかをりなり。橋にはかはりてをかしければさし出でたまへるに、柳もいたうしだりて、築地にもさはらねば乱れ伏したり。見し心地する木立かなと思すは、はやうこの宮なりけり。

（中略）

惟光入りて、めぐるめぐる人の音する方やと見るに、いささか人げもせず。さればこそ、往き來の道に見入るれど、人住みげもなきものと思ひて、帰り参るほど

に、月明くさし出でたるに見れば、格子二間ばかり上げて、簾動くけしきなり。わづかに見つけたる心地、恐ろしくさへおほゆれど、寄りて声づくれば、いとの古りたる声にて、まづ咳を先に立てて、「かれは誰ぞ。何人ぞ」と問ふ。名のりして、「侍従の君と聞こえし人に対面たまはらむ」と言ふ。「それは外になんものしたまふ。されど思しわくまじき女なむはべる」と言ふ。声いたうねび過ぎたれど、聞きし老人と聞き知りたり。

(中略)

女どもうち笑ひて、「変らせたまふ御ありさまならば、かかる浅茅が原をうつろひたまはでははべりなむや。ただ推しはかりて聞こえさせたまへかし。

(中略)

ひき植ゑしならねど、松の木高くなりにはける年月のほどもあはれに、夢のやうなる御身のありさまも、思しつづけらる。

藤波のうち過ぎがたく見えつるはまつこそ宿のし
るしなりけれ

C『万葉集』卷十四 3387 (岩波新日本古典文学大系版)

足の音せず行かむ駒もが葛飾の真間の継橋やまず通はむ

D『徒然草』百三十七段 （角川ソフィア文庫版）

花は盛りに、月はくまなきをのみ、見るものかは。雨にむかひて月を恋ひ、垂れこめて春の行方知らぬも、なほあはれに情深し。咲きぬべきほどの梢、散りしをれたる庭などこそ、見所多けれ。歌の詞書にも、「花見にまかれりけるに、早く散り過ぎにければ」とも、「さはることありてまからで」なども書けるは、「花を見て」と言へるに劣れることかは。花の散り、月の傾くを慕ふ習ひはさることなれど、殊にかたくななる人ぞ、「この枝かの枝散りにけり。今は見所なし」などは言ふめる。

よろづのことも、始め終りこそをかしけれ。男女の情も、ひとへに逢ひ見るをば言ふものかは。逢はでやみにし憂さを思ひ、あだなる契りをかこち、長き夜をひとり明し、遠き雲井を思ひやり、浅茅が宿に昔を偲ぶこそ、色好むとは言はめ。

Aは江戸中期に出版された『雨月物語』中の一編、「浅茅が宿」の一部分である。文字通りに読めば、戦乱によって長らく離ればなれになっていた夫婦が、七年ぶりの再会を果たす、そのように読める感動的な場面である。しかし、そこにちりばめられた古典引用を踏まえるならば、そのような「読み」はこのテキスト内の字面を追っただけに過ぎず、それでは古典の作品として本当にそれを読んだことにはならないこ

とに気付かされるのである。B『源氏物語』、C『万葉集』、D『徒然草』、そうした他の古典作品とリンクする、いわばハイパーテキストとして読むとき、この「再会」は現実の出来事ではないことが紙背から立ち現れてくる、そのような仕掛けになっているのである。以下、講義の原稿をそのまま起こす。

しかし、このAの場面を夫婦再会の感動的な場面として読むだけでは、教科書に載っている「教材」としての古文を読んだことにはなるかも知れませんが、「文学作品としての古典」を読めたことにはならないのです。

実はこの文章にはさまざまな「仕掛け」があるのです。そしてこれはこの文章に限ることではありません。古典文学の特徴として、何気ない言葉・表現が、実は別の作品の言葉とつながっていて、それを踏まえて読むことを前提にしているのです。この仕掛けは、イメージとしては、実は現在のインターネットのウェブサイトの文章とよく似ています。いわゆる「ハイパーテキスト」、「ハイパーリンク」と称されるものです。ネットの文章の中で、そこをクリックすると別の文章に飛んでいく、リンクしているというのがあるでしょう、あれです。リンクすることで言葉は互いに「網の目」のようにつながり、広がっていく。これは実は古典に限らずあらゆる言語に共通し

た根本的なシステムでもあるのですが、古典では特にそれが意図的な仕掛けとなるのです。

ここではリンクする言葉を傍線や太字で強調しておきました。実はこの場面はCの『源氏物語』「蓬生」の場面にリンクしているのです。見比べて下さい。「松」、^{しわぶき}「咳」、「いたうねび」、「浅茅が原」など、共通する語句・表現のあることに気づくでしょう。これは、宮木・勝四郎再会の場面が、『源氏物語』のこの場面を踏まえているということを読者に示すサインなのです。『源氏物語』のこの場面は、光源氏が長い間忘れていた末摘花と、ふとしたきっかけ、彼女の家が目印である「松」を見かけて、再会するという場面です。末摘花は、自分のことをさっぱり忘れていた源氏とは対照的に、いつか彼が来てくれるものと信じて、荒れ果てた家で健気にも待ち続けていた、そのような状況を、『雨月物語』は印象的な語句・表現の引用によって効果的に重ね合わせるのです。『雨月物語』が刊行された当時、この作品を読むような読者ならば、『源氏物語』は読んでいて、知っていて当然なのです。そのような読者ですから、このようにちりばめられた『源氏物語』の言葉を頭の中でクリックし、その世界に飛ぶことができるのです。ああ、『源氏物語』で末摘花が待ち続けたように、女はいつも男を待ち続けるという悲哀を味わってきたのだなあという思いを、読者

は抱くのです。

そしてこのリンクは『源氏物語』だけに留まりません。『蜻蛉日記』の右大将道綱母や、謡曲「砧」など、古典文学に数多く描かれてきた「待つ女」のイメージ、悲しさが、宮木に重ねられることになります。このようにリンクする言葉が網の目のようにつながり、広がることで、作品の世界は奥行きを広げるのです。

そして、『雨月物語』を『源氏物語』とリンクさせる狙いは、実はそれだけにとどまりません。古い時代の物語世界をここにつなげることによって、勝四郎・宮木再会の場面は、現実の時空間の出来事ではなく、なにか現実離れした、どこか別次元のことという雰囲気が醸し出されるのです。言ってしまうと、この再会は現実の出来事ではありません。「夢・幻」なのです。

そのことを示すリンク先もあります。「いにしへの継橋」という言葉です。文字通り読めば、戦乱で荒れ果てて橋が落ちてしまったということだけに過ぎませんが、実はこれはCの『万葉集』の歌を踏まえているのです。勝四郎と宮木の我が家のある、葛飾の里、「真間」にちなむ古歌です。この歌では、女の家に通う為に渡る「継橋」が読まれています。ひづめの音が騒がしくない馬だったら、この橋を静かに渡れて、女の元にこっそりと通えるのになあ、そういう男の気持ちを詠んだ歌です。しかし、

「浅茅が宿」では、その橋は落ちてしまっているのです。それはどういうことになるでしょう？ 女の元にはもう通えないということになります。ということは、勝四郎は宮木にはもう会えないのだ、落ちた「継橋」はそういうことを暗示していることになります。

また、Dは『徒然草』のとても有名な章段ですが、「浅茅が宿」という作品のタイトルそのものが、これとリンクしています。「浅茅が宿」とは、かつて恋人と逢瀬を重ねた場所が、今では草の生い茂る廃屋、廃墟に成り果てていることを意味し、そのような状況に身を置いて、失った女のことを切なく、懐かしく思い出すというシチュエーションを意味する言葉なのです。ということは、「浅茅が宿」で逢う女とは、脳内に再現された、過去の幻影、イリュージョンということになります。それは、「既に失った女」なのです。

では、勝四郎がここで会っている宮木とは一体誰でしょう？ これは是非作品を読んでみて下さい。もちろんみなさんの中には既にこの『雨月物語』を読んだことがある人もいて、この結末はご存じかも知れません。しかし、今お話したような、古典の作品と作品とがリンクして広がっていく世界を意識して読んだことのある人は、ほとんどいないのではないのでしょうか？

授業ではこのように古典における引用の話をしたのだが、これに限らず、そもそも「読む」ということは、単独の、その言葉、そのテキストだけを相手にして成り立つ営みではない。ポストモダンめかせば「間テキスト性」などということになるのだろうが、なにもそのような虚仮威しの言い方をしなくても、あらゆる存在には、その存在をあらしめる前提が存在し、その前提にもまた前提が存在する、ということこそそれこそ自明の理である。このことを、仏教では「因果」「縁起」として示す。いや、これは順序が逆であり、それこそロンブスの卵どころではない、この紛うことのない真理を史上初めて闡明し、語り示されたのが、釈尊・ブッダに他ならないと私は考えるのだが、それはさておき、大学・文学部で勉強する「読む」方法とは、このように言葉と言葉、テキストとテキストの関連性・網の目を、自分自身でたどっていき、そのつながり・リンクの中で、これはこう読めるのだという判断を、自分自身で下せるようになることなのだ、ということを経験して学生に話したのである。そしてこのことをつきつめれば、あらゆるテキストは「暫定的」なものであり、それ自体がなにかの始原・オリジンなどにはなり得ないということになる。従って、例えば日本に固有の、などという言説は決して成り立たず、そのような物言いには、必ずそういうことを言い立てる側の、「意図」が存在することになる。

このことについて授業では、「日本人の季節感」なるもの

を礼賛し、現代ではそれが失われたと主張し、嘆いてみせる新聞のコラム記事を取り上げ、しかし、そのテキストの中に認められる言葉、「立春」を吟味すれば、日本の季節感是中国文明に由来し、かつまたすぐれて人為的・政治的・技術的なものであることが分かるということを例にとって話した。以下にその際用いた資料E～Hを引く。

E 産経新聞社説【主張】「季節の変化に心向けたい」

(MSN産経ニュース 2010年3月21日)

立春から数えると既に春半ばだが、「暑さ寒さも彼岸まで」といわれるように、ようやく春が実感できる時候となった。／同じ彼岸でも祝日法の規程は異なり、秋分の日が「先祖をうやまい、なくなった人々をしのぶ」日であるのに対し、春分の日は「自然をたたえ、生物をいつくしむ」日とされている。／春分の日を境に昼が夜より長くなり、生物は目に見えて生気に満ちてくることだろう。それを思えば、祝日法の規定もなかなか道理にかなったものといえる。／ただ昨今では、自然や生物に関心をもち、そこに季節の趣を感じるという日本人的な情感は失われつつあるようだ。／日本の四季は変化に富み、日本人は暮らしの中で繊細かつ豊かな季節感を養ってきた。頭語に続けて時候のあいさつを書く手紙文のしきたりなどは、日本人が季節を大切に思う典型的な例だ。／

しかし、手紙を書く習慣が徐々にすたれていくのと歩を合わせるかのように、季節への感受性も育ちにくい時代となってきた。住環境が快適になるにしたがって季節ごとの寒暖を体感することは少なくなり、多くの野菜や果物が季節を問わず出回ることで、「旬」を知らない子供も増えてきた。／このままでは、日本人の情緒を支える想像力まで貧しくなりかねない。人は無感情になり、ひいては生きる意欲の減退にもつながろう。（後略）

F 「立春」：『日本国語大辞典』

二十四節気の一つ。太陽の黄経が三一五度のときをいう。雑節の基準日、八十八夜・二百十日などの起算日。新暦二月五日頃に当たり、昔の中国および日本ではこの日から春になるとした。立春節。和語では「春立つ」が用いられ、陰暦の時代は、その年のうちにこの日を迎えることもあった。

G 「二十四節気（にじゅうしせっき）」：『平成ニッポン生活便利帳』【暦の基礎知識】

古代中国でつくられた季節の区分法。黄道（地球から見て太陽が移動する天球上の経路）を基準に、1年を24等分して気候の推移を示したもので、12の正節（せいせつ）と12の中気（ちゅうき）からなる。各節気の期間は

約15日。黄河流域の気候に基づいた区分であるため、日本の気候とは若干のずれがあるが、古くから農作業の目安とされてきた。

H 季節意識：倉田実（『別冊国文学42古典文学基礎知識必携』學燈社、1991年。）

中国よりの暦の伝来、農耕生活に基礎を置く年中行事の発達などによって日本人の季節意識はだんだんと形成され、平安京という固定的な都が確立し、『古今集』の成立に及んで、今日にまで伝わる伝統的な意識として整ってきた。『古事記』応神記に春秋の対比意識があり、『万葉集』巻八や巻十などに四季によった和歌の配列があるというように季節意識が認められるものの、規範的な季節意識となるには、やはり『古今集』の成立が必要であった。春秋を重視しつつも四季の部立が成立し、四季の運行に従って景物を整然と秩序化した和歌の配列は、まさに季節意識そのものの投影・確立であった。（後略）

以下に、講義の原稿をそのまま起こす。

Dを見て下さい。産経新聞のコラム記事です。日本人は昔から自然と親しみ、四季の巡りを繊細に感じてきた。でも最近それが失われて嘆かわしい、そんな主張ですね。

なるほど言われてみれば日本人は自然と共生し、季節感を大事にしてきた、そういう伝統があるような気もします。また、ハウス栽培などで一年中野菜や果物が季節感もなく出回っているのは不自然でよくない、そう言われればなんとなくそうかもなあ、などと思ったりもします。

しかし、いやしくも文学部で学ぶ人ならば、こういう物言いを鵜呑みにすることはあってはならないと、わたしは考えます。

断言的に言いますが、人が言っているからなんとなくそうだろう、というのは、知的に怠惰、怠け者のすることです。また、そこには落とし穴があります。人の言っていることに丸め込まれる、人のいいなりになる、だまされるということです。もっと挑発的に言うと、人の言うことを鵜呑みにしていたら、殺されることだってあるのです。

もちろんなんでもかんでも疑ってかかればよいというわけではありません。信頼に足ることなら信頼するべきでしょう。しかし、それならば何が信頼できるかを判断できる能力を持っていなければなりません。このコラム記事は、信頼するために必要なものが決定的に欠けているのです。それがなんだか分かりますか？

ひとつは、「責任」の所在が曖昧だと言うことです。この記事には「署名」がありません。もちろん産経新聞の

記事ですから、そこに責任の所在はあります。しかし、組織というものに責任を求めるのはとてもむづかしいことなのです。国や企業がなにか間違いをしでかしたときに、その責任を問おうとして、例えば裁判を起こしても、間違いをしでかした本人・当事者が謝罪や訂正、賠償を行うことはほぼありません。個人として責任を負わなくてよいのなら、極端なことを言えば無責任になんでも書いてしまえるのです。このような匿名記事の場合、そういうところがあるのです。

これに対して、研究者、専門家の書いた論文の場合には、責任の所在がはっきりと明示されます。もちろん間違える場合もありますが、その場合は責任をもって訂正しなければなりません。もしも意図的に間違ったことを書いたりすれば、社会的生命を絶たれることもあります。もちろん研究者・専門家の言うことだからといって無前提に信用してよいわけではなく、その信憑性を見極めることは必要ですが、その際にはその人物が行ってきた業績を検証することができます。つまり、真偽を確かめることができる情報なのです。

それから、この産経新聞の記事にはもう一つ決定的な問題があります。それはこの主張に「根拠」が示されていないことです。「日本人的な情感」というけれど、ではこの文章の中の一体どこにその「根拠」が示されてい

るでしょう？「祝日法」や手紙を書くときの「時候の挨拶」が引き合いに出されていますが、「国民の祝日に関する法律」というのは1948年に公布・施行されたもので、戦後のもの、出来てからまだ七十年も経っていません。「時候の挨拶」というのも、今のようなスタイルの手紙を書くような文化が普及したのは、明らかに近代以降の話であって、せいぜい百年ちょっとの歴史しかありません。一人の人間が長生きした程度の範囲で「日本人的な情感」などと言われても困ってしまいます。

もちろんこの文章は学術的な論文ではありませんので、根拠を示す必要はないのかも知れません。しかし、ならばその信憑性をどう判断するかは「読み手」に委ねられます。そして、大学で高等教育を受けた人、なによりも「文学部」で勉強した人ならば、この類の文章をそのまま真に受けるのではなく、ことの真偽をしっかりと見極めて欲しいのです。そのためには、さきほど「浅茅が宿」でお話ししたハイパーリンク的な読み方が役に立つのです。

では、この産経新聞の文章の中からリンクできそうなところをクリックしてみましょう。この文章は「立春」という言葉に始まり、「春の彼岸」すなわち「春分」について話題が進んでゆきます。それでは試しに「立春」という言葉をクリックしてみましょう。「立春」を説明

してくれるサイトに飛ぶのです。でも、怪しいサイトに飛んでしまったらかえってまずいことになりますね。こういう場合、まずは信頼できる辞典や辞書、研究論文にあたることになります。

Fを見て下さい。『日本国語大辞典』ではこのように説明されています。「二十四節気」の一つで、季節の節目、ここから「春」が始まる日だということが分かります。なるほど。でも、そもそも「二十四節気」とはなんでしょう？ 皆さん説明できますか。文字通り季節の節目、一年を二十四のセクションに分けるといふようなことは、なんとなく知っていると思います。「春分」や「夏至」は日常語ですし、「啓蟄」などという難しい言葉も、ニュースや天気予報で聞いたことがあるのではないのでしょうか。しかし、なぜそうなっているのか、それはよく分からない。ならばこれもクリックしてみましょう。

Gを見て下さい。『日本国語大辞典』と較べるとかなり簡便なものになってしましますが、説明が分かりやすいのでこれを載せておきました。ここに飛んで「二十四節気」の説明を見ると、こう書いてあります。「古代中国でつくられた季節の区分法」。あれれっ？ 産経新聞のコラムで、日本人の季節感について語るために掲げられた「春分」という言葉なのですが、その起源は中国にある、ということになります。となると、「日本の四

季は変化に富み、日本人は暮らしの中で繊細かつ豊かな季節感を養ってきた」という主張とは噛み合わなくなってきました。

それではいっそのこと季節感について、専門家が責任のある立場で説明したものを見てみましょう。Hは倉田実という研究者（中古文学、大妻女子大学教授）がきちんと「名前」を示して書いた記事です。これは無署名の産経記事とは違って、書いた研究者個人の責任を明らかにするものです。

そこには、日本の季節感は、中国で作られた「暦」に影響を受けて成り立ったこと、つまり「外来文化」であることが明確に記されています。また、それは農作業という技術・テクノロジーの進化と密接に関係のある、つまり人工的なものだということも分かります。そしてもうひとつ重要なことがあります。それは「平安京という固定的な都」が定められたということです。これは季節にとって不可欠なことなのです。例えば、豊橋にいる私たちは七月も半ばになれば夏だと思うわけですが、北海道の北見あたりではどうでしょう？ まだまだ涼しいかも知れません。季節を記述するためには、それを見定める「定点」が必要なのです。それは国の中心、つまり「都」です。政治的な中心、都が定められなければ季節など存在しないのです。つまり季節とは極めて「政治的」なも

のもあることが分かります。そしてそのような政治的な意図によって編纂されたあるひとつのテキストによって、日本の季節感とはほぼその基本的な形を完成させます。それが、最初の勅撰和歌集、『古今和歌集』なのです。この、国家事業として編纂されたテキストによって定められた、いわゆる「部立」という規範が、日本に季節感を定着させたのです。

このように、日本人の季節観は、日本の繊細で豊かな自然によって自然発生的にできあがったものなどではなく、日本が歴史的にずっとお手本にしてきた先進国、中国文化の影響によってできあがったものだということが分かります。つまりそれは海外からもたらされた「ハイテク」なのです。

では、中国ではなぜ「二十四節気」を区分したのか、ということになりますが、これは皆さんが二年生で受講するかも知れない「日本古典文学概論」というわたしの授業のネタなので、いまは余り詳しくやりませんが、ざっとお話しします。中国古代の思想には「天人相関説」というものがありまして、国の支配者が暦や季節の順行に責任を持つ存在であったということが反映されているのです。暦や季節を定めること自体が政治的な行為なのです。

従って、日本の季節感というのは、外来文化によっ

でもたらされた人為的・人工的なものであり、そしてなによりもきわめて政治的な起源を持つものということになります。そして、中国で定められたものですから、Gにあるように日本の実情とはズレがあります。皮肉なことを言えば、季節のような区分を設けること自体が極めて不自然なことなのです。例えば産経の記事は「季節を問わずに出回る野菜や果物」のことを否定的に語っていますが、いわゆる促成栽培というものは、そもそも「^{はつもの}初物」という季節の訪れに異様にこだわる「日本人の繊細」な感覚が生み出したテクノロジーなのです。

この産経記事のように、「伝統」や「文化」を笠に着て、現代を、特に若い者を嘆いてみせる体の妄言はおくびに出るほど見飽きたものだが、この俗悪極まるやり口は、実は公教育において文科省の率先するところでもある。

以下に、「文部科学省『私たちの道徳』小学校五・六年生」なる冊子⁽⁶⁾に収められた「江戸しぐさに学ぼう」と題する教材を引く。この冊子について文科省は、「『私たちの道徳』は、『心のノート』を全面改訂したものであり、児童生徒が道徳的価値について自ら考え、実際に行動できるようになることをねらいとして作成した道徳教育用教材です。本冊子は、平成26年度から使用できるよう、全国の小・中学校に配布することとしています」としている⁽⁷⁾。

なく、むしろ捏造であることのなにが悪いのか、「道徳」を説くのに役に立つなら、ウソでも捏造でもいいではないかと開き直り、そのようなことを詮索する人文学など邪魔だ、というのが、その本音だと見ている。

そして、この捏造問題は自分自身にとっても決して他人事ではない。「こんな程度の低い捏造」などという言い方をしたが、それは原田実が誠実にこの問題と取り組み、その欺瞞をきっちりと見顕した後だから言える、後出しのたわごとでしかない。江戸文学、文化についてまがりなりにもそれを学問の対象としている自分のような者こそが、このような流言飛語を封じる責を負う当事者ではないか。稿の当初に述べたように、「価値判断排除の思想に導かれ、ただ単に知識の切り売りで事足れりとする似非客観主義」を峻拒し、「自分の信念を言葉によって正邪を決しながら表明していく」というcriticalな姿勢を肝に銘じる所以は、ここにも存する。

おわりに

さて、最後にお断りしておきたいのだが、わたしは文化や伝統、あるいは国家といったものを無前提に否定するつもりは毛頭ない。また、仏教徒である以上、転輪聖王のごとき統治者が存在するのならその治世に従うつもりである。つまり王制さえもそれ自体で否定はしない。すべては暫定的、つまり「無常」であっても、そのような暫定的な存在同士の相互

の関連性によって生じた結節点、例えば文学テキストや、いわゆる伝統文化には、それ自体の意味や有用性もあるわけで、また、そもそもそうしたものを読むのが楽しいからこそ自分もこのような商売をしているのである。また、それがまっとうなことで、人の役に立つものなら役に立てればよい、ただそれだけのことであり、それが役に立つかどうかを見分けるのもまたcriticalな営みであるとする。

しかし、往々にして「文化」や「伝統」は、逆らいがたい規範として人を縛り、自律的に行動することを許さない軛となりがちである。そしてそういうものが、実際に、実にあっけなく人を傷つけ、殺すのである。皇国史観とかPan-germanismとか、歴史に範を取ればそれこそ枚挙にいとまはないが、そんな大ごとでなくても、部やサークルの伝統だからなどと言って未成年の新入生にアルコールを強いることや、学校の伝統だからと言って、崩れ落ちれば下敷きになる子供が深甚なダメージを受ける、小学校運動会の巨大人間ピラミッド、日本の伝統的な武道で健全な心身が養われるなどという言い草で、義務教育に導入される危険極まりない格闘技、等々。しかしそうした「伝統」の、ちょっと調べてみればあきれるほど浅はかで、なんと根拠薄弱なことか。なのに、そんなくだらないものに人は簡単に縛られ、それを信じ込み、あっけなく殺されるのだ⁽¹⁰⁾。

逆に言えば、文学部はそんなバカげたことで殺されない、

「自律してものを考えられる知性」が育つ場である。わたしに言わせれば、それは人がほんとうに自由に生きるためのパスポートなのだ。しかし、それを手に入れられる文学部を、政府・文科省はなぜか躍起になって潰しにかかる。わたしにとって、その理由はあまりにも、あまりにも明白に思われる。

注

1. 袴谷憲昭『批判仏教』、大蔵出版、1990年。
2. 中村元『ブッダの真理のことば 感興のことば』、岩波書店、1978年。
3. 片山一良「原始仏教における善悪—『法句』第183偈の意味するもの—」(『日本仏教学年報』、65号、2000年3月)。
4. 小学館『日本国語大辞典 第二版』「諸悪」の項目。
5. 周知の通り文科省は、この愚劣な通知について日本学術会議などから猛反発を受けると、廃止を求めたのは教員養成系のいわゆる「ゼロ免課程」であり、人文社会科学系を軽視したものではないなどという釈明をし始める。10月9日に下村博文の後任として文科相に就任した馳浩は、この通知について、国語としては32点しかつけられないなどと評するなど、教育行政、国語政策を司る役所とはとても思われない恥ずべき混乱ぶりを露呈している。しかし結局、この通知を受けて、大半の国立大学は当初理解されていた通りの線に沿った「改革案」を既に提出している。文科省や下村の目論見は、当初に示された、文字通りのものだったと見為さざるを得ない。
6. http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/doutoku/detail/1344254.htm
7. http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/doutoku/index.htm
8. 原田実『江戸しぐさの正体 教育をむしろ偽りの伝統』、星海社、

2014 年。

9. 2016年1月25日現在。

10. 内田良（名古屋大学大学院教育発達科学研究科）は「学校リスク」としてこうした問題に一貫して取り組んでおり、「伝統」や「文化」を考察する上でも教えられるところが大きい。<http://www.dadala.net/>

都市計画の断片化と不透明性

—今日における知の批判性とその困難—

植 田 剛 史

はじめに

近代社会の自己省察の学として成立した社会学は、ときとして、既存の社会のあり方を正当化する道具としても機能してきた。それゆえ社会学は、資本主義であれナショナリズムであれ、近代社会で作動するマクロな力学を対象化してその自明性を問い、オルタナティブな社会を構想する姿勢を自らに組み込もうとしてきた。そしてまた、自らが現実社会にコミットすることの効果や帰結自体を問うべき対象に含める再帰的な知として、拠って立つ価値やその政治性に自覚的であろうとしてきた。こうしたなかで、たとえば、社会学が扱う社会として暗黙のうちに前提とされてきたのが一国社会でしかなかったこと、あるいは西欧起源のパラダイムで地球上のあらゆる社会を説明し尽くそうとする欲望の暴力性などが、社会学の内外から批判され、これらとの応答のなかで、社会学は絶えずその存立基盤の再考をせまられてきた¹。

こうした意味での知の批判性は²、知の存在被拘束性のもつとで、どこまでそれを実現できてきたかはさておき、社会学に限らず人文・社会科学が自らのあり方として目指してきた

ところであろう。しかし今日、現実社会と対峙するなかでそれを実現することには、とりわけ大きな困難が伴っている。議論を先取りするならば、様々な対立構図が複雑化し、批判の対象が具体的文脈においてどのように顕現するのが見通し難い現代社会では、何が知の批判性を担保し、いかなる位置に立つことが知の批判性の実現に資するのか、文脈に応じて見定めることは容易ではない。そして、こうした不透明性の間隙をぬって、その知が「役に立つ」ものであるのか否かが、知の評価尺度として急速に浸透し、それに従った知の一元的な序列化が進行しつつあるようにもみえる。こうした状況のもとにある現代社会において、知の批判性を実現するには何が必要か。

批判的であろうとする知が今日直面する困難と課題、そして、そこで求められる批判的な知のあり方を検討するうえで、本稿では、知が現実社会と対峙する具体的文脈として現代日本の都市に着目し、都市計画の専門知をとりあげる。

日本の大都市は現在、かつてない規模での都市空間再編を経験しつつある。たとえば2000年代の東京では、六本木ヒルズ、汐留シオサイト、丸ビル・新丸ビル、東京ミッドタウンなど名だたる大規模再開発が相次いだ。そして同時に、これらの著名な再開発の裏側では、メディアがとりあげることのない数多の再開発が、東京の風景を次々とぬり変えていった。こうした都市空間再編の勢いは2010年代に入ってさらに

加速し³、日本の大都市の風景は、林立する超高層建築物によって今も現在進行形で「上書き」されつつある。

社会の「動き」が先鋭的に現れる都市は、社会学がその創成期から社会を「発見」し続けてきたフィールドであり、都市を考えることとは、とりもなおさず社会を考えることであり続けてきた。都市計画における専門知のあり方は、都市を生み出す営みに対峙する知が直面する困難と課題を考えるうえで、さらには社会を築く営みに対峙する知が直面する困難と課題を考えるうえで、格好のフィールドでもある。以下では、まず、都市空間とその計画において知がいかなる意味をもち、そこにどのような論点の広がりがあるのかを確認したうえで（1・2節）、都市空間と都市計画の専門知の編成が近年いかに再編されてきたのかを確認する（3・4・5節）。そして、一連の再編が、都市空間のあり方に対峙する専門知の批判性にいかなる困難と課題をもたらしているのかを確認したうえで（6節）、そうした困難に対峙する批判的な知のあり方について考察を試みる。

1 都市空間のあり方を決定する力の所在

都市という空間では、様々な活動が展開され、人びとが織りなす社会もまたそこに存在する。その意味で、都市空間を構成する建築物や物的インフラストラクチュアの高密度な集積は、たしかに都市を生きる人びとにとっての活動の基盤と

してある。だがしかし、都市という空間は、都市を生きる人々がそのなかで活動を展開する「容器」のようなものとして、初めからそこにあるものではない。都市空間と社会との間には、より複雑な関係がとり結ばれている。

空間という存在について理論的研究を展開した H. Lefebvre は、空間と社会との間にある相互規定関係を、「空間の経験」・「空間の表象」・「表象の空間」の3元弁証法によって整理した (Lefebvre 1974=2001)。ここでいう「空間の経験」とは、人びとの日常的な実践によって社会構造が空間へと投影されていく局面を指し、「空間の表象」とは、空間について人々がもつさまざまな知が空間の秩序を形作っていく局面を指し、そして「表象の空間」とは、所与の空間を生きる人々によって (再び) 意味付与された空間が絶えず生み出されていく局面を指している。都市空間もまた、これらの局面において社会から規定され、また社会を規定するダイナミズムのなかにある。

このような空間と社会との多元的な関係を前提としたとき、都市空間を生み出し都市のあり方を決定する力の在り処は、どこに求めることができるだろうか。政治経済的な力学に着目する都市研究⁴では、都市を生み出す力は、これまで基本的に、その時代・その社会における支配的生産システムに求められてきた。すなわち、都市空間とは社会構造が空間に投影されたものであり、資本制を支配的生産システムと

する現代社会では、都市空間は資本制を支える物的条件に適合的なものとして形作られる（Castell 1977=1984）。しかも、そうした都市空間を生み出す「資本の第2次循環」は、過剰蓄積がもたらす危機を回避し、資本制を維持するために不可欠な回路として、資本循環の一部に組み込まれている（Harvey 1985=1991）。実際、現代の都市空間のほとんどは、空間の売却による収益の最大化を駆動力として生み出されていく⁵。そして、都市空間の用途やデザインもまた、その時代・その社会で最大の収益をもたらすものは何かという観点から決定される。支配的生産システムにより適合的なものがより多くの収益をもたらす構造のもとで空間が生産されることで、資本制により適合的な都市空間は再生産されることになる。

政治経済学的都市研究によるこうした説明は、都市を生み出す力の所在を概ね明らかにしてきた。政治経済学的都市研究が指摘するように、支配的な生産システム（資本制）は、たしかに最終審級として都市のあり方を規定する。しかしそれは、資本制が都市のあり方を完全決定⁶することを、かならずしも意味するわけではない。都市空間は、人間の諸活動があるがままに任せた結果として生まれるだけの空間ではない。都市空間は、何かしらの意図や狙い、思想や哲学に基づいた設計を貫徹させようとする人為のもとで生み出される空間でもある。

都市空間を他の空間一般から隔てるこうした特性をふまえるとき、都市のあり方を決定する力の所在を探るうえで、「空間の表象」という局面における空間と社会の相互規定の重要性が浮上する。本稿では、空間に関する知が空間の秩序を形作るさまざまな局面のなかでも、とりわけ都市空間の計画に着目して議論を進めていく。

2 都市計画における専門知と民主主義の問題

都市空間の形成を具体的なプロセスにおき直すと、それは、都市にさまざまな利害関係を持つ多様なアクターが都市の現実について認知し、都市に介入し、都市について決定する無数の行為が織り成す事態の集合としてある。そして、都市を計画することには、本来、「あるべき」都市の姿へと領導すべく、こうした都市空間の形成に介入していくあらゆる営みが含まれる。自身が都市プランナーでもある J. Friedmann は、都市計画や都市計画思想の系譜をたどるなかで、計画という行為の基礎を、「科学的・技術的知識を公共領域での行為へと結び付けていくこと」(Friedmann 1987: 48)に見出している。都市について認知し決定するプロセスへと結び付けられる科学的・技術的な知は、本来、都市計画にとっての枢要であり、都市空間のあり方を左右する契機となりうる。

では、この都市計画を基礎付けているのは、いかなる科学的・技術的な知であるのか。日本における都市空間の形成に

文脈を限定すると、都市計画に用いられてきた科学的・技術的な知とは、これまで基本的に、目的を実現するための最適解を導き出す知としての工学的な知であった⁷。都市計画に関する専門知とは、従来、もっぱら都市計画に関連する諸制度の運用に関する法律知識、あるいはハードとしての都市空間に関する工学的知識であるとみなされてきた。そして、とりわけ近年では、「快適」で「安全」な都市生活を求める者に対し、そのために必要なハードについての最適解を導き出す工学的な知は、都市空間の形態と都市のあり方を管理する知としてますます卓越的な位置を占めつつある⁸。

こうした都市計画に関する専門知は、これまで基本的には、（後に詳述するとおり）政府によって独占的に保有され、運用されてきた。しかし、このことは、都市空間の形成における都市計画という決定の位相と、都市計画の専門知がもつ力とを見えにくいものにしてきた。たとえば政治経済学的都市研究では、都市計画は、資本制を維持するための国家による調整（介入）の一形態として扱われ、都市計画の専門知とされてきた工学的な知もまた、都市空間の行方を左右しうるものとしてではなく、都市を生み出す資本や国家の論理のエージェントとして位置づけられてきた。

都市計画をめぐる問題もまた、基本的には、専ら政府が都市計画を担うことを前提として、都市計画の専門知を独占する政府と、結果として生み出される都市空間に生きる市民と

の2項対立図式のもとに整理されてきた。そして、都市計画の専門知を独占する政府の論理と都市計画への参加を求める市民の論理との関係は、テクノクラシーと民主主義の相克として整理され、しばしば一方的に作り変えられる都市空間を前に、都市計画をより民主的な決定へと開く試みとして、都市計画をめぐる決定過程への市民参加が求められてきた。ここでは、都市に生きる市民が保有するローカルな知識もまた、都市空間を計画するうえである種の専門的な知識としての位置付けを持つ可能性が提起され、他方で、都市計画の専門知を保有する専門家には、自らの専門知をいかなる立場から用いるのかが鋭く問われてきた⁹。そしてまた、都市計画に関わる意思決定の過程で、準拠する知識の異なる専門家（テクノクラート）と市民（生活者）とが、それぞれの論理を徹底的に追及することの効果として、システム全体の潜在的なポテンシャルが引き出される対抗的相補性（梶田 1988）が発揮される可能性も説かれてきた。

こうした議論は、都市政策をめぐる研究において、また市民参加の途を開くための実践において、多くの成果をもたらしてきた。しかし、これまでに述べたように、都市計画の専門知が原理的には都市空間のあり方を左右する独自の位置を占めるのだとしたら、都市のあり方というきわめて公共的性格の強い決定過程と専門知との接続をめぐる問題を、それとして、改めて議論の俎上に乗せる必要があるだろう。

この課題について科学社会学は、専門家と市民（非専門家）との関係をめぐる問題、あるいは専門知と民主主義との関係をめぐる問題として、都市計画に限定されない幅広い領域を念頭に議論を蓄積してきた。とりわけ近年の科学社会学の文脈では、専門知と民主主義の問題をめぐる上記のような2項対立図式による整理と、その延長上にある市民参加をめぐる議論に対して、根本的な批判が投げかけられつつある（Collins 2011=2011；松本 2011）¹⁰。松本（2011）の整理にしたがえば、その批判の骨子は次の2点にある。

第1に、多くの科学知や技術知は、上記の2項対立図式のもとで想定されているほどには、それ自体として内部で完結しているものではないという批判である。都市計画の領域にひきつけて論じるならば、たとえば、ハードに関わる工学的知識のもとで何が最適解として導き出されるかは、その工学的知識の内部の論理でのみ決定されるのではなく、社会的要因との関連のなかで決定されるということである。そして、その工学的知識が都市空間をめぐる公共的な政策へと接続される際には、さらに多様な社会的要因との関係のなかで、何が最適解であるかが導き出されていくことになる¹¹。

第2に、仮に専門家と非専門家の保有する知の専門性の度合いの差が相対的なものでしかなく、（相対的な）非専門家もまた公共的な意思決定に関わりうるという事実命題が言えたとしても、そこから非専門家が関与すべきであるとの当為

命題を引き出すことはできないという批判である。ここには、科学知・技術知を必要とする公共的な意思決定過程に非専門家が参加した結果として、当の参加した非専門家が専門知の欠如によって不利益を被る可能性をどう考えるのかという問題提起も内包されているという。おそらく都市計画における意思決定においても、非専門家たる市民の参加がすべからく無条件に市民の利益に適うとは限らない。市民参加を追求すべき場合とそうでない場合とを分ける条件について、より細かく検討することの必要性が示唆されている。

現代社会は専門知に依拠せずしては成り立たず、「知の妥当性と社会的意思決定の内容と結果の責任はいわば三位一体であり、そう自覚されるかどうかにかかわらず、その関係は付いて回る」(松本 2011:18)。都市計画における専門知も例外ではない。都市空間の形態や都市のあり方の決定過程に、専門知をいかに接続するのが適切かという問いには、予め見通しの良い解答が与えられているわけではない。こうした問いについて考えるには、その前にまず、都市計画の専門知が用いられる文脈、すなわち都市計画や再編される都市空間それ自体についての現状に目を向ける必要がある。そして同時に、都市計画の専門知を誰がどのように保有しているのか(誰がどのような意味で都市計画の専門家であるのか)を、押さえておく必要がある。以下では、1980年代から2000年代にかけての東京の都市空間再編を念頭に、都市空間をめぐる統

治のあり方とそこに用いられる専門知の再編について確認していこう¹²。

3 都市開発のフロンティアの都心回帰

今日の都市計画のあり方やそこに用いられる専門知の検討へと進むまえに、まず、都市計画が対象とする都市空間の再編について、日本の都市の現状を確認しておこう。

日本における近代都市の拡大は20世紀初頭に遡る。しかし、多くの都市が今日のような人口規模となったのは、高度経済成長期における爆発的な都市化を経てからのことであった。この時期、都市に集積する膨大な人口の受け皿として、郊外では大規模なニュータウンの建設が相次ぎ、都市空間は都心から外側へと拡大の一途をたどる。しかし、公害問題の深刻化、環境問題への意識高揚、オイルショックによる景気低迷などが重なった1970年代以降、都市空間の外延の拡大は停滞するようになる。そして時期を同じくして、日本の産業構造もまた、徐々に転換を遂げていく。脱工業化、あるいはフォーディズムからフレキシブルな蓄積体制への移行に伴って、たとえばウォーターフロントの工業地帯や郊外の大規模団地に典型的にみられるような用途と機能が1：1で対応する空間編成¹³よりも、複合機能化したフレキシブルな空間編成が要請されるようになる（Harvey 1989=1999）。とりわけ1980年代になると、郊外での新都市開発から都心部にお

ける既成市街地の再開発へと開発の重心は本格的に移動し、都市空間再編のフロンティアは都心部へと回帰する（平山2006）。そしてこの頃から、林立する超高層建築物によって、都心部の風景は徐々に「上書き」されていく。

実際、東京における超高層建築物¹⁴は、バブル経済にあと押しされた1980年代に入って本格的に増えはじめ、たとえば200mクラスの超高層建築物が高密度に林立する西新宿の景色などが、この頃から姿を現わしはじめる。こうした超高層建築物の建設は、バブル経済の崩壊を経て1990年代半ばに一度減速するものの、1990年代後半になると再び加速し、2000年代に入ると、かつてない規模で爆発的な増加を示すようになる（各年に竣工した超高層建築物の総床面積を示した図1のヒストグラム）。脱工業化の進んだウォーターフロントやインナーシティーでは¹⁵、工場跡地や倉庫街などの用途転換が進められるなかで超高層建築物の建設が選択され、同時に、住・商・工の混在していた都心部の密集市街地においても¹⁶、再開発にあたってやはり超高層建築物の建設が選択され¹⁷（図2）、新たに生み出された都市空間は、ファッショナブルなネーミングとともに、きらびやかで洗練されたイメージを纏った街として売り出されていった。結果として、東京都内では2000年代の10年間だけで482棟の超高層建築物が竣工し、これによって約27km²にもおよぶ床面積が新たに供給さ

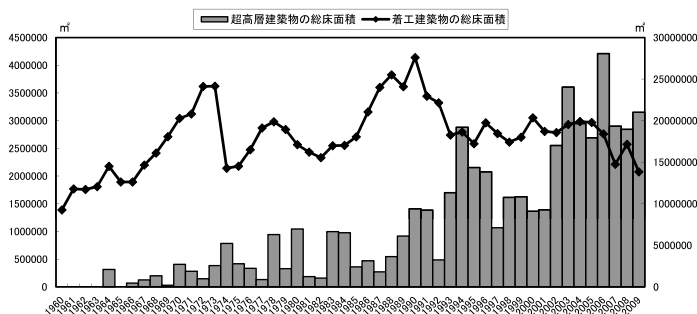


図1 東京都内における各年の着工建築物総床面積と超高層建築物総床面積

注：東京都『建築統計年報』（各年版）より筆者作成。

ヒストグラム（左軸）は超高層建築物の総床面積、折れ線グラフ（右軸）は着工建築物の総床面積。

出典：植田（2011a）32頁より引用。

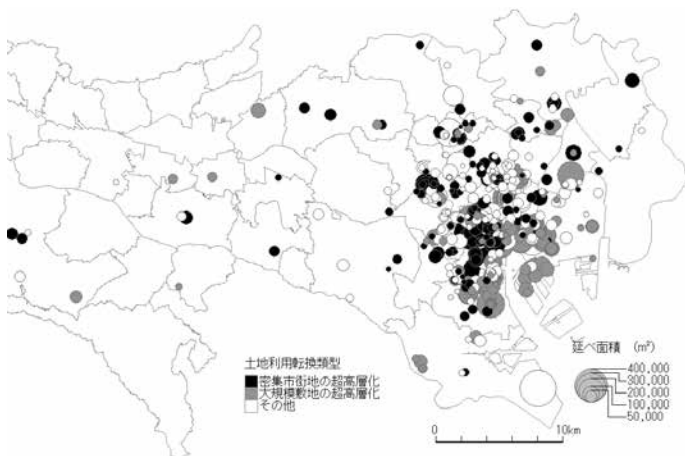


図2 2000年代東京に竣工した超高層建築物の空間分布（延べ面積・再開発類型別）

注：東京都都市整備局市街地建築部建築企画課『建築統計年報』（2008年版）および住宅地図（1988年～1990年版）の調査をもとに筆者作成。

出典：植田（2011a）34頁より引用。

れた（植田 2011a）¹⁸。

ただしこの時期、東京という都市の「全体」において、都市空間の更新が進んでいたわけではないことについては注意を要する。東京都内で着工された建築物全体の床面積に着目すると、1990年代には横ばいが続き、2000年代後半以降ではむしろ下降する兆候さえみてとれる（図1の折れ線グラフ）。2000年代の東京で進んだ都市空間再編の特徴は、都市空間「全体」としての更新ペースが停滞するなかで、超高層建築物の建設を伴う局所的な都市空間の更新が進行したこの落差にこそある。2000年代東京の都市空間再編では、都市の「全体」というよりむしろ、ポテンシャルの高い立地にヒト・モノ・カネを選択的かつ集中的に投入する論理が前景化した¹⁹。そしてそこでは、グローバル化、脱工業化、あるいはフォーディズムからフレキシブルな蓄積体制への転換といったマクロな変動のもとで、継続的に資本をひきつけ、激化する都市空間競争を生き残るための都市空間が局所的に供給されてきた。

しかし、空間の売却による利潤の最大化を駆動力として都市空間が生産される資本制のもとでは、都市空間の高度利用を求める圧力は、これまでも常に存在してきたはずだった。にもかかわらず、2000年代になって、これほどの規模の都市空間再編が実現したのはなぜか。しかも、2000年代東京の都市空間再編は、質・量両面において紛争の契機を多く内包す

るにもかかわらず、それとは不釣り合いなほどに「円滑」に²⁰進んできたのはなぜか。こうした問題を検討するには、都市における開発行為を規制する都市計画の制度枠組みと、そこで都市空間に介入する政府の権力の作動とが、この時期にいかなる転換を遂げたのかを検討する必要がある。次節では、この点について述べていこう。

4 都市計画政策の転換と「距離を置いた統治」

日本における都市計画法の歴史は、1919年の都市計画法・市街地建築物法の制定に遡る。しかし、高度経済成長期に入ると、都心から郊外へと拡大を続ける都市空間を従来の法制度でコントロールすることの限界が明らかになってくる。こうした背景から、1968年にいわゆる新都市計画法が制定されると、都市計画地域を市街化区域と市街化調整区域に分ける区域区分制が設けられ、その実効性を担保するための開発許可制度が整備され、また加えて用途地域制における地域分類が細分化された（石田 2004）。一連の規制体系は、外側へと拡張を続ける都市空間の政策的コントロールを目指して設計されたもので、これが今日の都市計画においても制度的枠組みの基本形となっている。

1968年の新都市計画法の制定以来、日本における都市計画法は、それ自体としては、基本的には規制体系の精緻化へと向かっていく²¹。しかし1980年代になると、いわゆる「中曽

根民活」のもとで、通達や政令によって、あるいは特別法の制定によって、民間事業者の都市開発に関わる規制を緩和する数々の「例外」が設けられていく（末尾の付表の左列を参照）。そして2000年代になると、小泉内閣の進める都市再生政策によって、規制緩和は更に進行することになる（末尾の付表の左列を参照）。

2001年4月に小泉内閣が発足すると、5月には都市再生本部が設置され、以降、会合が重ねられる²²。都市再生本部では、民間事業者による再開発事業は経済活性化の手段として位置づけられ、空港・港湾・道路など交通インフラの整備に向けた課題や、あるいはPFIをはじめとした民間資本の活用方策が検討されていく。そして都市再生本部は、さらに、民間事業者から再開発事業を募集すると同時に、その実現のためにはどのような制度整備が必要かについても要望を募集していく。2002年の都市再生特別措置法の制定は、こうして再開発事業を提案した民間事業者が事業の実現のために求めた諸制度に法的根拠を与えるものであった²³。

2000年代の東京で進行した都市空間再編の背後にある制度要因として、1980年代の「中曽根民活」のもとで進められた規制緩和に加えて、2000年代初頭からの都市再生政策による規制緩和の積み重ねがあることは、既に多くの論者によって指摘されてきた（たとえば、平山 2006；五十嵐・小川 2003）。しかし、1980年代以降の都市計画制度の展開は、

ただ規制緩和の進展のみによって特徴付けられるものではない。

たとえば、1980年代以降の都市計画制度には、規制緩和に加えて、以下2点の動向を看取できる（末尾の付表の中・右列を参照）。第1に、この時期には、市民を含む多様な民間アクターからの計画提案制度や、決定過程に市民を巻き込む参加制度が導入されてきた。実際この時期から、市民活動団体やNPO等による「まちづくり」活動が、住民や市民による自発的な都市空間への働きかけとして注目を浴びてきた（住民主体のまちづくり研究ネットワーク編 2009）。第2に、この時期には、都市計画行政における地方分権化もまた進められてきた（日本都市計画学会地方分権研究小委員会編 1999）。たとえば1998年の都市計画法改正では、都市計画決定における国の認可の縮小、都道府県から市町村への決定権限の委譲・拡大が定められた。また1999年の地方分権一括法の公布によって、地方自治体の都市計画行政は機関委任事務から自治事務へと位置付けが変更され、地方自治体の権限強化へ向けた制度整備が進められた。こうした地方分権化の実効性における限界は多くの論者から指摘されてはいるものの（たとえば石田 2004）、この時期、日本の都市計画制度は確かに地方自治体の権限を強化する方向に転じてきた。

一見すると規制緩和とは相反するもののようにみえる参加制度の導入と地方分権化は、しかし、日本で1980年代から

徐々に現れ1990年代後半以降に本格的に進展する新たな統治のあり方の一部として、整合的に理解することができる。1990年代後半以降の日本では、財政悪化による政府の政策領域の縮小を前提として社会構造自体を転換する必要性が説かれるようになる。そして、中央政府・地方政府を問わず、様々な政策領域において「小さな政府」への転換が構想され、実際、政府は様々な政策領域から選択的に撤退した。だが一連の改革は、これまで様々に規制を担ってきた政府の影響力を単純に低下させるものではなく、そこには、多様なアクターの自発的従属を誘導することによる「距離を置いた統治」の出現を見出せることが指摘されてきた（毎熊 2001；Miller and Rose 2008）。そして、様々なアクターの利害や自発性が「距離を置いた統治」へと動員され、結果として生産システムからの要請が社会の隅々にまで浸透し実現されていく一方で、それに対抗する術が失われていくことの問題が、新自由主義化を批判する多くの論者によって指摘されてきた²⁴。

「距離を置いた統治」への転換は、都市計画という領域における統治においても進展した。すなわち政府は、民間による開発事業の規制体系の運用と、公共施設やインフラストラクチュアの供給を通して都市空間のあり方を直接的に統治する手法から選択的に撤退し、その一方で、規制緩和によって民間による再開発事業を誘導し、地方分権と参加制度の導入によって、都市計画に関わるコスト削減と正当性調達を同時

に実現することを試みるようになる²⁵。都市計画という領域においても、都市に関わるさまざまなアクターの自発的な行為の誘導によって、より間接的な形での統治の実現が目指されるようになる²⁶。2000年代東京の都市空間再編が、その規模や質と不釣り合いなほどに「円滑」に進んだ背景には、ただ規制緩和だけではなく、こうした統治のあり方自体の転換があったことを見逃してはならない。

5 都市計画における専門知の多様化と分有化

都市開発のフロンティアの都心回帰、そして都市空間をめぐる統治のあり方の転換のもとで、都市計画における専門知の内実も、また専門知をもって都市計画に関わる専門家も、大きく再編されてきた。以下では、日本における都市計画の専門知とその担い手の変遷をたどってみよう。

1919年の都市計画法・市街地建築物法の制定以来、1950年代前半に至るまで、日本において都市計画に関わる実務を実際に担ってきたのは、専ら官庁に属する技術官僚であった(石田 2004)。この時期、官庁の技術官僚は、法制度の運用から書類や図面の作成に至る一切の実務を担い、かれらの作成した図面が現実の都市空間において実現されていった(日本都市計画学会 2001)。

しかし既に確認したように、高度経済成長期に入ると、都市空間は都心から外側へと拡大を続け、郊外では大規模な団

地の開発が始まる。また同じ時期、東京や大阪では、オリンピックや万博の開催を契機として、大規模なインフラストラクチャの整備が進められる。こうして、計画の対象となる都市空間の拡大にともない、都市計画に関わる実務の量は劇的に増加していく。

高度経済成長期の都市開発の規模拡大は、ただ都市計画の業務量を増加させただけでなく、業務の質をも変化させていった。たとえば、住宅が大規模に集積する団地を開発する過程では、当該団地の内部や隣接地域の状況だけを条件として設計するのではなく、その団地が位置する市町村の全域や、さらに広い広域圏における中心地との関係などもふまえたうえで、現地調査を行い、必要なインフラストラクチャの規模等を算定し、それを設計して図面に反映する作業が必要となる（今野ほか 1998）。都市計画に関わる業務量の増加に加え、業務の内容自体が複雑化するなかで、それまで基本的には官庁の技術官僚によって独占されてきた都市計画の業務は、徐々に外部化されるようになっていく²⁷。こうしたなかで、設計業務が、測量会社や土木系コンサルタントなどへ、さらには大学の研究室や日本都市計画学会の会員などへと委託されるようになる（日本都市計画学会 2001）²⁸。こうした業務経験から得られる知識・技術の蓄積と、拡大する業務需要とを基盤として、都市計画を専門とする民間コンサルタント（以下、都市計画コンサルタント）が高度経済成長期を通

して設立されていくことになる（今野ほか 1998）²⁹。そして、1968年の新都市計画法による規制体系の精緻化によって「線引き」業務が増加し、また、1969年の都市再開発法によって土地の共同化による再開発が可能になったことにともなって権利調整に関わる業務が新たに発生すると、そうした業務を都市計画コンサルタントが引き受けるようになっていく（鴨居ほか 1998）。

都市空間をめぐる統治のあり方が転換する1980年代以降、民間事業者による再開発が都心部で活発化すると、都市計画にも新たな業務が生じ、また、その担い手はさらに多様化する。たとえば、土地所有の細分化した都心部の既成市街地の再開発においては、郊外で展開される新都市開発よりもはるかに多様なアクターが巻き込まれるようになり、そこではより複雑な利害の調整が必要になってくる。あるいは、民間による再開発事業では、それを採算のとれる事業として成立させることが求められるようになる³⁰。こうして、さらに複雑化する利害調整を都市計画コンサルタントが引き受けるようになり、同時に、税制や経営・マーケティングに関する専門家や法律家など、多様な分野の専門家が再開発事業の過程に携わるようになる。そこではまた、再開発の過程に関わる多様な専門家の間での調整も必要となり、それ自体が都市計画に関わる業務の一部となる。そしてこの時期、都市計画への参加制度の導入が進むと、たとえばワークショップなどの場

面で、行政・民間事業者・地権者間での利害調整や合意形成を行うためのコーディネートやファシリテートもまた、都市計画における新たな業務として浮上してくることになる。

都市計画の業務が増加と複雑化の一途をたどるなか、官庁から外部化される業務の受け皿となってきた都市計画コンサルタントは、1980年代以降もまた、新たに加わった業務の多くを引き受けていった。しかし、1980年代以降の新たな都市計画業務を担うようになったのは都市計画コンサルタントだけではない。たとえば再開発される空間の経営やマーケティングを担う経営コンサルタントや広告代理店、再開発の過程に積極的に関与する「まちづくり」NPO など、都市計画の担い手は、さらに多様なアクターへと広がっていく。

以上にみてきた都市計画の専門知とその担い手の変遷は、次のように要約できる。第1に、都市計画に用いられる専門知は、ハードとしての都市空間（建築物やインフラストラクチュア）の設計に関わる知識、あるいは都市計画の法制度に関する知識から、都市空間に関わる多様なアクターの間での利害調整や、再開発事業の運営や経営など、よりソフトなものに関わる知識へと拡大してきた³¹。第2に、都市計画の専門知は、官庁の技術官僚に独占された状態から、多様なアクターによって分有されるものとなってきた。都市計画における専門知の担い手は、大学研究室や都市計画コンサルタントへ、さらには「まちづくり」NPO や、それまで都市計画に

は直接的には関わってこなかった経営コンサルタントや広告代理店にまで広がっていった。

6 都市計画の断片化と不透明性

ここまで、1980年代以降の日本において、都市空間再編のフロンティアが都心部へと回帰してきたこと、都市空間をめぐる統治のあり方が「距離をおいた統治」へと転換してきたこと、そして同時期に、都市計画の専門知の多様化と分有化が進んできたことを確認してきた。ハードとしての都市空間の設計に関わる工学的知識や法制度に関する知識に限定されていた都市計画の専門知は、よりソフトなものに関するさまざまな知識を含む多様なものへと広がり、それにとまって、都市計画の専門知が多様なアクターに分有されるようになっていった。

都市空間と都市のあり方という、すぐれて公共的性質をもつ決定の過程に都市計画の専門知を結びつける経路は、たしかに、政府を介する一元的なものから、著しく多経的なものへと変化してきた。こうした一連の趨勢を、官庁の技術官僚に独占的に担われてきた都市計画の解放、あるいは都市計画の民主化と評価する向きもあるかもしれない。しかし、事態はそれほど単純ではない。

「距離を置いた統治」のもとでの都市計画は、もはや、特定のアクターが「あるべき」都市の姿を全体像として描き、

それを実現するための最適解を現実の都市空間へと適用すべく介入するような営みではありえない。「距離を置いた統治」のもので都市計画の特徴は、むしろ、都市空間の全体像を見渡して計画に携わることができるような位置どりが成立しないという点にこそある。政府も、民間事業者も、「まちづくり」NPO などを通して再開発に関わる市民も、都市空間の全体を計画することができるわけではない。そこでは、「あるべき」都市の姿は個々の再開発事業の範囲において描かれ、それを実現するための最適解もまた、その事業の範囲で導き出される。個々の再開発事業の範囲において導き出された最適解を現実の都市空間において実現することを目指した行為の連年のなかで、結果的に、都市空間の全体は部分解の集積として生み出されていくことになる。

「距離を置いた統治」のもでの都市計画は、空間的な範囲において断片化しているのみならず、その工程においても断片化している。再開発事業の前提条件としての規制体系の設計から、利害関係者や各種専門家の間での調整、ハードの設計・施工とその事前調査、竣工後の運営に至るまでの各工程は、特定のアクターによって全て担われているのではなく、それぞれを管轄領域とする専門家なり事業者なりが担っている。現代の都市空間は、民間事業者が再開発事業を進める敷地の範囲内を対象とした計画において、多様な専門家が自らの管轄領域とする工程の範囲内で専門知を応用していく無数

の営みの連鎖のなかで、結果的に形作られる。「距離を置いた統治」のもとでの都市計画とは、このような形でしか成立しえない。

「距離を置いた統治」のもとでの都市計画の2重の断片化は、都市空間をめぐる専門知と民主主義についての問題の構図自体をより複雑なものにする。都市計画を専ら担う政府とそこから疎外される市民という構図のもとでは、力の不均衡の是正に向けて専門家がいかなる立場から自らの専門知を用いるべきかは、比較的見通しの良いものであった。しかし現在の都市計画において、こうした構図では事態を整理しきれないことを前提とすると、専門家がとるべき立場もまた、予め定まったものではなくなる。たとえば、再開発事業のある局面において、意思決定過程から疎外された地域住民の側に立って専門知を応用することができたとしても、その再開発プロジェクトの利害関係者をより広い範囲で考えた場合に、あるいは再開発事業の局面が移り変わった場合に、別の利害関係者を抑圧し、あるいは都市空間を生み出すマクロな力学に棹差す結果を導く可能性について、予め見通しを得ることは難しい。

加えて、都市計画の断片化と並行して都市計画の専門知の多様化・分有化が進んだことで、誰が都市計画の専門家であるのかも自明ではなくなりつつある。それ以前に、何が都市計画の専門知であるのかもまた、予め確定しているものでは

なく、知識の卓越性や管轄領域をめぐって都市計画に関わる多様な専門家同士がせめぎあうなかで決定されていく³²。こうした条件のもとでは、都市計画の専門家たる技術官僚（テクノクラート）とそれに相対する非専門家たる市民（生活者）という構図は成立し難く、それを前提とした対抗的相補性の実現を期待することもまた難しい。

既に確認したように、科学社会学では、専門知に基づくさまざまな判断や決定が専門知の論理の内部で完結しておらず、その過程には様々な社会的要因が入り込むことが指摘されてきた。都市計画において何が最適解であるかもまた、専門知の論理の内部だけではなく、クライアントとの関係など、さまざまな社会的要因との関連において決定されていく。とりわけ都市計画においては、何が都市計画の専門知であり誰が都市計画の専門家であるか自体が流動的であるため、専門知の決定不全性はさらに大きなものとなる。こうしたなかで、非専門家たる市民の参加を都市計画のいかなる場面でどのように追求すべきかをめぐる条件設定の問題も、よりいっそう複雑なものとなる。

「距離を置いた統治」のもとでの都市計画における「知の妥当性と社会的意思決定の内容と結果の責任」（松本 2011：18）の関係性は、ますます不透明性を増しつつある。こうした事態は、都市計画の専門知が専ら政府を介して都市空間へと応用されることを前提として組み立てられてきたこれまで

の問題構制に、改めて再考をせまっている。

おわりに

都市計画の専門知は、本来は都市空間のあり方を左右するうえで、相対的に自律的な契機となりうるはずのものであった。にもかかわらず、「距離を置いた統治」のもとで断片化し不透明性を増した都市計画のもと、都市空間はもっぱら部分解の集積として形作られ、結果として、現代の資本制の要請に適った都市空間ばかりが再生産されてきた。こうした事態に対峙するには、いかなる知が必要か。

都市計画という営みは、本来、大きく2種類の知を必要とする。そのひとつは、目的の実現に向けた最適解を導き出す工学的な知であり、ここまで言及してきた都市計画の専門知の多くがこれに該当する。こうした工学的な知は、計画を現実の都市空間において実現させるうえで欠かすことのできないものであるが、しかし、その前提となる「あるべき」都市の姿自体を工学的な知から内在的に導き出すことはできない。都市計画の立脚点は、都市とそれを作るプロセスについてのあるべき姿（ユートピア）を所与の現実に対置する想像力にこそある（Mumford 1922=2000）。都市計画が、「あるべき」都市の姿へと現実の都市を近づけようとする不断の営みである以上、そこでは、所与の都市空間を相対化し、オルタナティブを構想する批判的な知が必ず求められる。

都市計画における批判的な知に求められるのは、ただ現実にある都市を相対化し可能性としてあり得る都市の姿を対置することだけではない。それは、都市空間や都市のあり方に専門知がいかに接続されているかを再帰的に問い、より正義にかなった都市空間の形作られ方に向けたオルタナティブを構想できる知でなければならない。価値を問い、自らの立ち位置の政治性を再帰的に問いつつ、現実の社会で作動するマクロな力学と対峙することを自らに課してきた人文・社会科学は、こうした課題に応えるための知を蓄積してきた³³。その意味で、都市計画が必要とする批判的な知にとって、人文・社会科学の知は欠かすことができない。

もちろん、人文・社会科学の知は、これまでも都市のあり方を批判的に考察してきた。だが多くの場合、その批判は工学的な知には届くことなく、両者の議論は断絶したまま、現在では工学的な知ばかりが都市空間の形態と都市のあり方を管理する知としてますます卓越的な位置を占めつつある。これを特定の要因に帰することはできないが、その一端は、ただ人間からなる社会のなかにのみ自らを位置づけてきた人文・社会科学が、工学的な知と同じ議論の平面に立ってこなかったことにもあるだろう。しかし、人文・社会科学が対峙し自らも置かれているところの現実の社会は、実のところ、人間の世界だけで完結してはいない³⁴。これまで人間と人間との間にのみあることを暗黙のうちに前提としてきた社会

を、ヒト・モノ・知識の織り成す集合（Assemblage）へと拡張していくこと。都市空間の形態と都市のあり方を管理する知として工学的な知の規定力が増す現在だからこそ、そこに届く批判の言葉を獲得するためにも、人文・社会科学の射程を広げることが必要であろう。

工学的な知ばかりが専門知としてみなされてきた日本の都市計画を鑑みると、人文・社会科学の知を都市計画の専門知へと接続していくことの意義は、あらためて指摘されなければならない。だが、人文・社会科学の知を都市空間が形作られる過程へと接続する回路を、様々な工学的知識の場合と同様に、断片化された都市計画のそれぞれの局面における応用としてのみ構想しては、その批判的な知としてのポテンシャルは切り詰められてしまう³⁵。「距離を置いた統治」のもとで不透明性を増す都市計画に内在しながら、自らがそこにコミットすることの効果を再帰的に問うことの困難は、人文・社会科学の知においても例外ではない。たとえ、既存の都市空間に対置するオルタナティブを、断片化した都市計画におけるそれぞれの局面に首尾よく還元できたとしても、最終的に形作られる都市空間自体への効果は、なお限定的であろう。どころか、それがかえって、都市空間を生み出すマクロな力学的作用に無自覚なまま棹差す結果となる可能性は、工学的な知の場合と同様に、排除できない。

批判的な知たらんとする人文・社会科学の知が、都市計画

においてポテンシャルを発揮すしうるとすれば、むしろ、「距離をおいた統治」のもとでの都市計画の不透明性を、そこからできる限り距離を置いて明らかにし、工学的な知の担い手をも含む多様なアクターへと「見取り図」を示すことにおいてであろう。そして、ここで求められているのは、こうした一見「迂遠な」回路もまた、都市を形作る営みに専門知を接続するうえで欠かすことのできない回路として、社会のなかに位置づけを与えていくことである。今日問われているのは、批判的な知のあり方だけではない。知を批判的に用いることができるための社会のあり方もまた、問われている。

注

1 ほかに、社会学が前提としてきた社会が基本的には男性からなる社会でしかなかったことへのフェミニズムからの批判など、幾多の根本的批判と対峙するなかで、社会学は、理論的・方法論的に彫琢されてきた。こうした応答を通して、制度化された知を内破していくダイナミズムのなかにこそ、社会学の「発展」は見出せる。

2 N. Brenner は、批判的都市理論のあり方を再考するなかでフランクフルト学派以降の批判理論を検討し、批判理論の批判性の支柱を次の3点、すなわち、道具的理性への批判、再帰性（自己反省性）、現実の相対化（現実にあるものと可能性としてあり得るものの区別の強調）として整理する（Brenner 2012）。本稿における知の批判性とは、こうした性質を兼ね備えた知のあり方を指すものとする。

3 とりわけ、2020年の東京オリンピック開催が決定して以降、オリンピック自体に直接関係しないものを含め、2020年前後を目標時期と定めた大規模

開発プロジェクトが矢継ぎ早に発表されつつある。そして、それらを「2020年に向けた東京の改造」としてフレーミングする言説もまた、大量に産み出されつつある。

4 ここでいう政治経済学的都市研究とは、L. Althusser をはじめとする構造主義的マルクス主義の論者から影響を受けつつ、資本制の矛盾が先鋭的に現れる場としての都市空間の分析を試みた新都市社会学をさし、その影響のもとで展開された日本における都市研究もそこに含む。

5 民間による開発プロジェクトの多くで超高層建築物の建設が選択されるのは、超高層建築物がもつシンボリックな意味のためだけでなく、限られた敷地面積から大量の床面積を供給できる超高層建築物が、収益の最大化をもとめる論理に適っていることにもよる。

6 ここでいう完全決定とは、初発の条件としての生産システムと、結果として生み出される都市空間とが1 : 1 で完全に対応する状態のことを想定している。重層的決定（過剰決定）、過小決定、完全決定などに関する概念整理については、前川（1997）を参照。

7 都市計画の専門知が工学的な知に限定されがちな日本の状況は、都市計画の実践とそれに対する社会科学からの批判との相互作用のなかで都市計画のパラダイムが形成され、社会科学系を含む多様な知が都市計画の専門知に含まれてきた欧米の状況とは大きく異なる。こうした日本の状況の特殊性は、日本社会が圧縮された独特の近代化過程を辿ったことと無縁ではないと考えられるが、この点の検討は他日を期したい。

8 都市空間と都市における人々の生活を基礎付ける論理として、人間工学的な論理が前景化しつつあることに注目する議論として、たとえば東・北田（2007）を参照。人間工学的な論理の全面展開を不可避の趨勢とするか、人間工学自体もまた「共同幻想」と捉えるかという点で両者の立場は異なるが、いずれも、2000年代東京の都市空間再編のなかに人間工学的な論理が貫徹す

る趨勢を見出している。

9 たとえば、都市計画に関わる意思決定過程から疎外されてきた市民の側に立って専門知の応用を試みることを提唱したアドヴォケート・プランニング (Davidoff 1965) は、こうした問題への専門家の側からの答えの出し方のひとつであった。

10 ここで参照している科学社会学の研究成果とは、H. Collins と R. Evans による論文「科学論における第3の波」と、それが引き起こした論争のなかで彼らが展開した議論、およびそれをうけた日本国内の科学社会学における議論を指す。

11 松本 (2011) は、社会的な要因との関連のもとで科学知・技術知それ自体に生じる決定不全性 (科学の概念や言明が経験的な証拠とかならずしも 1 : 1 で対応していない状態) を第1種の決定不全性として、科学知・技術知が公共政策の立案・実施・評価といった過程に結び付けられていくときに生じる決定不全性を第2種の決定不全性として整理する (松本 2011 : 9-12)。

12 ここで1980年代から2000年代を検討対象時期とするのは、この時期に東京をはじめとする日本の大都市が大きく変貌を遂げ、また、それを実現させた都市空間の統治の枠組みや専門知の布置が同時期に現れたと考えるためである。しかし、2011年の東日本大震災を経て、また2013年の2020年東京オリンピック開催決定を経て、都市空間の再編はさらに加速し、それをめぐる統治の枠組みもまた、新たな形へと再編されつつあるかにみえる。2010年代に進行しつつある統治枠組みの再編の検討については、他日を期したい。

13 用途と機能が1 : 1 で対応するような、合理的に編成された都市空間は、近代都市計画が求めてきた「あるべき」都市空間のひとつの姿であった。しかし、こうした合理的な都市空間やそれを生み出す近代都市計画がもたらす不合理については、多くの批判がなされてきた。たとえば、Jacobs (1961 = 2010) や Sennett (1970 = 1975) はその古典的なものであり、以来、都市空

間の猥雑さは再評価されるようになる。近年の議論としては、Zukin（2009＝2013）を参照。

14 本稿における超高層建築物とは、建築基準法の定める高さ60m以上の建築物を指す。

15 近代化・産業化にともなって、基本的には巨大な工業都市として拡大してきた東京は、都心から比較的近いエリアに多くの工場やそれに伴う物流拠点等を抱え込んできた。しかし、1990年代以降、産業構造の転換に伴う脱工業化やグローバル化に伴う製造拠点の海外移転によって、これらの施設が遊休化する。こうした遊休地の用途転換の計画は、バブル期から立てられていたものの、バブル経済崩壊後の経済不況のもとでは実行に移すことができず凍結されていた。しかし2000年代以降、土地利用の流動化を政策意図とする都市再生政策の追い風を受けて、こうした計画がたて続けに実行に移されるようになる。

16 バブル期に「地上げ」を経験した都心部の密集市街地の多くは、その後のバブル経済崩壊を経て、住・商・工の混在するエリアのなかに暫定的土地利用としての貸駐車場などが点在する「虫食い」状のままとなっていた。大規模な敷地を確保できる工場跡地などに留まらず、こうしたエリアでも土地利用の流動化が進み、超高層建築物の建設をともなう再開発が進行した点に、1990年代とは異なる2000年代東京の再開発の特徴がある（植田 2011b）。

17 1990年代にも多くの超高層建築物が建設されたが、その多くは、土地利用の転換を必ずしも伴うものではなかった。しかし、2000年代の超高層建築物の建設では、従前の土地利用にかかわりなく超高層マンションが建設されるなど、空間形態の変化のみならず空間機能の転換を伴っていた点に、その特徴がある。詳しくは、植田（2011b）を参照。

18 たとえば、東京都港区の面積は約20km²であり、2000年代の10年間に東京で竣工した超高層建築物が供給した床面積は、これを大きく上回る。超高層

建築物の建設は、ただ都市の風景を「上書き」するだけではない。それは、それだけの活動空間を新たに埋め込むことによって、都市の内実をも「上書き」する。たとえば、2000年代の東京では、続々と建設される超高層マンションによって大量の住宅空間が都心に埋め込まれ、また、住宅とオフィスビルや商業施設を擁する複合的な都市空間が埋め込まれることで、東京という都市全体の空間構造もまた大きく変動してきた。

19 これは、国土の均衡ある発展を目指した「空間的ケインズ主義」から大都市を成長エンジンとして位置づけ集中的に投資する「都市圏立地政策」への転換（Brenner 2004；中澤 2012）が、大都市内部というスケールで表出したものとみることでもある。

20 この点は、「地上げ」が社会問題化したバブル期の都市開発と好対照をなす。

21 とりわけ1992年の都市計画法の改正では、市町村都市計画マスタープラン制度が導入され、また用途地域が12種類へと細分化されるなど、より精緻な規制体系が設けられた。この法改正は、日本の都市計画史上においても画期的なものとして、高く評価されている（石田 2004）。

22 都市再生政策の前史は1990年代後半に遡る。1998年に小渕内閣のもとに設置された経済戦略会議は、翌1999年2月の最終答申「日本経済再生への戦略」のなかで都市再開発推進の制度・環境整備の必要性を説き、また1999年6月には経団連が『都市再生への提言』のなかで都心部の土地の高度利用化の必要性を唱えている。そして経済戦略会議の結果をうけて2000年2月に設置された都市再生推進懇談会は、2000年11月に「東京圏の都市再生に向けて——国際都市の魅力を高めるために」および「京阪神地域の都市再生に向けて——住みたい街・訪れたい街・働きたい街」を建設大臣へと提言している。

23 2002年の都市再生特別措置法は、民間による都市計画提案制度等の斬新な手法の導入が評価される一方で（小林 2008）、都市計画における地方分権

化に逆行する点、スピード重視のあまり利害調整が不十分となる点が問題として指摘され（石田 2004；平山 2006）、あるいは民間事業者による再開発自体に歯止めをかけられないことが批判されてきた（五十嵐・小川 2003）。

24 1990年代以降の日本の状況を前提とした議論として、たとえば酒井（2001）、渋谷（1999；2003）などを参照。

25 「距離を置いた統治」は、1990年代後半以降、「協働」・「連携」や「PPP」などのキーワードとともにさらに進行する。そして2000年代には、指定管理者制度の導入をはじめ、政府外の多様なアクターを巻き込む形で公共施設やインフラストラクチャを維持・整備する試みがさらに広がっていく。

26 こうした「距離をおいた統治」への転換は、都市という空間スケールでの計画のみならず、国土レベルの計画においてもみてとれる。1998年に制定された「国土のグランドデザイン——地域の自立の促進と美しい国土の創造」（いわゆる五全総）は、国家が計画主体となる従来の国土開発計画とは異なり、財政難のなかで政府の地域振興政策が後退せざるをえないという現実を容認し、様々な省庁による政策を網羅的に取り入れて調整したものへと変質していることが指摘されている（後藤 2011）。

27 都市計画の業務は、基本的には官庁の技術官僚に独占されてきたが、しかし、とりわけ大規模な団地の計画においては、外郭団体である日本住宅公団（1955年設立）の職員によっても担われてきた（日本住宅公団20年史刊行委員会 1981）。

28 たとえば、香里団地の計画作成過程には京都大学の西山卯三研究室が、常盤平団地や多摩平団地の設計には日本都市計画学会会員の秀島乾（秀島都市計画事務所）が、高蔵寺ニュータウンのマスタープランの作成には東京大学の高山英華研究室が携わっている（今野ほか 1998）。

29 大学研究室に属していた専門家が都市計画を専門とする都市計画コンサルタントを設立する契機のひとつは、1968年の学生運動後の大学での統制強

化によって、研究室に属しながら委託業務を実施することが難しくなったことであったという（鴨居ほか 1998；西多ほか 1998）。

30 とりわけバブル経済崩壊後の1990年代以降、民間による再開発事業において採算性はさらに重要視されるようになり、より確実に採算の取れる土地利用やテナント構成が追及されるようになる。

31 にもかかわらず、依然として工学的な知こそが都市計画の知識とみなされ、都市空間をめぐる最適解を導き出すうえで他の知よりも卓越的な位置を占め続けているとしたら、そうした事態がいかにして生じてきたかは、解き明かすべき課題である。今後の課題としたい。

32 日本においては、都市計画の業務について、業務独占を定める国家資格制度は設けられておらず、それゆえ都市計画に関わる専門家は、隣接領域の専門家や新たに参入する専門家との間で厳しい競争にさらされてきた（植田 2008；2010）。技術士法（1957年制定）の定める技術士資格は、資格試験の部門のひとつである「建設部門」のうちに「都市および地方計画」を擁しているが、これも業務独占ではなく名称独占にとどまる。

33 知の価値を測る尺度は本来多元的であるべきところ、それが「役に立つ」かどうか一元化される趨勢が強まる現在の状況のもとで、人文・社会系の知の価値を示すうえで「役に立つ」かどうかという尺度を敢えて持ち込む戦略の是非はさておき、この意味でたしかに、人文・社会科学の知は長期的なスパンで「役に立つ」といえる（吉見 2015）。

34 たとえば近年の都市研究のなかでも、B. Latour らの提起する Actor Network Theory を都市研究に応用することを試みる Assemblage 学派においては、都市（あるいは社会）を、ヒト・モノ・知識の織り成す集合（Assemblage）としてとらえ直すことが試みられている（Brenner et al. 2012）。

35 学知が政策形成にいかに関与できるかということの重要性や、その意義

を否定するものではない。しかし、人文・社会科学の知を現実の社会へと接続する回路をそれだけに絞り込むことは、これらの知が持つポテンシャルを大きく損なわせることになる。

参考文献

東浩紀・北田暁大, 2007, 『東京から考える——格差・郊外・ナショナリズム』
日本放送出版協会。

Brenner, N., 2004, *New State Space: Urban Governance and the Rescaling of Statehood*, Oxford: Oxford University Press.

Brenner, N., 2012, “What is Critical Urban Theory?” N. Brenner, P. Marcuse and M. Mayer eds., *Cities for People, Not for Profit: Critical Urban Theory and the Right to the City*, Abingdon: Routledge.

Brenner, N., D. J. Madden and D. Wachsmuth, 2012, “Assemblage, Actor-Networks and the Challenges of Critical Urban Theory,” N. Brenner, P. Marcuse and M. Mayer eds., *Cities for People, Not for Profit: Critical Urban Theory and the Right to the City*, Abingdon: Routledge.

Castells, M., 1977, *La Question Urbaine*, Paris: Maspéro. (= 1984, 山田操訳『都市問題——科学的理論と分析』恒星社厚生閣。)

Collins, H. M., 2011, “The Third Wave of Science Studies: Development and Politics,” *Japan Journal for Science, Technology and Society*, 20, 81-106. (= 2011, 和田慈訳「科学論の第三の波——その展開とポリテクス」『思想』1046, 岩波書店, 27-63。)

Collins, H. M. and R. Evans, 2002, “The Third Wave of Science Studies: Studies of Expertise and Experience,” *Social Studies of Science*, 32 (2), 235-296.

Davidoff, P., 1965, “Advocacy and Pluralism in Planning,” *Journal of the*

- American Institute of Planners*, 31 (4), 331-338.
- Friedmann, J., 1987, *Planning in the Public Domain: From Knowledge to Action*, Princeton: Princeton University Press.
- 後藤邦夫, 2011, 「国土開発から国土形成へ——世紀転換期の国土政策の変容」
吉岡斉（責任編集）『新通史 日本の科学技術 第1巻』原書房: 124-134.
- Jacobs, J., 1961. *The Death and Life of Great American Cities*, New York: Random House. (=2010, 山形浩生訳『アメリカ大都市の死と生』鹿島出版会.)
- 住民主体のまちづくり研究ネットワーク編, 2009, 『住民主体の都市計画——まちづくりへの役立て方』学芸出版社.
- Harvey, D., 1985, *The Urbanization of Capital: Studies in the History and Theory of Capitalist Urbanization*, Baltimore and Oxford: The Johns Hopkins University Press and Basil Blackwell. (=1991, 水岡不二雄監訳『都市の資本論——都市空間形成の歴史と理論』青木書店.)
- Harvey, D., 1989, *The Condition of Postmodernity*, Oxford: Basil Blackwell. (=1999, 吉原直樹監訳『ポストモダン性の条件』青木書店.)
- 平山洋介, 2006, 『東京の果てに』NTT 出版.
- 五十嵐敬喜・小川明夫, 2003, 『都市再生を問う——建築無制限時代の到来』岩波書店.
- 五十嵐敬喜・野口和雄・萩原淳司, 2009, 『都市計画法改正——「土地総有」の提言』第一法規.
- 石田頼房, 2004, 『日本近現代都市計画の展開——1868-2003』自治体研究社.
- 住民主体のまちづくり研究ネットワーク編, 2009, 『住民主体の都市計画——まちづくりへの役立て方』学芸出版社.
- 梶田孝道, 1988, 『テクノクラシーと社会運動——対抗的相補性の社会学』東京大学出版会.

- 鴨居昭雄・上野俊司・杉浦宇・長崎美代喜・恒村則之・高橋仁・泉耿介・大谷祥一・岩藤一樹, 1998, 「都市計画コンサルタントの誕生と足跡——その2. 総合コンサルタント」(座談会) 都市計画コンサルタント協会『都市計画コンサルタントの系譜と展望——都市計画の変遷と都市計画コンサルタントのあゆみ』: 54-70.
- 小林重敬, 2008, 『都市計画はどう変わるか——マーケットとコミュニティの葛藤を超えて』学芸出版社
- 今野博・富安秀雄・川手昭二・加藤鎌一・矢嶋啓自・吉宗一哉, 1998, 「新都市開発(ニュータウン)開発の変遷と都市計画コンサルタントの誕生(座談会)」都市計画コンサルタント協会『都市計画コンサルタントの系譜と展望——都市計画の変遷と都市計画コンサルタントのあゆみ』: 6-22.
- Lefebvre, H., 1968, *Le droit à la ville*, Paris: Anthropos. (=1969, 森本和夫訳『都市への権利』筑摩書房.)
- Lefebvre, H., 1974, *La Production de l'espace*, Paris: Anthropos. (=2001, 斉藤日出治訳『空間の生産』青木書店.)
- 前川真行, 1997, 「過剰決定から構造的因果性へ」『人文學報』80: 145-169.
- 毎熊浩一, 2001, 「NPMのパラドックス?——『規制国家』現象と『触媒政府』の本質」日本行政学会『年報行政研究』36: 177-198.
- 松本三和夫, 2011, 「テクノサイエンス・リスクを回避するために考えてほしいこと——科学と社会の微妙な断面」『思想』1046: 6-26.
- Miller, P. and N. Rose, 2008, *Governing the Present: Administering Economic, Social and Personal Life*, Cambridge: Polity Press.
- Mumford, L., 1922. *The Story of Utopias*, New York: Boni & Liveright, Inc. (=2000, 関裕三郎訳『新版 ユートピアの系譜——理想の都市とは何か』新泉社.)

- 中澤秀雄, 2012, 「中央と地方——『均衡ある発展』という建前の崩壊」小
熊英二編『平成史』河出書房新社: 170-216.
- 日本住宅公団20年史刊行委員会, 1981, 『日本住宅公団史』日本住宅公団.
- 日本都市計画学会, 2001, 『都市計画——特集: 日本都市計画学会五十年史』
50 (4).
- 日本都市計画学会地方分権研究小委員会編, 1999, 『都市計画の地方分権——
まちづくりの実践』学芸出版社.
- 西多英治・土田旭・吉武祐一・荒川俊介・土井幸平・大熊善昌・熊沢雄一,
1998, 「都市計画コンサルタントの誕生とその足跡——その1. 都市計
画専門コンサルタント」(座談会) 都市計画コンサルタント協会『都市
計画コンサルタントの系譜と展望——都市計画の変遷と都市計画コン
サルタントのあゆみ』: 37-53.
- 酒井隆史, 2001, 『自由論——現在性の系譜学』青土社.
- 渋谷望, 1999, 「〈参加〉への封じ込め——ネオリベリズムと主体化する権
力」『現代思想』27 (5): 94-105.
- 渋谷望, 2003, 『魂の労働——ネオリベリズムの権力論』青土社.
- Sennett, R., 1970, *The Use of Disorder: Personal Identity and City Life*, New
York: Alfred A. Knopf. (= 1975, 今田高俊訳) 『無秩序の活用——都市
コミュニティの理論』中央公論社.)
- 植田剛史, 2008, 「高度経済成長期における『都市計画コンサルタント』の形成」
日本都市社会学会『日本都市社会学会年報』26: 153-168.
- 植田剛史, 2010, 「日本の都市計画における専門知識・技術の形成過程」, 科
学・技術と社会の会『年報 科学・技術・社会』19: 1-24.
- 植田剛史, 2011a, 「東京の超高層建築物にみる都市再生特別措置法の10年」,
日本地域開発センター『地域開発』562: 32-35.
- 植田剛史, 2011b, 「都市計画政策の『適合化』と『都市再生』政策——都

市空間の間接的コントロールの構想」町村敬志（研究代表者）編『評価
国家の構造と動態——「新しい介入主義」分析の構想』2009～2010年
度日本学術振興会科学研究費補助金（挑戦的萌芽研究）研究成果報告書、
一橋大学：123-136.

植田剛史, 2011c, 「1980年代以降の日本における都市計画政策の展開——都
市空間の間接的コントロールへ向けた都市計画政策の「適合化」過程の
考察」関東社会学会第59回大会報告原稿.

吉見俊哉, 2015, 「『人文社会系は役に立たない』は本当か? ——『通知』批
判から考える」『現代思想』43(17): 80-96.

Zukin, S., 2009, *Naked City: The Death and Life of Authentic Urban Places*,
Oxford: Oxford University Press. (=2013, 内田奈芳美・真野洋介訳『都
市はなぜ魂を失ったか——ジェイコブズ後のニューヨーク論』講談社.)

付記：

本稿は、2015年度愛知大学研究助成（助成種目：個人研究B、助成番号：
C-183、研究代表者：植田剛史）による研究成果の一部である。また、本稿
の3節には植田（2011a）の内容が、4節には植田（2011b）および植田（2011c）
の内容が、また5節には植田（2008）の2節および植田（2010）の2節の内
容が一部含まれる。いずれも本稿の論旨に合わせて大幅に改稿してある。

付表 都市計画関連法制度の主要な変化(1980年代～2000年代)

規制緩和	参加制度の導入	地方分権化
1980年	都市計画法・建築基準法改正(=地区計画制度の導入) →用途地域よりも詳細な土地利用・街路の計画化が可能に →地区計画案の作成過程で住民の意見を組み込むことを市町村に義務化	
1982年	通達:集落等の開発許可緩和	
1983年	政令改正:市街化調整区域の計画開発申請緩和	
1984年	修訂:市街化調整区域の改訂(街区間の容積率移転可能)	
1986年	民間事業者の能力活用による特定施設の整備の促進に関する臨時特別措置法 通達:特定街区・高度利用地区・総合設計の適用に関する緩和	
1987年	民間・都市再生特別措置法 通達:都市再生特別地区に関する規制緩和	
1988年	都市計画法・建築基準法改正(=再開発地区計画導入)	
1990年	都市計画法・建築基準法改正(=住宅地高度利用地区計画・用途別容積率地区計画・遊休土地転換促進地区制度)	
1991年	都市計画法・建築基準法改正(=住宅地高度利用地区計画・用途別容積率地区計画・遊休土地転換促進地区制度)	
1992年	通達:生産緑地を市街化区域に不算入	
1994年	建築基準法改正(=住宅地地下室を容積率算定から除外) 都市計画法・建築基準法改正(=空中橋の売買制度)	都市計画法改正 →都市計画マスタープラン作成過程で公聴会、説明会の開催、広報誌やパンフレットの活用、アンケートの実施を推奨するもの」とされる
1995年	都市計画法・建築基準法改正(=住宅系用途地域での道路斜線緩和等)	地方分権推進法
1996年	通達:市街化区域、市街化調整区域の指定・編入要件緩和	都市計画法改正 →都市計画決定における国の認可の縮小 →都道府県から、市町村への決定権限の委譲・拡大
1997年	都市計画法・建築基準法改正(=共同住宅の共用部分を延床面積に不算入)	地方分権一括法公布(2000年施行) →地方自治体の都市計画行政が機関委任事務から自治事務へ変更
1998年		
1999年	都市再生特別措置法	
2002年	都市計画法・建築基準法改正 →容積率・建蔽率緩和とミニユ-の増設ほか	都市再生特別措置法 →都市再生特別地区につき民間からの都市計画提案が可能に 都市計画法改正:法21条の2-5(=都市計画提案制度の創設) →地権者、まちづくりNPO、公益法人、条例で定めらる団体(まちづくり協議会)が、計画対象地域の地権者の3分の2の合意で提案可能に 都市計画法改正:一部を改正する法律:都市計画法:都市再開発法・建築基準法改正 →市街地再開発事業の施行者に民間事業者(民間事業者が地権者の参加を得て設立)が追加 建築・緑3法 →景観計画の策定に準拠権を認める(NPO法人含む)
2004年		

注:五十嵐(ほか)(2009)、石田(2004)、日本都市計画学会地方分権研究小委員会編(1999)を参照して筆者が作成。

人文諸学のなかのヨーロッパ中世史

小 野 賢 一

はじめに

中世のパリ大学では、自治の精神の下、ヨーロッパ各地から学生が集まり、*natio*という集団を形成していたという。この集団は、*nation*と直接結びつけて考えられるものではなく、たとえばドイツの*natio*の場合、ドイツ語を話す集団程度の意味合いであったと考えられている。いったいつから国民国家の成員たる民族が成立したのか、という問いはすでに多くの先行研究が存在しており、目新しいものではない¹。西欧全域から遍歴学生が集うインターナショナルな教育機関であった中世の大学は、いつ国家に取り込まれ、国家権力を後ろ盾としてナショナルな知の権威として君臨し始めたのか、そしていつ国家に隷属し、もはやかつての自治の機能の大半を失ったのかという問いは、大学に属する誰もが考えねばならぬ問題であろう。

この論考のもととなる愛知大学人文社会学研究所創設記念シンポジウムの「人文知の再生に向けて」というテーマは、漠然としており、シンポジウム参加者、報告者にとって論点が不明瞭に感じられるものであったかもしれない²。実際の論点はシンポジウムの「問題提起」できわめて明確に限定さ

れている³。「問題提起」の趣旨は、「国民国家論による戦後歴史学の超克」さらには「ナショナルな人文学の超克」であると筆者は理解した。「人文知の再生に向けて」というテーマは、ヨーロッパ中世史専門の筆者にとっては、上述の如く *natio* という人々の集団や中世の大学の創設などを想起させるものである。だが、問題提起の「国民国家論による戦後歴史学の超克」さらには「ナショナルな人文学の超克」は明らかに近代に特有の人文知を問う課題設定であり、中世史研究者にとって、かなり難題である。それ以上にこの「問題提起」はシンポジウム参加者（哲学者、社会学者、心理学者、文学者、言語学者）にとって難題であろう。果たして「問題提起」の意図は伝わっているのか。

このシンポジウムの論点を理解するために19世紀に確立した「近代歴史学」、1945年以降民主化をめざして展開された「戦後歴史学」、1990年以降にポストモダン思想の影響を受けつつ「戦後歴史学」に対する反省から生まれた「国民国家論」という三つの鍵となる概念について整理し、論点を抽出した後で、「国民国家論による戦後歴史学の超克」さらには「ナショナルな人文学の超克」にかかわる近年のヨーロッパ中世史研究の動向を概観したい。本論考は何事かを実証するものではなく、近代歴史学の誕生以降の歴史学の動向を素描することで大学に属する人々が自らの位相を確認し、未来に向けて議論するための素材を提供することを目的とする。議論が

どういった方向に展開されるかわからない状況では、このような叙述が最適であるとする。

1 近代歴史学

このシンポジウムの「問題提起」の冒頭で「人文社会に関する学問は市民社会の成立とこれにともなう社会の流動化により、19世紀に誕生する。社会学、歴史学、心理学、文学、言語学などは、中世の学問体系には存在しなかった」と述べられている。社会学者、心理学者、文学者、言語学者にとっては意味不明な導入に思われるかもしれない。この導入の文章がシンポジウムの主題の「人文知の再生」と何の関係があるのか理解し難いであろう。現在の人文知は、近代につくられたものであり、「新しい学問は、権威や権力の道具ではなく、市民社会を豊かにするためとされてきた」が国民国家の成立のせいで、その壁に阻まれ、健全な発展ができなくなったと「問題提起」は主張する。さらに具体的に「主権が市民の手に移り、国民（ネーション）概念が成立するや、地球は国民国家をめざす力のせめぎあい場となって、各国は、互いにその独自性を主張し、内に向かっては統合、外に向かっては国益の守護神と化す。人文知は、そのために生み出され、住民の国民化に寄与してきた」と「問題提起」は述べて、人文知の国民国家への従属を批判する。シンポジウムのテーマ「人文知の再生」とは、人文知を国民国家に対する従属から

解放し、再生せねばならぬという決意表明にほかならない。

人文諸学すべてを扱う力量を筆者は持たない。まず、フランスの事例を取り上げ、近代に成立した歴史学という人文知が如何なる特徴をもっていたかを検証し、シンポジウムの課題に応えたい。そして、漠然とした「人文知の再生」というテーマと、歴史学者以外のシンポジウム参加者、報告者にとって特異な表現形式に思われるであろう「問題提起」の問いかけを検討し、シンポジウム報告者の議論の方向性の乖離を架橋しつつ議論をすすめたい。

近代に成立した歴史学という学問は、理想の社会をつくるための変革のサイエンスとしての役割を担っていた。フランスでは、近世から近代への移行期、すなわち絶対王政期にアンシャン＝レジームを打倒する際、革命政府に正当性を付与したのが歴史学者であった。自由、平等、博愛を旗印に樹立された共和政の神官としての役割を歴史学者は担っていた。主役のブルジョワを補佐するプチブルの代表が歴史家であったといってよい。近代フランスの歴史学は共和政の権威を正当化する学知であった。つまり近代歴史学ははじめから純粹無垢な学問などではなかったのである。「問題提起」が指摘するように、人文学による学問的営為は、自由と中立性を金科玉条としてきたわけでもなかった。キリスト教の神学を主軸として真理の探究に励むパリ大学などは、国家を超えたインターナショナルな活動に熱心な教育研究機関であったの

で、創設期の共和政にとって目障りな存在であったに違いない。フランスではインターナショナルな大学よりも、グラン・エコールが国家のテクノクラートを要請する機関として重んじられることとなった。フランスの高名な歴史学者の大半はグラン・エコール出身者である。つまり彼らは国民国家フランスのテクノクラートとして養成されるのである。原初に、権力に奉仕しない純粹無垢な学問を想定するこのシンポジウムの「問題提起」は少なくともフランスでは当てはまらず、事態はいっそう深刻である。歴史学者は、共和政の教義を創出した過去、ブルジョワジーに奉仕するブチブルとしての自らの出自を振り返らざるを得ないのである。そして、自分が共和政の神官であったという原初の刻印を思い起こすならば、現代の歴史家は国民国家に異議申し立てをせずにはおれないのである。

しかしながら、普遍的な真理であるという確たる証拠のない共和政の教義を真理として奉っていたという点では歴史学者は純粹であったといえる。アンシャン＝レジームを打倒し共和政を打ち立てねばならぬという変革意識の純粹さ、真理としての共和政の教義に基づき人々を教化しなければならぬという使命感の純粹さは、近代歴史学の特徴である。

2 戦後歴史学

元来、歴史学に備わっていた、社会変革の意識が純粹培養

されたのが、我が国の戦後歴史学とよばれる学問の動向である⁴。戦後歴史学においても理想の社会をつくるための変革のサイエンス、それこそが歴史学であるとする近代歴史学の特徴は継承された。戦後歴史学は、近代歴史学の啓蒙精神をそのまま継承し、人々を教化しなければならぬという使命感を内在していた。それゆえ、戦後歴史学では、歴史研究者の「問題意識」が最重要視される。歴史学を専門としない人々にはほとんど理解できないだろうが、この「問題意識」とは、理想の社会をつくるための変革の意識のことであり、この意識が足りないと容赦なく、歴史学者のコミュニティから非難された。つまりつるし上げにあうのである。近代歴史学において、共和国の歴史家が聖職者の学位候補者を口頭試問で公然と侮蔑し、低い評価を与えることがあったという。ナショナルなフランス共和国より、インターナショナルなキリスト教社会を肯定的に捉える聖職者の「問題意識」を咎めてのことであろう。1945年以降に開始された戦後歴史学以降の歴史学の学位論文の口頭試問も、「問題意識」を評価基準に内在させる傾向がある。近代的人文知＝理性を身につけた真理の裁判官として歴史家は振舞い、特定の思想傾向を調査する思想検査という以上の、真理を審査基準とした「存在」検査がそこでは行われる。そこでは、お前は何者なのか、と自己の「存在」が問われるのである。おそらく現在も世界中の大学の学位論文の口頭試問で時には感情的な軋轢を生むほどに厳

しく学位候補者の「問題意識」が問われているはずである。そして今、シンポジウムの参加者、報告者は問われているのである。

これほど重要な問いかけに人文知を修得しているはずの若い世代が賛同、連帯、拒絶、批判（真理の内容の批判や近代的人文知により真理を裁定するというシステム自体の批判）を含め何らかの見解を表明するどころか、気づきさえしないのならば、戦後歴史学というパラダイムはすでに旧世代のものであり、そうであるからこそ再考し、熟慮した上で乗り越えられるべき時期が来ているように思われる。かつては空気を吸うように戦後歴史学の学知を吸収し、学徒は歴史学を学んだ。シンポジウム報告者を含めた若い世代は戦後歴史学のパラダイムの外にいる以上、戦後歴史学的言説は余程詳しく説明しない限り、時代や状況と切り離された一方通行の無意味な記号として漂うことになるだろう。プレシンポジウムでは「問題提起」に対して、報告者から「何を怒っておられるのか」という率直な意見も提示された。パラダイムの違いが惹起せしめるコミュニケーション不全により、世代を超えて人文知の再生を試みようとし、先行する世代との連帯を模索する若い世代にさえ提起された問題が見えないのである。シンポジウムの趣旨を鑑みると、反論は大いに歓迎されるべきである。だが、戦後歴史学が如何なるものかを知らぬままでは、問われていることにさえ気づかないだろう。そうなる

と議論が噛み合うはずもなく、このシンポジウムは対話なきモノローグの寄せ集めとなってしまうだろう。コミュニケーションの本質は通じ合うことがなくてもお互いに向き合うことにあると肯定的に考えるならば、このシンポジウムの試みも意味のないことではないが、人文知の再生をめざす饗宴としては寂しい。

戦後歴史学では、イギリス、フランスの下からの近代化という進んだモデルとドイツ、ロシア、日本の上からの近代化という遅れたモデルが対置された。戦後歴史学は、進んだモデルに追いつくべく日本の民主化をめざすものであった。この遅れたモデルの国々の研究者は、長い間コンプレックスに苛まれた。近年、ドイツ、ロシア史の研究者の間で実はドイツ、ロシアは遅れておらず、昔から先進的（西欧的）であったという趣旨の研究が散見されるが、戦後歴史学が西欧中心主義的であまりに支配的、抑圧的であったことに対する反発であろう。再生させるべき人文知の発展が不十分で、超克すべき国民国家も不完全な状態の西欧の周辺地域からみると、このシンポジウムの趣旨自体が西欧中心主義的思考による抑圧と感じられるかもしれない。

戦後歴史学には、世界史の基本法則を探るという特徴が見受けられる。1949年の歴史学研究会大会のテーマは、「世界史の基本法則」であった。この1949年の大会は戦後歴史学の基本方針として、その後歴史学者のコミュニティー全体に影

響を与え続けた。キリスト教の終末史観にそっくりな発展段階説、すなわち資本主義社会から進化した先に天国のごとき社会主義が到来するという楽観的な救済史観が、戦後歴史学の特徴のひとつといえる。

さらに、戦後歴史学には近代の問題の起源探しという特徴がみうけられる。戦後歴史学では、近代のパリコミューンの起源に中世のコミューン運動を位置づけたり、中世の民衆十字軍のなかに近代の市民運動の起源を見出したり、中世のフォントブロー修道院を近代以降のフェミニズムの起源に位置づけたりするというような、おおよそ現在では、否定されている強引な起源探しが行われた。起源探しが不十分であると、時にはその不十分さを咎めるだけでは済まされず、研究者としての適格性にまで追求は及んだ。近代のパリコミューンの起源に中世のコミューン運動を位置づけないような研究は問題意識が低く意味がないと切って捨てられたのである。

理想の社会をつくるための変革のサイエンスという特徴、近代の問題の起源探しという特徴は、マルクス主義の唯物史観の立場に立つ歴史学者だけの話ではなく、1945年以降の歴史学者のコミュニティー全体に影響を与えるものであった。その意味で近代史研究者のみならず、中世史研究者にとっても戦後歴史学の遺産を今一度再考することが必要であろう。

3 国民国家論

戦後歴史学には、国民国家を自明のものとして捉えるという傾向、つまり一国史観の傾向がみうけられた。この特徴は近代歴史学の特徴をそのまま継承したものである。シンポジウムの「問題提起」は、「個別市民社会の動向や病理の発見は社会学や心理学が、ナショナル・アイデンティティの構築には、歴史学、文学、言語学が大きな役割を果たすことになる。この間、学問的営為は、その自由と中立性を金科玉条とし、個性記述につとめてきた。人間社会における「真理」の追究といってもよい」という。これは、近代の人文知に対するあまりに理想主義的な見方ではないだろうか。フランスの歴史学に関する限り、その出発点から国民国家に奉仕する学知であった。つまり原罪を背負っていたのである。フランスだけではなく、ベルギーでも同様である⁵。戦後歴史学では、社会経済史が台頭したが、社会経済史学の泰斗アンリ・ピレンヌは、国民国家に奉仕するどころか、その基盤を創り上げた歴史家であった。ピレンヌは近代に俄かに成立した国民国家ベルギーの歴史を創作し、過去にさかのぼって正統化した。その功績が国民に認められ、ベルギーの国民的歴史家として敬愛された。純粹客観を装う社会経済史が近代の垢に塗れた学知であることは、案外知られていない。

シンポジウムの「問題提起」では、原初の人文知は自由と中立性を金科玉条とし、人間社会における「真理」を追究す

るものであったが、そうした自らの立場を不問にし、誕生時に焼き付けられた刻印を忘れてしまったという。だが、フランスやベルギーの近代歴史学の創設期を見る限り、近代国民国家という認識の枠組みこそが刻印であり、そのなかで「真理」が追究されていたにすぎないことが理解されるだろう。

近代歴史学の創設期には国民国家や一国史観は、共和政を支持する歴史家の頭の中でつくられた被造物であったことを知っている人々は依然として多数存在していた。アンシャン＝レジームを支持する王党派の歴史家や共和国以前にソルボンヌなどのキリスト教の教育機関で教育を受けた人々は血なまぐさい革命の理想と現実の落差も見聞により知っていた。ところが戦後歴史学では、国民国家や一国史観がつくられたものにすぎないという事実が忘却された。近年、戦後歴史学に対する反省から、戦後歴史学が自明のものとしてきた国民国家という枠組みを批判的に検討する国民国家論という考え方があらわれた⁶。このシンポジウムの「問題提起」が国民国家論の影響を受けた問題意識でまとめられている以上、本来ならばシンポジウムを行う前提としてそれを理解することは不可欠であろう。最近の世界史の教科書では、近代の国民国家成立以前には「イギリス」という国名は使われず、「イングランド」と表記され、中世の「ドイツ皇帝」は「神聖ローマ皇帝」と表記される傾向が看取される。戦後歴史学を乗り越えるべく、歴史学の国民国家論の研究成果が次第に教科書

に影響を与え始めているといつてよい。

かつて国民国家の樹立によって人々は救済されるという神話が流布した。そして今、国民国家さえ克服されるならば、天国が到来し救済されるかの如き幻想が流布しているのではないか。本論考では、戦後歴史学の特徴のひとつとして、終末史観、救済史観を指摘したが、国民国家論においてもその終末史観、救済史観が完全に乗り越えられているようには思われない。国民国家さえ打倒されれば、人文知は再生されると看做す救済史観には疑問が残る。国民国家を消滅させることはパンドラの箱を開けることであり、それによって民族紛争や宗教紛争が激化し、人文知の再生どころではないという事態が起こりうることも想定しなければならないだろう。

4 ヨーロッパ中世史研究の刷新

このシンポジウムの課題は、国民国家論によって戦後歴史学を乗り越える、さらには戦後のナショナルな人文学をも乗り越えるというものである。この点に関するヨーロッパ中世史研究者の試みを概観したい。ヨーロッパ中世史研究の場合、そもそも国民国家の起源を探るという問題意識は今では少数派である。その上、必ずしも国民国家論の影響を受けて、そのような学問的傾向をもつようになったわけではない。国民国家論は近代史研究者の間で練り上げられた概念である。それをそのままヨーロッパ中世史研究に適用するならば、近

代史の前史としてしか中世史を捉えていないことになるだろう。それでは、国民国家の起源を探るという旧来の戦後歴史学の方法論の問題点であった近代史への中世史の従属という特徴を引き継ぐことになってしまう。それゆえヨーロッパ中世世界の普遍性と特殊性はどこにあるのか、という問題を立て、研究は進められることが多くなった。2014年頃の学会動向を網羅的に検証してまとめた「回顧と展望」の内容を振り返りつつ、国民国家論の観点から素描したい⁷。

フランス近代歴史学の創始者ジュール・ミシュレは、共和国の成立に立会い、国民国家フランスの歴史を叙述するという使命を持っていた。ミシュレといえども、時代の制約を免れることはできなかったのである。2014年に邦訳が刊行されたミシュレの若き日の日記と書簡集『全体史の誕生』（藤原書店）⁸のなかの、諸学は一なるものであり、一見もっとも離れていると見える知識も、本当は相関し、全体で一つの体系を形成するという趣旨の記述に着想を得て、21世紀のヨーロッパ中世史研究者たちは、ミシュレの全体史の構想を共同研究という形で具現化しようとしているように思われる。そしてミシュレの前に障壁として立ちはだかった国民国家の壁をも越えようとしているように見える。歴史学だけでなく、ヨーロッパ中世にかかわるあらゆる専門領域の人的資源を動員した西洋中世学会が2009年に設立されたのも、ミシュレの全体史の構想と無関係ではないだろう。この学会は、歴史、

文学、哲学、音楽、美術、建築など、人文諸学のあらゆる分野の専門家で構成されている。従来の専門の枠組みを再編する大事件といえよう。本大会とは別に若手セミナーが関東と関西でそれぞれ行われた。関東では年配の権威者がヨーロッパ中世学の真髄を未熟な若手に上から教え諭すという啓蒙主義的形式のセミナーが開催されることとなったが、関西では関東のような形式はとらず文字通り若手による若手のためのセミナーを企画しようということとなった。こうして轟木広太郎氏をリーダーとする第1回関西若手セミナーという若手のお祭りが京都女子大で行われ、ヨーロッパ中世にかかわる人文諸学のあらゆる分野の若手が集まり、シンポジウムを行った。その際、屋台の縁日のような感覚で他の分野の人に気軽に質問できるようにと願いを込めて、図師宣忠氏の発案で西洋史関係者が主導する学会としては初めてポスターセッションが導入された。当時としては、ポスターセッションは理系のプレゼンテーション方法であって、西洋中世学に取り入れたらどうなるかとても不安であったが、今では西洋中世学会では毎年取り入れられている。さらに西洋史学会でも取り入れられ、ポスターセッションだけで学会が行われる年度もあったほど、一般的になった。人文諸学の共同研究を主軸とする西洋中世学会の創設（2009年）から現在までのシンポジウムでは、「21世紀の西洋中世学」、「メディアと社会」、「ヨーロッパとイスラーム」、「中世とルネサンス」、「中世の

なかの「ローマ」、「西洋中世写本の表と裏」というように、人文諸学のあらゆる分野からのアプローチが可能なテーマが選ばれている。これとは別に創意工夫を凝らした若手セミナーがあり、「最後の晩餐」や「薔薇の名前」をテーマとして、人文諸学のあらゆる分野から若手研究者が集い、議論するという試みも第1回から引き続き行われている。当時はおそらくぎりぎり若手であった私は、年配の研究者のなかに鬱陶しい人がいるから、よそに行って欲しいなどとぐちを言っていたが、今では鬱陶しがられる年配の立場となってしまった。人文諸学が衰退したといわれて久しい。だが、歴史学に関しては、戦後歴史学は衰退したのかもしれないが、若手研究者は困難な状況のなか、独創的な機軸を次々と打ち出し、ヨーロッパ中世史を中世学という大きなカテゴリーで捉え、歴史学の刷新に努めているといえよう。

国制史と社会経済史はともに、国民国家の枠組みのなかで発展してきた。専門を尋ねられたとき、「歴史学」あるいは「西洋史」というカテゴリーで答えると十分に理解されず、必ずといってよいほど研究対象とする国名を訊ねられた。ドイツ史は「ドイツ学」フランス史は「フランス学」イタリア史は「イタリア学」の中の一分野と看做されることも少なくなかった。ヨーロッパを研究している、あるいは歴史を研究しているという説明では納得せず、どの国を研究しているのか答えるまで決して許してくれない人も多かった。だが、近年国別

の先行研究の伝統が根付く国制史、社会経済史ではなく、文化史の共同研究において、国民国家の枠組みを超える研究が多く現れた。これらの最近の共同研究では、ハスキンスの12世紀ルネサンス論を導き手として、中世近世（ルネサンス）の断絶よりも、その連続性を強調するという傾向が見受けられる⁹。早稲田大学ヨーロッパ中世・ルネサンス研究所の設立も西洋中世学会とほぼ同じころ（2009年）である。つまり中世と近世（ルネサンス）をつなげて広く歴史を捉えることで、時代認識の枠組みにとらわれることから免れるようになった。早稲田大学ヨーロッパ中世・ルネサンス研究所の機関誌『エクフラシス—ヨーロッパ文化研究』の執筆者は毎年、10名以上に達するが、その専攻は人文諸学のあらゆる分野に及ぶ。他に、歴史学者の時間と空間に対する感性と哲学者のテキストに入り込む能力の二つを同時に必要とするジャンルである「インテレクチュアル・ヒストリー」の試みも特筆に価する。この試みは、制度化されたアカデミズムの外側のマージナルな知的空間のなかで、歴史学、哲学、文学などの個別の専門分野に分割されてしまった近代的人文知を乗り越え、中世・近世的人文知の再生を目指すものである¹⁰。これは、第一級の哲学者と歴史学者のコラボレーションの試みである。今まで、この種の試みは、どちらかが主導権を握り、偏った内容になることが多かったが、「インテレクチュアル・ヒストリー」の試みは、哲学と歴史学が見事に調和してい

る。この研究グループは本気で学知の融合に取り組む実力ある若手のみで構成されており、ユーチューブを使っての内容紹介や出版記念イベントなどを行い、門外漢も参入できるよう配慮している。誰も読まない本や紀要は、いかに売り込みが足りないか、その結果人文諸学の成果が社会に還元されず、埋もれているかという点を深く反省させられる。他には、壮大な空間把握という特徴を持つ「中近世のグローバルヒストリー」とも呼べる共同研究も隆盛を誇っている¹¹。これは、イスラーム圏研究者と西洋史研究者の共同研究や、キリスト教、ギリシア正教、ユダヤ教、イスラーム教の研究者の共同研究などがあり、国民国家の枠組みを超える力強さを持っている。やはり、中近世を連続して捉えるという点で、最近の共同研究のトレンドを踏襲している。国民国家という横の壁だけでなく、時代という縦の壁も壊し、再編する試みが実践されている。

上述の如く、このような共同研究の大半は文化史研究である。したがって、ランケ以来の政治史やピレンヌ流の社会経済史を歴史学の中心に据える人々にとっては、ヨーロッパ中世史研究は衰退したようにみえるだろう。ピレンヌなどは、いまでは、ホイジンガの再評価に押され、すっかり影響力を低下させている。グーグルで検索すると、2015年6月26日22時41分の時点で、ピレンヌ5580に対し、ホイジンガ28700の検索回数となっている。ピレンヌは社会経済史を重視した

けでなく、建国間もないベルギーの歴史を編纂した国民的歴史家として尊敬を集めた。だが、ピレンヌの一国史観は今や批判の対象となっている。近代にベルギーという国民国家が建設される際に、それまで歴史上存在しなかったベルギーがあたかも近代以前から存在していたかのように叙述したことが批判の対象となったのである。近代以前はベルギーではなくフランドルという領邦国家が存在していた。現在、かつてベルギー史専門と名乗っていた研究者たちは、ブルゴーニュ公国史研究会を立ち上げ、歴史学の最先端をすすんでいる¹²。ブルゴーニュ公国は、ベルギー、オランダ、神聖ローマ帝国、フランスを越境する複合領域であり、一国史観の捉え方では理解不可能であったため、国民国家を基準とした各国史のなかに位置づけることができなかった。名文家の堀越孝一氏でさえも、結局この公国について、明確なイメージを人々に与えることができなかったのも、一国史観でしかものを見ない読者が相手であるならば仕方のないことといえる。時代は移り変わり、今では近代の国民国家の枠組みに入らないという理由で、これまであまり注目されなかったブルゴーニュ公国やアンジュー＝プランタジネット・ドミニオンズなどのテーマに注目が集まるようになった。

押され気味とはいえ、政治史の領域でも、国民国家の枠組みを超克すべく共同研究が企てられ、大幅な刷新が進行中である。人類学の方法を取り入れ、儀礼やコミュニケーション

ンの分析によって国制史の刷新を企てる「紛争解決史」¹³、ウォーラーステインの社会システム論に着想を得て、「核」「地域諸権力」などのキーワードを駆使し、戦後歴史学を呪縛してきた一国史観の超克をめざす「関係史」、従属理論以来の中心と周縁の二項対立という視点や、国民国家の国境の概念を問いただし、新たに「境域」というキーワードを提起する「境域・領域・辺境史」を挙げることができよう¹⁴。この分野では地理学的手法を取り入れつつ、建築学との共同研究も推進されている¹⁵。

ヨーロッパ中世史は人文諸学のなかに位置づけられ、国民国家の枠組みや時代の枠組みを越境し、「中世学」という新たな視点を獲得することによって刷新されているのが現状である。神学部につづく文学部の衰退、研究職のポストの削減、学問的有用性への疑問などの不安要因にもかかわらず、毎年のように学界動向でネガティブな総括がなされる他分野などと比べると、ヨーロッパ中世史研究は活況を呈しているように思われる。それは、中世史家が若き日のミシュレの精神に立ち返り、時代の制約に起因するミシュレのやり残した課題に立ち向かったからであるといえ言い過ぎだろうか。学際研究の華やかさに目を奪われがちだが、西洋中世学会では昨年は同志社大、本年は東洋大というように、毎年のように学会の大会において、実際に史料に触れる機会がもうけられている。そのような努力が力強く中世史研究を支えていること

も看過しえないであろう。

最後に、参加者および読者層について、十分に把握しきれ
ていない点をお詫びしなければならない。シンポジウム当日
は一般の参加者も多く来場された。まずは愛知大学文学部で
ただひとりの西洋史研究者として他の分野の方に語りかけ、
議論を誘発するという責務を持って報告を行うべきだと考え
た。なぜなら西洋史の専門家も、ヨーロッパ中世史の専門家
も参加者のなかに見出せないばかりか、歴史研究者もほとん
どいなかったからである。報告の内容はよくわからなかった
との感想も聞かれた。逆に、本報告では全く実証研究がなさ
れておらず、歴史学の基礎的知識の確認が続き、退屈された
方もおられるかもしれない。そのような方は2016年春に刊行
予定の論文集(タイトルは準備中)に寄稿した拙論「アキテー
ヌ地方におけるプランタジネット家空間の統治構造と教会」
をお読みいただきたい¹⁶。イギリスやフランスといった一国
史では捉えきれない帝國的構造を持つといわれる複合領域を
検討し、本シンポジウムの「問題提起」に正面から向き合っ
た内容である。

おわりに

「人文知の再生」が何を意味するのか、不明瞭なまま開始
されたこのシンポジウムを通じて、何がでてくるのか不安で
あるとともに楽しみでもあった。そして今もパンドラの箱を

開けるようなスリルを感じている。いずれにせよこの手のシンポジウムにありがちな予定調和にだけはしたくなかった。議論が噛み合わず物足りない点多々あった。はじめから「近代」が絶対視され、ハスキンスが叙述した12世紀ルネサンスの人文知が無視され、ブルクハルトが描写したユマニスムなどのルネサンスの人文知が看過されているように感じられたからである。この点については、西洋中世学会やインテレクチュアル・ヒストリーの動向を紹介し、反論を試みた。近代以前は古ぼけたものとして切り捨ててしまっただけではよいはずなのである。中世の学知といえば、神に関するサイエンスと人間に関するサイエンスが二本柱であるのに、近代から逆算して人文知だけを切り取ってみても、それでは世界の半分しか見ていないことになる。この点も物足りなかった。また西欧を尺度とした近代的人文知の発展が不十分で、国民国家も不完全な状態の西欧の周辺地域の人々にとっては、西欧に対する強い羨望と反発という二律背反もあって、人文知の再生や国民国家論を問いたす行為自体が、西欧中心主義による抑圧に感じられるかもしれないという点も指摘した。

「問題提起」では、戦後歴史学の一国史観を批判することがめざされた。これは明晰な問いかけである。だが「問題提起」には、戦後歴史学の民衆運動史、社会変革運動史などを特徴付ける啓蒙主義から発せられる「お前は何者か」という問いかけも含まれており、この表現形式がシンポジウム報告

者に理解され、問いかけに対する応答が得られることは困難であるように思われた。戦後歴史学のこの啓蒙主義こそ、フランス革命以来の「近代的思考＝理性」の典型ともいえよう。それゆえ、この表現形式による近代の超克の企てに若干の戸惑いを覚える。この近代の啓蒙主義的人文知に対する報告者たちの「自由放埒な思考＝野生」こそが、21世紀の人文知の再生へ向けての第一歩となることを祈念したい。

本研究はJSPS科研費（課題番号 15K02960）の助成を受けたものである。

注

1 渡辺節夫「フランス中世における国家とネイションの形成」渡辺節夫編『近代国家の形成とエスニシティ』勁草書房、2014年、145-181頁。

2 当初、この文書は報告書として纏めるよう要求された。ところが締切日を過ぎても十分に原稿は集まらず、その原因はシンポジウムの「問題提起」の意図が理解されず、議論が噛み合わず、論点がぼやけてしまったことに起因することがわかった。そこで締め切り日を過ぎてから報告書ではなく、論文として纏めることが決定された。本稿は締め切りを遵守し報告書として提出した文書を加筆修正し、論文の体裁に変更したものである。人文学のなかに西洋史を如何に位置づけるかという点については、服部良久、南川高志、小山哲、金澤周作編『人文学への接近方法—西洋史を学ぶ—』京都大学学術出版会、2010年及び南川高志編著『知と学びのヨーロッパ史—人文学・人文主義の歴史的展開—』ミネルヴァ書房、2007年を参照。

3 伊東利勝「人文知の再生に向けて 問題提起」は、シンポジウム開始前にポスター、WEBサイトで告知され、シンポジウムの当日、参加者に配布さ

れた文書である。そこではシンポジウムの趣旨が明確に方向付けされている。

4 戦後歴史学については、伊藤定良、伊集院立『国民国家と市民社会（21世紀歴史学の創造1）』有志舎、2012年及び歴史学研究会編『戦後歴史学再考「国民史」を超えて』青木書店、2000年を参照。

5 ベルギー史学史については、青谷秀紀『『ブルゴーニュ公国』をめぐる20世紀初頭ネーデルラントの史学史的風景』『思想』1082、2014年、27-54頁を参照。

6 西川長夫『国民国家論の射程』柏書房、1998年及び伊藤定良、伊集院立『国民国家と市民社会（21世紀歴史学の創造1）』有志舎、2012年を参照。

7 拙稿「回顧と展望ヨーロッパ中世（一般）」『史学雑誌』第124編第5号2015年、312-313頁；拙稿「回顧と展望ヨーロッパ中世（西欧・南欧）」『史学雑誌』第124編第5号2015年、313-317頁。

8 ジュール・ミシュレ（大野一道編訳）『全体史の誕生』藤原書店、2014年。

9 徳橋曜「中世とルネサンス」『西洋中世研究』六、2014年、2-5頁。

10 ヒロ・ヒライ、小澤実編『知のマイクロコスモス 中世ルネサンスのインテレクチュアル・ヒストリー』中央公論新社、2014年。

11 甚野尚志・踊共二編『中近世ヨーロッパの宗教と政治－キリスト教世界の統一性と多元性－』ミネルヴァ書房、2014年。

12 マルク・ボネ著、ブルゴーニュ公国史研究会訳『中世末期ネーデルラントの都市社会－近代市民性の史的探求』八朔社、2014年。

13 Yoshihisa Hattori, *Political order and forms of communication in medieval and early modern Europe*, Roma, 2014; 服部良久編『コミュニケーションから読む中近世ヨーロッパ史：紛争と秩序のタペストリー』ミネルヴァ書房、2015年。

14 足立孝「中世ヨーロッパにおける『辺境』と文化の『共生』」『比較日本文化学研究』七、2014年、200-216頁。足立孝「『辺境』から『境域』へ、『境域』から『中心』へ」『史学研究』285、2014年、54-79頁。

- 15 加藤玄「中世フランスにおける『領域』史研究の現在」『都市史研究』1、2014年、135-142頁。
- 16 拙稿「アキテース地方におけるプランタジネット家空間の統治構造と教会」朝治啓三ほか編『帝国で読み解く西欧中世の権力構造（仮）』ミネルヴァ書房、2016年公刊予定（入稿済み）。

「多様性」盛衰のうねりと言語問題について

片岡邦好

はじめに

本論考では、言語学における多様性と普遍性への憧憬が時を超えて再帰することを確認した上で、現代は多様性に向けて振子が傾く状況にあり、それが人文社会学との接点を持つ領域において顕著であることを述べる。その典型的な現れの1つとして、英語の世界的拡散を踏まえた近年の英語教育を取り上げる。端的には、「母語話者の英語」を規範としてきた英語教育観は今や見直しを迫られ、「多様な英語」の容認がさらなる英語変種の拡散をもたらすこと、それゆえに（少数）言語の多様性が脅かされるという二律背反の状態にあることを指摘する。

1 多様性と普遍性のうねり

本稿では「多様性」を「普遍性」に対置する概念として論を進める。一般的に普遍性に対置されるのは特殊性であるが、様々な特殊性を受容するところから多様性という発想が生まれることを鑑みれば、飛躍した想定ではあるまい。言語の多様性は、「バベルの塔」の寓話にある通り、人類共通の「問題」としてその苦悩が連綿と語られて来た。裏を返せば、ことば

の普遍性が問題解決の礎であり、言語学においても普遍的真理への憧憬は通奏低音として常にその根底に響いている。以下では、短絡のそしりを覚悟で、言語学におけるそのような多様性と普遍性のうねりを概観してみたい。¹

言語学は、例えば法学、哲学、神学といった古典的学問に比べれば後発の分野に当たるが、「言葉を効果的に使う」ことを探究する修辞学や劇作なども含めるなら、その起源は紀元前のギリシャ哲学（プラトンやエピクロス）にまで遡る。ただし一般的に、近代言語学誕生の契機は1786年のウィリアム・ジョーンズ卿（1746-1794）による王立アジア協会での講演にあると考えられている。ジョーンズ卿は法学者であったが、ヨーロッパ各地の法典を読み解くうちに、サンスクリット語、ギリシャ語、ラテン語、ケルト語、ゲルマン諸語が顕著な構造的類似性を持つことに気づき、共通の祖先から派生した可能性に言及することで、以後100年にわたる祖語探究の起点となった。その後19世紀には、ドイツのライプティヒにてヤーコブ・グリムらの青年文法家による比較言語学が興り、「印欧祖語（Proto-Indo-European）」という概念が形成されるに至った。

近代言語学が生まれた19世紀といえば、社会ダーウィニズムが西欧社会を席卷した時期である。ヒトの起源を辿る中で、人間と動物を隔てる基準として、ヒト言語の起源に関心が集まったことは当然といえる。しかし同時に、言語の起源につ

いて立証不能かつ不毛な議論が相次いだことで、パリ言語学協会は1866年にそのテーマに関する議論を禁止する決議を行い、このタブーは近年に至るまで影を落としてきた。

同時にヨーロッパでは、ヘルダー（1744-1803）やフンボルト（1767-1835）を中心とする19世紀のドイツ・ロマン主義において、民族固有の精神性や才気を「言語」に求めるという思潮が顕著となってきた（渡辺1973）。（この思想はヴァイスゲルバー（1899-1985）にも見られるとおり、連綿と現代にまで続く。）この点で、19世紀のドイツでは多様性が標榜された時代だといえるだろう。実はそのような発想は、第一次世界大戦で疲弊した民衆の愛国主義と結びつき、ナチズムの台頭を招いたという指摘もある。歪な論理にもとづく言語イデオロギーによって精神の多様性が特定民族の優越と結びつけられ、結果的に独裁と殺戮を招いたことは歴史の悲劇としか言いようがない。

また20世紀初頭のヨーロッパで、言語学（さらに社会科学）における画期的な思想となる「構造主義」が芽生えた。その提唱者、フェルディナン・ド・ソシュール（1857-1913）は、従来の「通時的な」方法に基づく比較言語学的手法に加え、非歴史的で静態的な言語の様態を扱う「共時的な」手法による言語の分析を提唱した。そして「シニフィアン」（例えば“ne ko”という日本語の音）と「シニフィエ」（“ne ko”という音が表す「猫」の概念）が、恣意的な結びつきからなる記号

操作の産物であることを喝破し、記号論の発展にも寄与した。このような「差異の体系」という概念は構造主義の根幹をなし、広く言語学（ヤコブソン）、人類学（レヴィ・ストロース）、言語哲学（バルト、クリステヴァ）などに強い影響を与えた（加賀野井 1995）。ただし、ソシュールの言語思想に「言語固有の世界像」という言語相対的な発想も垣間見られるものの、ヨーロッパにおける20世紀の言語学において言語相対性が表舞台に上がることはまれであった。

20世紀はアメリカの世紀と言われるが、アメリカ言語学の成立はヨーロッパとは事情が異なる。アメリカ言語学は人類学の一分野として、ネイティブ・アメリカン（俗称「アメリカン・インディアン」）言語をいかに記述して後世に残すかという目的から始まったという経緯がある。それを主導したのは、ドイツに学びアメリカに移住したフランツ・ボアズ（1858-1942）という人類学者であり、ドイツ・ロマン主義の薫陶を受けた彼の思想が、アメリカに言語相対主義を根付かせる原動力となった。それはその後、ボアズの弟子筋に当たるエドワード・サピア（1884-1939）とベンジャミン・リー・ウォーフ（1897-1941）の言説によって流布し、「サピア＝ウォーフの仮説」と称されるに至った。² 20世紀前半はいわゆる相対主義がそれなりに認知されていた時代であり、様々な議論を経ながらも1950年代までは相対性への関心がアメリカ言語学会に大きな影響力を及ぼした。³

ただし1950年代以降、認知主義に基づく普遍性を追求する時代が幕を開ける。サピアやウォーフの主張は科学的な検証を経たものではなかったため、彼らの死後、レネバーク、バーリンとケイらの心理学者から、言語相対性の典型と考えられていた色彩語彙の「普遍性」を示す実験・調査結果が提示され、1960年代から1990年代の北アメリカにおいて言語普遍性の時代を迎えた。このような理性・認知主義に基づく普遍性の原動力となったのは、ノーム・チョムスキー（1928-）が提唱した「生成文法（Generative Grammar）」であり、その根幹にあったヒトの生物学的普遍性への憧憬は当時のアメリカ言語学界を魅了した。

チョムスキーが反旗を翻したのは、それ以前に「心」の研究を牽引していた行動主義心理学（そしてそれを支持していたブルームフィールドの構造主義言語学）である。言語習得は心理・認知的プロセスであるため、当時の言語教育で主流であった「聴覚口頭教授法」の基礎は、ワトソンやスキナーらが標榜した「オペラント学習」（「刺激－反応」の強化が学習を促す）という理論に依拠していた。チョムスキーは、このような経験論的な言語習得観に強烈な異を唱え、「刺激に対する反応の強化」という発想では子供の言語習得は説明できないとして、「刺激の貧困（poverty of stimulus）」という概念を用いて反駁した。この主張の元となったのは、無限に発され、誤りを含んだ言語表現に晒されながらも、子供は模

倣によらずに母語話者としての言語能力を獲得するという事実である。それが可能となるためには、子供に内在する、言語の発現を促す言語能力が生得的に備わっているはずだと主張したのである。この主張は「生成文法」という普遍的モデルによって理論化され (Chomsky 1965)、理論主導型の多様な形式主義言語理論が 20 世紀後半のアメリカ言語学を席卷した。

ただし、この時代が普遍性一辺倒であったかという点、必ずしもそうではない。チョムスキーが主導した言語学は、コンピュータの働きを模した「計算主義 (Computationalism)」と呼ばれる発想に基づく。つまり、0 か 1 かの二項対立的な、数学的形式論に基づいて言語分析を行う方法である。しかし、コンピュータの発達に伴い、1980年代には認知科学において脳細胞のネットワークを模したコンピューターモデル（とくに「コネクショニズム (Connectionism)」）が注目を集めるようになる。このモデルは、脳細胞の発達や情報伝達をコンピューター上の模擬ニューラルネットワークにて再現しようとするモデルである。それに呼応するように、コネクショニズム的発想や身体性が言語の発達や変化に影響すると考える「認知言語学」が1980年代に登場する。その主唱者の一人、ジョージ・レイコフは、言語固有のカテゴリー化やメタファー認識といった、言語相対的なメカニズムが構文や文法の発達に関わることを認めている (Lakoff 1990)。これらの対立軸

の出現により、「普遍文法」という思想は1990年代以降徐々に影響力を弱めていく。

また、1970年代以降の顕著な社会思想である「ポストモダン主義」は、言語学の周辺領域の発想を一新した。言語学が追及する体系的、普遍的な理論構築とは、ポストモダン主義が述べるところの「大きな物語」(Lyotard 1979)の具現化である。この「大きな物語」とは、主体的かつ理性的判断、整合的かつ網羅的体系性、還元可能な等質の要素、といった知性・理性・ロゴスにもとづく思惟を指す。ポストモダン主義は、このような構造主義・形式主義に対するに懐疑的な姿勢を明確に打ち出した。そこに通底する(過剰な)相対的思想は社会科学の諸分野においては大きな衝撃とともに受け入れられたものの、言語学(特に形式主義的な理論言語学)にはほとんど影響を与えなかった。ただし、人類学や社会学(また言語学では応用言語学や社会言語学)といった人文社会系の領域では(Marcus and Fisher 1986; Kramsch 1993)、ポストモダン的な分析のアプローチが徐々に浸透した。⁴

このような毀誉褒貶に晒されながら、言語の普遍性と相対性は各々がうねるようなかたちで、特定の時期に影響力を及ぼしながら再帰するという関係にある。そして現在の言語学的状況は、普遍性か多様性かの二者択一ではなく、具体的状況においてどちらが、どの程度の影響力を持つのかを、さまざまな検証方法を用いて見定める段階にあるといえよう(例

えば Levinson 2003)。

近年の言語研究全般を見渡すと、言語の多様性と相対性を前提とすることが人類の存続や社会生活上の権利保証にもつながるため、積極的に認知する方向へと向かっている。そこで以下の節では、(1)「言語」という概念そのものを問い直す手話のシステム、(2)言語の多様性の発露として、言語類型論から見た「語順」という現象、そして(3)英語拡散に伴うポストモダン後の英語教育理念について触れてみたい。これらを概観することで、形式論から経験論（そしてその発露としての言語相対性）に傾きつつある言語学の周辺領域に焦点を当てる。

2 言語の多様性と少数言語—手話について

まず、言語的多様性の現れの一つとして、手話に焦点を当ててみたい。もちろん手話も言語である。音声言語が言語分析の主流を占める中、手話の言語学的分析が始まったのは近年のことである（例えば Stokoe 1960）。ここで述べる手話とは、「日本語対応手話」（「手指日本語」とも）のように、「日本語」の文字に手形を対応させた人工的な手話ではない（それは「日本語」の変種である）。あくまで、聾者のコミュニティにおいて、自然発生的に生まれた「日本手話」などのことを指す。当然そこには個人差もあれば、方言や若者ことばもある。

実は手話にも「音素」があると聞くと、多くの人は首を傾げる。しかし、音声言語の「音素」に対応する要素を用いてコミュニケーションを行う点でまったく同じである。アメリカ手話 (ASL: American Sign Language)、日本手話 (JSL: Japanese Sign Language)、その他各国の手話でも、物理的な「音」は用いないが、表情や手形、その実施場所や動かし方にはそれぞれ「文法」があり、一定の規則にしたがって意思の疎通が行われている (これら一つ一つの要素を音声言語にならって「音素」(phoneme) と呼ぶ)。例えば英語の場合、/pen/ と /ten/ という音 (この場合、綴りではなく発音記号に注目) は /p/ と /t/ という音の違いのみで区別されている。つまり /p/ と /t/ の違いが意味の違いを担っている。手話においても同様に、意味の違いを分ける要素は「音素」と呼ばれるが、手話の場合はさまざまな手の形、場所、方向性、動きといった要素がそれにあたる。⁵ これらの組み合わせによって、意味の単位である「形態素」が構成されるのである。具体例を見てみよう。

まず図1の(1)MOMと(2)DADを比べれば明らかなように、両者の手形、手の平の指す方向、そこに至る動きも同じであり、唯一の違いは親指が接する場所 (顎か額か) のみである。意味的には、MOMとDADは直系、1世代差、直接の親、という点で等しく、両者の違いは女か男かという性差だけである。この対応関係からわかることは、「性」という意味的差

異があごか額かという「場所」の対立によって表されているということである。この差異は(3)SISTERと(4)BROTHERという複合的な手話語彙にも見て取ることができる。この事実から、アメリカ手話においては場所が性差の指標となり、意味を構成する「音素」として機能していることがわかるだろう。



図 1. アメリカ手話における音素 (<http://www.lifeprint.com/index.htm>)

別の例を見てみよう。図 2 のアメリカ手話の場合(1)と(2)は手の動きのみで対象物の区別がなされている。(1)は話し手と聞き手以外にも「私たち」に当たる対象がその場にいる場合、(2)は話し手と聞き手以外に「私たち」に含まれる人がその場にいない場合である。つまり手話は、視覚による空間情報を

容易に取り込める（取り込む必要がある）ため、代名詞 we の使用に関してはアメリカ口語英語よりも明確で簡潔な指示が可能になる。つまり、口語英語では誰が「私たち」に該当するのかをことばを尽くして説明しなければならないが、手話ではこれが義務的かつ容易に行われるということである。



WE
(other referents present)



WE
(other referents not present)

- (1) その場にいる WE (2) その場にはない WE

図2. アメリカ手話の WE (<http://www.lifeprint.com/index.htm>)

さらに、口語英語ではうまく表現できない “inclusive we” や “exclusive we” といった概念を、手の動かし方や指の数による対象の指定によって厳密に表示できる。⁶ 例えば図3では、その場にいる複数の指示対象である「私たち」の中から話し手と聞き手のみを適切に抽出している。口語英語の WE にはこのような区別はなく、アメリカ手話のような具体性を欠いている。もちろん口語英語の話者も、ジェスチャーや視線を用いれば同様の指示は可能だが、義務的でも

なければ（あくまで選択的）、規範的でもない（その形式は不定）。

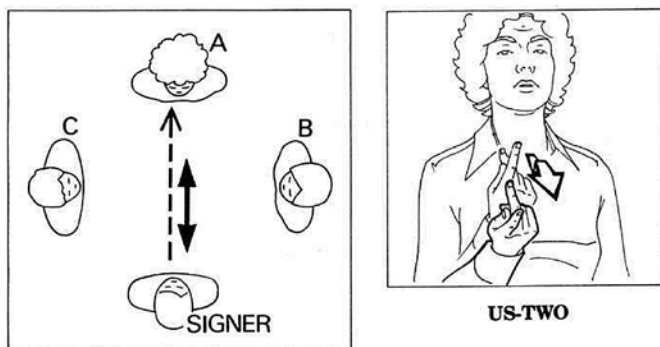


図3. アメリカ手話による“inclusive we”（話し手と聞き手をさす「私たち」）（同上）

以上のような、音声言語の限界を超えた用法が手話にはある。したがって、手話を言語の多様性の中に含めないとしたら、人間言語の境界も特殊性や普遍性も確認できない。特殊性と普遍性は車軸の両輪のようなものであり、片方が担保されなければ他方も実現できないという関係にあるといえよう。

3 言語の多様性と人間の認知—語順について

次に、言語の多様性が実は人類の存続に関わる可能性を指摘する。時に巷でも、世界に言語はいくつあるかということ

が話題になるが、言語の語順の分布を気にする人は少ないだろう。そこで本節では、言語数および語順の多様性と人類の生存との関連を考えてみたい。

まず、「言語学的な」分類によれば世界に言語は6000から7000存在するといわれている（Ethnologue：<https://www.ethnologue.com>）。往々にして、「言語」は政治的な産物である。「言語とは陸軍と海軍を持つ方言である（Language is a dialect with an army and navy.）」といった警句を持ち出すまでもなく、言語の地位は政治的な判断に委ねられることが多い。為政者は国家統治の手段として、分裂や独立につながりかねない他民族・多言語の権利は極力認めたがらない。

この日本にあっても、いまだに「単一民族・単一言語の国家」という言説を至るところで耳にする。しかし言語分類上、日本における言語の数は15を数える（Ethnologue：同上）。⁷ この数は、上述の政治性にとらわれない集計によるものである。ちなみに、日本語の母語話者数は1億2千万人強であり、話者数でいえば世界9位の強大言語である。現在、そのような上位20言語の話者が世界人口の半数以上を占める一方で、（数千にのぼる）半数以上の言語は、インド、ブラジル、メキシコ、インドネシア、パプアニューギニア、ナイジェリアなどの8カ国で、人知れず受け継がれる少数言語なのである。実は、21世紀末までに現存する世界の20～50%の言語が絶滅し、40～70%の言語は危機に瀕し、安泰なのはわずか5～

10%の言語(300~600)に過ぎないと推定されている(Krauss 1992)。

では語順についてはどうであろうか。言語の数と同様、語順についても不確定な要素が多い。なぜなら、日本語のように書き言葉を持ち文法書が書かれている言語はむしろ少数派であり、書き言葉も文法書もない少数言語が多数存在するからだ。さらに語用論的、修辭的操作を経ると、英語でさえも多様な語順を許容する(例えば、“THAT I don’ t know for sure.”)。従って以下で述べる語順とは、特別な操作を経ない平叙文における基本語順を指す。

世界に目を向けると、言語学者が現有資料を調査した限りでは、英語のようなSVO語順(主語(S)－動詞(V)－目的語(O))は決して多数派ではない。政治的・経済的な影響力の強い言語が欧米に多いこともあり、SVOという語順が優勢であると思い込みがちだが、実は日本語のようなSOV型が世界では優勢となっている(表1)。

恐らくここで、「なぜSとVとOだけなのか?」という疑問に答える必要があるだろう。(英語の文法にはC(補語)もある、という声が聞こえてきそうである。)。その理由は、世界の言語分布を体系的に調査したところ、さまざまな言語に共通する要素として少なくとも動詞と名詞は確認できたという観察による(Greenberg 1966)。外界の事態を描写する際に、いかなる言語においても「動作主」、「動作(・状態)」

そして「動作対象」は必須の要素であろう。これらを表すのは名詞と動詞である。（さらに、形容詞や副詞などは言語によっては認定が困難で、動詞のように扱うのが適当な言語もある。）したがって、S・O・Vはこういった多様な要素を代表しているのだ。そして類型論的な語順研究から、述部の語順（OV型またはVO型）が、他の品詞の配列を決定する要因であることがわかっている（Greenberg 1966）。

調査者(言語数)	語順					
	SOV	SVO	VSO	OSV	OVS	VOS
Greenberg (142)	45.0	36.6	18.3	---	---	---
Ruhlen (427)	51.5	35.6	10.5	0.2	---	2.1
Mallinson and Blake (100)	41.0	35.0	9.0	1.0	1.0	2.0
Hawkins (336)	51.8	32.4	13.3	---	---	2.3
Tomlin (402)	44.8	41.8	9.2	---	1.2	3.0
SO/OS タイプ						

表1. 世界の言語における主要6パターンの語順の頻度(%)
(Siewierska 1999)

これら3要素の並べ替えの可能性は6通りあり、それぞれに該当する言語の存在が確認されている。世界の言語はこの6パターンに均等に分割されている訳ではないが、表1を見るとおり、基本的な序列（SOV > SVO > VSO（> VOS > OVS > OSV））は共通している。ただし別の見方として、

世界の語順のパターンは「 $3 \times 2 \times 1 = 6$ 」という並べ替えの可能性というよりも、「SO」または「OS」という名詞成分のどこに「V」が配置されるかにより異なると考えることもできる（表1下図）。そして表1から、「SO」タイプが圧倒的に多数であることが分かる。「S」が先に来る傾向が強いということは、文において主語にあたる「動作主」が「動作対象」にあたる目的語よりも先に言語化されやすい（つまり認知的に顕著なものが主語になりやすい）ということを示唆している。また、「SO」タイプでは「V」が後尾に来る形式が最も多く、逆の「OS」タイプでは「V」が冒頭に来る形式が多いことから、それぞれのタイプで最多の形式はSOV-VOSという鏡像パターンからなることがわかる（表1・上部矢印）。同様に、それぞれのタイプで2番目、3番目に多い語順も同様に鏡像をなす。つまり、世界の言語における語順の分布というのは、人間が外界で起こる事態を概念化する際の認知的な偏りを示している可能性がある。この事実は非常に示唆的であり、これが果たして文を構成する際の認知的な負荷や志向性を反映するのか、地域的・環境的要因（例えば平原や密林、寒帯か熱帯か）との相関があるのか、人種・民族（さらには宗教）などとの関連があるのか、といった多くの仮説を提起する。

ではなぜ言語の多様性を担保する必要があるのか？おもに3つの理由が挙げられている（渡辺2004、宮岡2002）。まず

言語学の目的の一つとして、できるだけ多くの言語資料を収録、記述して目録を作り、アーカイブ化して後世に残すことそのものに言語学的な意義がある。ことばに関する資料がなければ言語研究はできない。言語資料はその拠りどころであり、これは言語学という学問内部からの要請である。二つ目の理由は、話者そのもの関わる要因である。言語は、文化遺産として、あるいはそれを話す人々のアイデンティティの拠りどころとして、大きな役割を担う。各民族の文化の一部は、言語による分類や成り立ちの中に、そして言語作法や使用法の中に埋め込まれ、受け継がれている。その「乗り物」が消滅することは、文化やアイデンティティの継承が非常に困難となることを意味する。そして最後に、認知的な多様性の発露である多様な言語を保存することは、人類の外界への適応力を維持することにつながる。

最後の点についてはさらに説明が必要であろう。先ほど、語順という一つの言語現象が人間の外界認識の帰結ではないかと述べた。人はことばを通して世界とつながり、心がそこに表れる。しかし残念ながら、幾何級数的に言語が絶滅の危機に瀕したとしても、人類の生存にどう影響するのか身近な問題として感じられない。例えばアマゾン奥地の、話者が50人しかいない言葉が一つ消えて私たちの世界観や生活に影響するかと問われれば、答えは否である。しかし、その一方で「生物多様性」は喫緊の課題として喧しく論じられている。

確かに生物多様性は「生命」に関わるため、その議論は理解しやすい。ペニシリンのように、何の変哲もない青カビから抽出された薬剤が、いかに人類の生存に供したかを考えれば、どのような生命体にも無限の共益の可能性を見ることができると。

では言語についてはどのような議論が可能なのか。実は言語学者も、生物多様性と同様の議論を行う。生存という問題は、「強いものが生き残る」といった弱肉強食の論理ではなく、外界の環境にどれほど適応できるかという順応性の論理にもとづくと考えられている。順応性や適応力を担保するのは生物としての多様性である。言語相対性の議論を持ち出すまでもなく、言語は世界観、ひいては認知能力の発露であり、人間の認知能力の多様性を担保するのは言語の多様性である。例えば、世界中の人々が全て英語を話す世界になったとき、そこにどれほど多様な視点や発想が生まれてくるだろうか？ 未来において環境が激変した時に、より環境に適した外界認知を内包できる言語は他のタイプかもしれない。

荒唐無稽と一笑に付されるのを覚悟で例を述べよう。仮に数十年後に巨大彗星が地球と衝突して突如氷河期になったとしよう。その時に、北極圏のイヌイット語（語順はSOV）が消滅していたらどうだろうか。例えば、いかなる言語も「証拠性 (evidentiality)」という特徴を言語に組み込んでいる（日本語なら、「～だろう」「～（だ）そうだ」「～らしい」「～み

たい」のように、伝達情報の源が自己の認識にあるのか、伝聞であるのか、視覚的な明示性であるのかなどを区別する要素である)。イヌイット語には広大な雪原で生活するための知恵として、ある事物が見えるか見えないかだけでなく、水平か上下か、囲まれているか否か、などの情報を接辞として加えることで、英語の“there”にあたる空間領域を5通りに分類するという (Denny 1982)。雪原で生きる知恵や認識が埋め込まれていない言語しか話せないとき、どれほどの苦労を強いられることだろう。こう考えると、言語の多様性を保持することが人類生存の鍵であるという主張は決して侮れないものとして響くはずである。言語の多様性を単なるロマンティシズムとして放置すれば、そのツケを払うのは我々である。

4 言語の多様性と英語の覇権

最後に、英語という単一言語に焦点を当て、現代におけるその変種と覇権がもたらす影響について考える。その現実、実は上述の警鐘と矛盾する方向に向かいつつある。それを示す手がかりとして、英語話者の数を同定することから始めたい。ただし、これはそれほど容易でないことがわかるだろう。そもそも言語の話者数はどうやって数えたらよいのか？日本語に関しては、それを母語とする国は（歴史上の一時期と移住を除けば）日本以外に存在しない。よって国勢調査結果が

ある程度正確な数字を示してくれそうである。しかし一方、英語は世界中に拡散し、英語圏の話者でなくとも、母語話者並みに英語を操る人々は多数存在する。なおかつ、アメリカ政府は連邦レベルで英語を「国語」と規定してもいないし、アメリカ国籍があるからといって英語が母語であるとは限らない。英語を取り巻く状況は明らかに日本語とは異なる。

それを理解する方法の一つとして、Kachru (1985) の World Englishes (複数形であることに注意) の理念にもとづく Crystal ((2003) の分類を見てみよう。図4のように、英語圏は(1) Inner Circle、(2) Outer Circle、(3) Expanding Circle の3層に分類される (もちろん境界線が明瞭でない場合もある)。まず(1)には、イギリス、アメリカを中心に、英

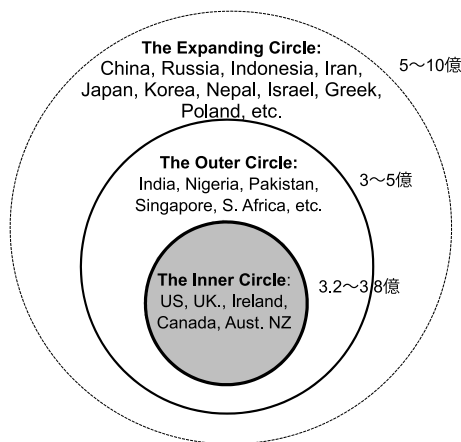


図4. 英語圏をなす3つの層 (Crystal 2003:107)

語を母語とし、かつてイギリスが宗主国であった国々（カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなど）が含まれる。(2)は主にイギリス、アメリカの旧植民地であった国々であり、現在でも英語が公用語として重要な地位を占めるという社会状況を有する（事実英語は、概算で80程度の国と地域で公用語、あるいはそれに準ずる重要な役割を果たしている）。そして(3)には、日本、中国、韓国、そしてヨーロッパ諸国のように、通商、経済、政治面で英語を重用する国々が含まれる。⁸

したがって、英語話者を「母語話者」という基準で測れば、その人口は4億人弱に過ぎない。ちなみに中国語は、相互に意思疎通が不可能な複数方言の総称であり、12億人程度の母語話者がいると考えられる。その中で北京語（Mandarin）の母語話者は9億人以上といわれており、これに限定しても母語話者としては英語よりも圧倒的に多い。しかし、英語話者を「英語を公用語とする国と地域（Outer Circle）の話者」までとすれば、北京語（Mandarin）母語話者と拮抗するという現状が見える。さらに、拡張中の層（Expanding Circle）まで含めると、最大概数で20億人ほど、つまり世界のほぼ3分の1の人々が広義の「英語話者」ということになる。そしてその数は年々増大している。

別の角度から世界の英語使用状況を概観したのが以下の図5である。カラー印刷でないため判然としないかもしれないが、おもに濃い部分が母語話者比率が高い地域である。日

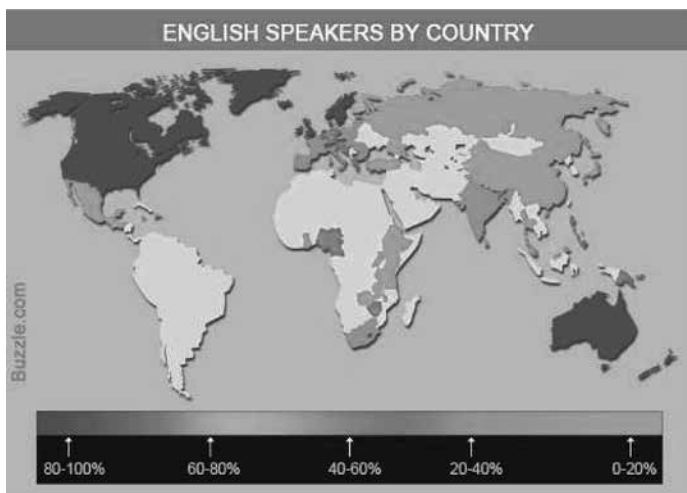


図 5. 国別の英語話者比率 (<http://polymathaftermath.blogspot.jp/2014/08/a-complete-list-of-english-speaking.html>)

本は0～20%に位置し、大方の印象を裏付けているといえよう。上述の通り、英語の母語話者が世界人口70億人のうちせいぜい4億人ということは、日本人が海外に行って英語を使う際には、ほぼ間違いなく我々のような非母語話者同士で用いる機会が多いことを意味する。日本で我々の身近にいる英語話者は英語を母語とする教師であることが多いため錯覚しがちだが、海外の英語使用状況は日本人の認識とかなり異っている。

英語教育における目標言語（つまり英語）の多様性は1960年代までほとんど認められておらず、その目標は母語話者に

近づくことであった。しかし欧米では、1980年代から高等教育を中心にそのような発想は薄れ始める。公民権運動を境にした少数民族や社会的弱者の権利保障への流れはもちろん、ポストモダン的な「大きな物語の終焉」に端を発する「標準的な英語（＝母語話者英語）への懐疑」が影響しているといえよう。特に1990年代以降、英語変種—つまり民族や文化に根ざした多様な英語—にも妥当性を認める方向に舵を切った。

世界の英語教育に目を向けると、もはやアメリカ英語やイギリス英語だけが絶対的な到達目標だと考える状況にはない。もちろん英米の標準的な、権威のある英語を使える技能は有形無形の利益を生むことは確かである。むしろ問題は、そこに過剰な価値を置くことで、地域の英語（ひいては地域の英語話者）やネイティブでない英語（およびその話者）に対して、偏見や差別を醸成してしまうことだ。日本における根強いネイティブ信仰はその裏返しといえよう。しかし一方、言語習得研究では、ある年齢を過ぎたら母語話者としての技能を獲得することが認知的・生理学的に困難になることがわかっている（これは「臨界期仮説」と呼ばれる）。つまり過剰な英語ネイティブ信仰は見果て夢であり、差別を助長し、対等なコミュニケーションの形成に逆行しかねないという危険をはらんでいる。

ある批評家は世界で英語が多様化する現状（そして未来）

を、オリンピック種目に採用された柔道を引き合いに出して説明している。⁹つまり柔道は、世界に拡散する過程で元来の「正統」という殻を破らねばならなかった。例えば、「柔よく剛を制す」ことを目指す武道でありながら、西欧的な体重別という制度を容認し、時間制限という制約を課されることになった。(日本柔道協会はこれらに強く反発したという。)しかし、こうしてスポーツとしての再定義を経なければ、柔道はいまだ極東の無名の武道のままであったことだろう。一方で、英語は規制のしようがないほど変種を生成しながら拡散が急速に先行した。その過程で、各々の地域で独自の英語が生活に組み込まれてしまった以上、正統性に関する元来の意識を改め、変質と多様化を甘受する覚悟が必要になるだろう。この意識がどれほど Inner Circle (特に英米) の一般話者に (もちろん英語学習者にも) 浸透するかが今後の課題といえるだろう。

そこで近年提唱されたのが、*English as a Lingua Franca* (「共通語としての英語」) という理念である (Jenkins 2007)。上述の通り、世界における英語の実態は、ネイティブ (母語) 話者の手を離れて、シンガポールのように公用語として英語を使う国から、日本のように公教育において主要な外国語に位置付ける国まで、その浸透度はさまざまである。特記すべきは、そのようなモデルの一つが英米の英語ではなく、特定の国に依拠しない「世界標準英語」(WSE) という英語

変種を到達目標としていることにある（図 6: Svartvik and Leech 2006）。ピラミッドの最上階には WSE という「抽象的な」変種が想定されている。つまりこれを母語として用いる者はおらず、国際コミュニケーションのために英語学ぶ際のターゲット変種と規定されている。海外に出れば、今や英語の母語話者でない人々と英語を話すことが主流となった今（世界人口70億人の中で、母語話者は4億人程度、一方英語を何らかの目的で用いる人は約20億人）、これは妥当な目標といえるであろう。（ただし、その実効性に疑問を投げかける人々も少なからずいる）。

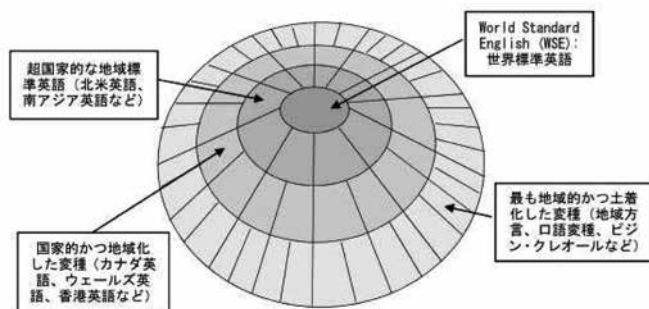


図 6. Svartvik and Leech (2006) のモデル

英語の多様性を語るとき、そこには大きなジレンマが立ちあがる。非母語話者の英語の認知度と許容度を高めることは多くの移民や非母語話者にとっての光明ではある。それは非母語話者の社会的認知と進出を促進する一方で、そのよう

な形で英語が世界の至るところに浸透すれば、弱小言語はますます衰退するだろう。それはコインの両面として避けて通ることのできない現実である。この矛盾をどういうかたちで軟着陸させるのが、英語教育者と言語学者に託された大きな課題になろう。

例えば、現代の日本では（少なくとも表面的には）方言を好意的に捉える傾向が見られるのは好ましいことである（田中 2011：ただし田中1976も参照）。しかし公的・制度的場面における方言使用がいまだ憚られるのは、完全な社会的認知に至っていないことの証左でもある。しかし非標準英語や非母語話者英語はこの段階にすらない。英語における規範性が、進学、就職、昇進などの人生段階における「門番（Gatekeeper）」としての役割を果たす教育制度が、多くの国の社会システムに組み込まれている以上、標準英語の威信と非標準英語の汚辱は必然的な帰結である。社会システムの改革と同時に、意識改革のための行動をまずは教育現場から始める必要がある。

おわりに

本稿で見た言語の多様性と英語の拡散はせめぎ合いながら逆方向へのベクトルを発している。つまり英語変種の認知は非母語話者および英語学習者にとっては朗報でありながら、世界の言語にとっては存続と多様性への脅威となって

いる。ただしこの現状には二（多）面性がある。「言語の保存」という発想は、純粹で固有の文化・言語の存在を前提とした、（つまり明快なカテゴリー化に依拠する）構造主義時代の名残でもある。逆に、言語や文化の変容を前提とするならば、強大言語の拡散と侵入によって引き起こされる土着言語との融合は現代における必然の産物でもある。実際のところ、ICT やメディア・物流が発展した現代において、言語・文化の純粹性などは望むべくもない。かつての日本がそうであったように、積極的な西欧文化・技術の導入を経ても、基層が不変ならば異文化との融合は懸念すべき問題ではないという主張も理解できなくはない。

しかし、例えば Everett (2009) がフィールド調査を行ったアマゾン奥地の少数民族ピダハンと日本が決定的に異なるのは、日本語が当面絶滅の恐れのない安定した言語であるという点である。少数民族の言語に同じことが起これば、ひとたまりもなく絶滅に突き進むことになるだろう。その一方で、少数言語の話者が経済的安定や社会進出を求めて自発的に母語を捨て、強大言語に乗り換えていくのを責めることはできない。（そして日本国内の島嶼言語にも同様のことが起こりつつある。）現状を逆転することはできなくとも、多様性を称揚する意識を共有することから始めなければならない。

9.11以降保守的な言説が目立つアメリカを尻目に、イギリスを中心とするヨーロッパでは「超多様性 (superdiversity)」

という概念が広まりつつある (Vertvec 2007, Blommaert 2013)。そこで模索するのは、従来ある多様性の中にさらなる多様性が生まれ、政治、経済、移民問題、教育問題といった様々な要因がイギリスやヨーロッパ社会を分断しているという現状への対応策である。この運動を推進するのは、おもに民族学や人類学的アプローチで移民研究に取り組む研究者であるが、社会言語学や言語教育にもこのような思想は波及しつつある (Blommaert and Rampton 2013)。

それと同時に、多様性を社会分断の元凶ではなく、生存のための資源として受け入れる土壌も生まれ始めている。現時点ではいまだ積極的に移民を受け入れていない日本においても、早急に妥当な施策を考案しなければならない時期を迎えている。言語多様性は、その際の重要な、生存のための鍵を握る要因として、生物多様性と同様の覚悟を持って取り組むべき課題である。

注

- 1 本稿では多様性と普遍性という切り口から言語学の流れを概観する。ただしルーマニア生まれの言語学者コセリウは、言語学における関心が「理論と記述」と「比較と歴史」という二極間で一世紀ごとに揺れ動くことを指摘している (加賀野井 1995)。その伝によれば、ルネサンス、18世紀、20世紀は「理論と記述」の時代、17世紀、19世紀、そしておそらく21世紀は「比較と歴史」の時代となる。確かに、前世紀末からTraugottらの

比較歴史言語学的知見を用いた文法研究、Levinsonらの対照言語学的手法による言語相対性研究が勃興してきた点は注目に値する。

- 2 この命名は心理学者の J.B. Carroll によるものである。サピアもウォーフも、彼らの主張を実証されるべき「仮説」として提示したことはなく、あくまで言語に対する彼らの理解を吐露したものであった。
- 3 ただし言語と思考の関係には段階的、かつ流動的な因果関係が想定される。例えば、「言語が認識を決定するのか(強いバージョン＝言語決定論)」、あるいは「言語が認識に影響を及ぼすのか(弱いバージョン＝言語相対論)」という区別がなされるものの (Slobin 1973)、サピアやウォーフの主張は著作ごとに「揺れ」がある (Mannheim and Hill 1992)。
- 4 ポストモダン思想のまやかしを暴露し、「サイエンスウォーズ」と称される現象を引き起こしたのがソーカル事件と言われている。これは、物理学者アラン・ソーカルが、無意味な数式や学術的用語をちりばめた擬似哲学論文を作成し、「ソーシャル・テキスト」という専門誌に投稿したところ、その出鱈目な内容にもかかわらず、編集者はそれを見抜けずに、1996年に掲載されたという事件である。要するに、様々な領域の概念を融合することで新たな思想を生み出そうとしたポストモダンの発想が、数学や物理学の用語を理解しないまま遊戯に興じるように濫用していることを暴露した点で、ポストモダン思想への大きな打撃となった。
- 5 ただしアメリカ手話に音素がいくつあるかについては意見の一致を見えおらず、議論の余地が多分に残るとされる。例えば Stokoe (1960) は50程度、Liddell and Johnson (1989) は100以上を想定している。また “phoneme” の代わりに “primes” (「最小単位」) と呼ばれることもある。

- 6 英語や日本語ではこのような文法的な区別はないが、2人以上が同席する場合、いくつかの言語（例えば北オーストラリア周辺諸語や南インドのドラビダ語族など）では、アメリカ手話のように聞き手を含む「私たち」（inclusive we）と聞き手を含まない「私たち」（exclusive we）を異なる代名詞で区別する言語もある。
- 7 具体的には、日本語に加え、先住民言語と認められたアイヌ語、日本手話、歴史的な定住コミュニティの言語である韓国・朝鮮語、そして残りは主に沖縄周辺の島嶼言語（沖永良部島、喜界島、奄美大島、宮古島、など）である。
- 8 一見したところ、この区分は「母語」「第二言語」「外国語」としての英語に対応するようにも見える。しかし、第二言語（ESL：English as a Second Language）とか外国語（EFL：English as a Foreign Language）とラベリングすることは第一言語（First Language）との対比を必然的に暗示し、対決姿勢や隷属意識を助長するという理由で、この対応関係に異を唱える向きもある（Kachru and Nelson 1996）。
- 9 これは日本における英語公用語論の推進者、船橋洋一氏が用いた比喩である。個人的には英語公用語論には賛成しかねる部分が多いが、この比喩が示唆する点は考察に値すると考える。

参考文献

- Blommaert, Jan (2013). *Ethnography, Superdiversity and Linguistic Landscapes*. Bristol: Multilingual Matters.
- Blommaert, Jan and Rampton, Ben. (2013) Language and superdiversity.

Diversities 13 (2): 1-21.

Chomsky, Noam (1965). *Aspects of the theory of syntax*. Cambridge: MIT Press.

Crystal, David (2003). *The Cambridge Encyclopedia of The English Language* (2nd ed.). Cambridge Univ. Press.

Denny, Peter. 1982. Semantics of the Inuktitut (Eskimo) spatial deictics. *International Journal of American Linguistics* 48: 359-384.

Everett, Daniel L. (2009). *Don't Sleep, There are Snakes: Life and Language in the Amazonian Jungle*. Knopf Doubleday Publishing. (『ピダハンー「言語本能」を超える文化と世界観』(2012) 屋代通子(翻訳) みすず書房)

Greenberg, Joseph H. (1966). *Universals of Language*. Cambridge: The MIT Press.

Jenkins, Jennifer. (2007). *English as a Lingua Franca: Attitude and Identity*. New York: Oxford University Press.

Kachru, Braj B. (1985). Standards, Codification and Sociolinguistic Realism: The English Language in the Outer Circle. In Randolph Quirk and Henry Widdowson (eds.), *English in the World: Teaching and Learning the Language and Literatures*, 11-30. Cambridge: Cambridge University Press.

Kachru, Braj B., and Cecil L. Nelson. (1996). World Englishes. In Sandra McKay and Nancy H. Hornberger (eds.), *Sociolinguistics and Language Teaching*, 71-102. Cambridge University Press.

Kramsch, Claire (1993). *Context and Culture in Language Teaching*. Oxford

University Press.

Krauss, Michael (1992). The world's languages in crisis. *Language* 68(1): 4-10.

Kulick, Don (1992). *Language Shift and Cultural Reproduction: Socialization, Self, and Syncretism in a Papua New Guinea Village*. New York: Cambridge Univ. Press.

Lakoff, George (1990). *Women, Fire, and Dangerous Things*. Chicago: University of Chicago Press.

Levinson, Stephen C. (2003). *Space in Language and Cognition: Explorations in Cognitive Diversity*. Cambridge: Cambridge University Press.

Liddell, Scott K. and Johnson, Robert E. (1989). American Sign Language: The phonological base. *Sign Language Studies*, 64: 195-277.

Lyotard, Jean-François (1979). *The Postmodern Condition: A Report on Knowledge*. (English translation by Geoffrey Bennington and Brian Massumi, 1984) University of Minnesota Press.

Mannheim, Bruce and Hill, Jane H. (1992). Language and world view. *Annual Review of Anthropology* 21: 381-406.

Marcus, George E. and Fischer, Michael F. (1986). *Anthropology as cultural critique: An experimental moment in the human sciences*. Chicago: University of Chicago Press.

Siewierska, Anna (1999). Word order and linearization. In K. Brown and J. Miller (Eds.), *Concise Encyclopedia of Grammatical Categories*, 412-418. Amsterdam: Elsevier.

Slobin, Dan (1971). *Psycholinguistics*. Glenview, IL: Scott, Foresman, and Company.

Stokoe, William C. (1960). *Sign Language Structure: An Outline of the Visual Communication System of the American Deaf* (*Studies in Linguistics: Occasional Papers* 8). Silver Spring, MD: Linstok Press. Revised 1978.

Svartvik, Jan and Leech, Geoffrey (2006). *English: One Tongue, Many Voices*. NY: Palgrave McMillan.

Vertovec, Steven 2007. Super-diversity and its implications. *Ethnic and Racial Studies* 30 (6): 1024-1054.

加賀野井秀一 (1995) .『20世紀言語学入門—現代思想の原点』講談社 .

宮岡伯人 (2002) .「消滅の危機に瀕した言語—崩れゆく言語と文化のエコシステム」宮岡伯人・崎山理 (編)『消滅の危機に瀕した世界の言語』, 8-53. 明石書店 .

田中ゆかり (2011)『「方言コスプレ」の時代—ニセ関西弁から龍馬語まで—』岩波書店.

田中克彦 (1976)「恥の日本語」『展望』(213): 41-56.

渡部昇一 (1973) .『言語と民族の起源について』大修館.

渡辺己 (2004).「北アメリカ北西海岸先住民にみる言語とアイデンティティ」小野原信善・大原始子 (編)『ことばとアイデンティティ：言葉の選択と使用を通して見る現代人の自分探し』, 127-149. 三元社.

ウェブサイト：

A Complete List of English-speaking Countries: <http://>

polymathaftermath.blogspot.jp/2014/08/a-complete-list-of-english-speaking.html. (2015年11月10日 検索)

ASL University :

<http://www.lifeprint.com/index.htm>. (2015年10月27日 検索)

Ethnologue :

<http://www.ethnologue.com/home.asp>. (2015年10月25日 検索)

「生物学的心理学」が明らかにしてきた 「心」の生得的傾向

関 義 正

はじめに

本稿では、比較的新しい学問領域である、生物学的もしくは進化生物学的な視点が導入された心理学について紹介する。本稿で紹介する「生物学的心理学」は、特定の政治的意図、イデオロギーなどとは（ほぼ）無関係に、文化や政治的な違いなどを超越した生物種としてのヒトを理解するための一つの優れた接近法となり得る学究の試みである（なお、「ヒト」というカタカナ表記は、生物学的な意味でホモ・サピエンス・サピエンスに言及する際に意図して用いられる表現であり、意図的な使用である）。実のところ、私の専門は（ヒトを対象にした研究の経験もあるものの）主として、ヒト以外の生物を用いた実験心理学である。そのため、本シンポジウムへの参加依頼を受けたときに、自分の直接の専門のみからシンポジウムの趣旨に貢献することはなかなか難しいと感じた。そこで、自分の専門領域から、周辺の研究に視野をやや拡張した形で議論を展開していくこととした。つまり、私自身の専門と本稿で述べるような実験・研究の間には多少のずれがある。完全な門外漢というわけではないものの、紹介

する研究の当事者であるというわけでもないため、フェアであるために、この点については明確にしておきたい。

なお、念のためではあるが、本稿のタイトルにある「生得的」というのは、生まれ持った、という意味である。当然のことながら、我々は生まれてから、周囲の環境の影響を強く受けつつ成長する。この点については、ジョン・ロックが「タブラ・ラサ」、つまり生まれついたときには人の心は白紙である、と述べたことを想起される読者もおられるかもしれない。環境の影響を強く受けながら成長するということが身体についても精神についてもあてはまるのは当然である。しかし、ヒトが持つ形質には、生まれ持ったもの、遺伝的なものもあるはずである。たしかに心理学には「行動主義」という立場がある。そして、その創始者ワトソンが「1 ダースの赤ん坊を預けてくれれば、それぞれに適切な環境を与え、医師にでも弁護士にでも犯罪者にでもすることができるだろう」というようなことを述べたという有名な逸話も残されている。しかし、現在の心理学においては、「人を形成するのは遺伝か環境か」という議論はほぼ終わっていて、「遺伝も環境も」ということで大方の研究者の見解は一致している。

本稿において、副見出しの1から3までは、心理学と進化生物学的な考え方になじんでいただくための前置きである。その後の見出しの下に具体的な研究事例について、文献を挙げつつ紹介していく。読み手の背景の多様性を考えて執筆し

ていくために、一部読者にとっては冗長な文章と感じられる部分もあるかもしれないが、読者の理解を助けるためのものと受け取って頂ければ幸いである。

1 心理学とは

心理学というと一般の人がまず思い浮かべるのはカウンセリング、自己啓発などであるかもしれない。しかし、心理学研究者の多くの頭に想起されるものはそれとは少し異なる。たとえば、大学で初めて心理学に触れる学生は、その教育の初期に「ミュラー・リヤー錯視」を学ぶ。これは矢羽のついた直線が、矢羽の向きによって異なる長さに知覚されるという有名な錯覚現象の例である。学生たちは、このような事例を通じて、周囲のものに対する我々の知覚が、それら事物の物理的な性質を常に正確に反映しているわけではないことを知る。ここでお伝えしたいのは、つまり、心理学とは一般に人々が意識する「気持ち」「性格」またいわゆる「心」のようなものについてのみ学ぶ学問ではなく、その研究対象は広範に及ぶものであるということである。また、（一部臨床を除いては）心理学研究というのは、特定の人々の心を読み取る、あるいはそれを記述する学問ではなく、人間一般に見出される法則あるいは傾向を見つけ出すために行われる純粋な学術的営みである。ゆえに当然、星占いや血液型占いのようなものではない。また、心理学研究によって見出される人々に見

られる心の傾向は、あくまでも「一般的な」ものであるために、ある程度の幅があり得るし、それとはかなり異なる傾向を持つ人も存在し得る。ゆえに、あらゆる人の内面を見抜くために画一的に適用できる心理学的法則など存在しない。心理学とはどんな学問か、という問いについては、他にも述べるべきことはある。しかし、本稿においてそれを包括的に扱うことは不可能であるから、この点についてはこの程度にとどめ、話を先に進めることとする。

さて、アメリカ心理学協会の Web サイト (<http://www.apa.org/support/about-apa.aspx?item=7>) には「Psychology is the study of the mind and behavior」と述べられている。直訳すれば、「心理学は心と行動の研究である」ということになるが、これだけではその意味するところがあまりよくわからない。研究社の英和辞典によると「mind」は思考・意志などの働きをする心・精神、知性・知力などと訳される。一方の「behavior」はというと、心理学用語として「生物の行動」、「生物の習性」という訳があてられている。ここで、心理学に「生物」を含めることに違和感を覚える方、あるいは、人文科学に含まれる心理学と理科教育の範疇にある学問分野が並列に扱われることを不思議に思われる方もおられるかもしれない。しかし、文系・理系という学問の区分け、また心理学をその区分けにおいて文系カテゴリに置くという日本の慣習は世界的なスタンダードではない

とも言える。例えば、私が留学していた米国メリーランド大学の心理学部（Department of Psychology）は Biology-Psychology building という建物に設置されており、生物学部と心理学部の多様な研究室が混在していた。また、実際に「生物心理学」という学問も存在している。私は心理学の教員であるものの、行動生態や神経生理からヒトとヒト以外の動物の音声コミュニケーションを比較することを専門としている。これらの事実から、世界の研究者たちが様々な生物を心理学の研究対象としていることをご理解いただけるのではないだろうか。もちろん、心理学の研究対象また研究テーマとして選ばれているものは、研究に時間と労力を費やすに見合う意義のあるものであり、その多くは究極的には人間あるいはヒトを理解するのに貢献するものであるはずだ（たとえば、適当に考えてみると、ミジンコがヒトの表情を見分けられるか、などという研究には生物学的にもヒトの理解の視点からもその意義が見出されないので行われまい）。一方で研究の意義がありさえすれば、ヒト以外の動物における心理実験は極めて有用なものとなり得る。すなわち、実際にヒトとヒト以外の動物、それぞれの実験結果に基づいて心と行動の生物種間比較を行うことで、我々はヒトがいかに特殊な動物であるのか、またヒト特有と考えられるような性質が、実はもっと生物一般に見られるものであるのかを知ることになる。このことは、生物心理学的視点が「我々はいった

いどんな存在であるのか」という極めて人文社会的な疑問に対する答えを得るために大変有用なツールにもなり得ることを意味する。

さて、動物種間で「心」と「行動」の違いがなぜ生じるのかを考えるために、非常に重要なキーワードとなるのが「進化」である。

2 進化とは

ここで、進化という概念について生物学的に簡潔な説明をしておきたい。あえて「生物学的に」というのには意味がある。というのは、社会一般における、いわゆる「進化」という語の用法には生物学的に言うと、大きな間違いがあるからである。たとえば、広告などにおいて、自動車や家電、情報機器が「進化した」と表現されていれば、それは性能の向上や新たな機能が追加されたことなどを意味するだろう。より使いにくくなった場合や、性能が低下した場合には進化したとは表現されないだろう。ところが、生物の場合には、たとえば、何かの能力が失われるような場合であっても、たとえば、長い年月を経て、ある種のトリの羽根が「退化」して飛べなくなったとか、洞窟に住む生き物の目が「退化」して視力を失ったなどという変化が生じたとしても、それはすべて「進化」である。つまり、端的に言ってしまえば、進化とはすなわち「変化」である。その一方で、「適者生存」「弱肉強食」

などといういかにも生物学的にもっともらしく用いられてい
そうな語は、実は生物の進化を説明する要因としては適切で
はない場合が多い。では、生物学的な進化を別な方法で定義
するとしたら、どのように表現できるのだろうか。

以下に、少々噛み砕いたかたちでの定義を試みる。さて、
ある集団の中において、“資源”に限りがあるという状況を
考えてみよう。この資源に含まれるものには、エサやなわば
り、あるいは配偶相手などがある。すると、必然的に個体間
の生存や繁殖には競争が生じることになる。ここで、もう一
点、遺伝子には突然変異が生じることがあり、その変異は世
代を超えて受け継がれるということも前提とする。この遺伝
子の変化は、結果として、身体的特徴その他の「表現型」に
変化をもたらすことになる（実際には、そのような表現型に
影響しない中立的な遺伝子の突然変異もあるが、簡単のため、
ここではそのようなものは考えない。また、異常な環境下で
受けた過度の身体的負担の結果として、遺伝的な特性とは別
に後天的に獲得される形質が見られることがあるが、そのよ
うなものは遺伝しないので、ここでは関係ないということに
もご留意いただきたい）。そうすると、その変化が、さきほ
ど挙げたような生存・繁殖の競争に影響する場合には、個体
が残せる子孫の数に違いが生じるため、結果としてその「集
団の中の遺伝子頻度」には変化が生じるだろう。この遺伝子
頻度の変化のことも「進化」という。つまり、①資源に限り

があるために集団の中で競争があり、②遺伝子に変異が生じ、その変異が子孫に受け継がれる、という状況においては必然的に進化が生じる。説明が少々抽象的であると思われる読者のために、具体的な例を考えてみる。ある孤立した島にトリの一群が生息していたとする。その島にはそのトリのエサとなる資源として多様な木の実や昆虫の幼虫などがあるとする。トリのクチバシはそれらエサを取りやすい形状になっているものの、その形状を決める遺伝子には突然変異による違いがあり、クチバシの形や大きさには多少のばらつきがあるとする。そのような場合には、その形状は遺伝により親から子へと受け継がれる。さて、その島の周辺でなんらかの気候の変動により、ある一定期間、雨の少ない時期が続いたとする。その結果として、木々が枯れ、昆虫が減り、固い実のなる木ばかりになるということが起こるかもしれない。そうすると、昆虫の幼虫を木の幹から穿り出して食べようにも、そのようなエサはあまり見つからなくなるかもしれない。そこでトリたちは固い木の実を食べるしかなくなるが、このような場合には、昆虫の幼虫を取るのに適していた細いクチバシを持つトリはエサを取るのが難しくなり、太くてがっしりとしたクチバシを持つトリは短時間でより多くのエサを確保できるようになるかもしれない。その結果、細いクチバシを持つトリの子孫（および当該集団の中の細いクチバシを生み出す遺伝子の頻度）は少なくなり、太いクチバシを持つトリ

の子孫（および当該集団の中の太いクチバシを生み出す遺伝子の頻度）はより多くなるかもしれない。一方、気候がよくなって再び木々が生き茂るようになると、より栄養価の高い昆虫の幼虫を効率よく食べられるトリの子孫およびそれを生み出す遺伝子の頻度が増加するかもしれない。この例は厳密性において、やや欠けたところがあるかもしれないが、このような「集団の中の遺伝子頻度の変化」も「進化」である。つまり、進化とは、強いものが弱いものを押しやるとか、適者だけが生き残る、などといったものではなく、遺伝子の表現に起因するなんらかの性質が、ある環境において適応的であるときにその遺伝子を持つものの子孫の割合が増える、ということにすぎない（ここで述べた「適応的」という語は生物として「進化」において有利であることを表す進化生物学の用語である。一般に用いられる語とは異なるニュアンスを持っているかもしれないが、本稿においては今後も用いられるので、この点はよくご記憶いただきたい）。また、この考え方からすると、進化には特定の方向性が必然的に存在する、などということもない（理由があれば、特定の形質が極端な方向に進んでいくということはある得るが、進化の必然としてそのようなことが生じるわけではない）。たとえば、多くの人は「ヒトはもっとも賢い生き物なので、もっとも進化した生物である」と考えているかもしれない。しかし、生物はどれも現在の環境に適した形にもっとも進化した生物であ

る。生物は賢くなる方向に進化する、などということはない。我々が高い（と我々の基準からは思われる）知能を持つようになったのは、たまたまそのような知能を生み出す遺伝子を持つ個体が多くの子孫を残すことになり、そのような遺伝子を持つ個体の割合が増えていったからにすぎない。そのような理由で、ニホンザルやチンパンジーが500万年たったときに、我々のような知能の形態を持つようになるとは考えにくい。現在の我々のような形の知性を持つ生物がこの地球に存在するのは、非常に多くの偶然生じた環境の要因の積み重ねによるものであるのかもしれない、このような偶然の積み重ねは二度と生じないかもしれないのである。もしそうだとすれば、我々のような形で宇宙を観測している生命体は他に存在していないのかもしれない。（もちろん、我々とは似ても似つかず、まったく想像もつかない、“高度”な“知性”を持つ“生物”が存在していることも十分あり得るかもしれないが）。なお、本稿の主旨からは外れるが、これは我々がお互いを貴重な存在として、尊重することの妥当性を議論するための生物学的な論拠になるかもしれない

後の議論において必要であるために、ここでもう一点言及しておくべきことがある。多くの読者はどなたからか、生物の目的は「種の保存」である、と習ったかもしれない。しかし、現代の（というよりも数十年前から）、進化生物学においては、個々の生物が「種の保存」のために行動することはない、

ということは常識である。しかしながら、かなり偉い大学の先生であっても、多少分野が異なるだけで、生物の進化に関連付けて「種の保存」という表現を使われる方がいまだに散見される。もちろん、進化の過程で、結果的に我々が種と呼ぶ単位でのまとまりが見られるようになったのは事実である。また、個々の動物の行動が、結果としてその動物種の一群を増やすもしくは存続させることにつながるということも事実である。しかし、それぞれの生物（あるいは遺伝子）にとって、それは保存されるべきものではない。あくまで、それぞれの個体を持つ遺伝子の頻度が変化するかどうかということだけが進化を駆動するものとなる（ただし、特定の状況下ではその限りでないこともある。これについては後ほど言及する）。もちろん、それは各個体が遺伝子を残そうとする“意図”のようなものとは無関係で、単に、「結果として遺伝子をたくさん残した個体の子孫（あるいはその遺伝子）がたくさん残る」というおそらく論理的には誰も否定のしようのないことが生じているだけである。我々には、どうやら事物をカテゴリ化したがる傾向があり、またリンネ以来の博物学者の伝統があるために、生物には「種」という明確なカテゴリが必然的に存在していると考えがちである。しかし、これまで述べてきたような理由から、進化生物学者の中には「種」などというものはない、と述べる人さえいる（私自身はそこまで言うのは言い過ぎであるように思う）。

宗教的な理由などで生物の「進化」という概念を好ましく思わない方がいるのも存じている。しかし、ここで述べたような「進化」の概念であれば、ほとんどすべての方がそのような現象が生じ得るということについては納得いただけるのではないかと考える。

また、ここでもう一点付け加えておきたい。生物学者の中にも様々な立場があり、進化について考える際に、ここまで述べてきたような「適応」の視点を持ち込まないという立場の方もいる。つまり、「化石」やDNA配列の比較データなどの「もの」がない限りはなにも検討しない、という考え方もある。私の立場では、化石についての解釈も研究者によって変わり得るものであり、DNAの比較についても用いる技術や統計的手法によって、その解釈は変わり得るものなので、それを絶対視することの妥当性については今一つ解せない。様々な視点を比較考量し、そこから見出されたものを統合して、疑問の答えを得ようとするのが良いと思うが、それが生物学に関わる研究者の間の統一された見解であるというわけでもない。いずれにしても、以上のような理由で、本稿で展開する議論がすべての生物学者から支持を受ける内容だというわけではない、ということも合わせて明確にしておく。

3 進化心理学

ここでは、「心理学」と「進化」についてのこれまでの議

論に基づいて、「進化心理学」という学問の成立の可否について考えてみたいと思う。かつて古代ギリシアの一部の思想家たちは「心身二元論」すなわち、心は身体とは別個に存在するものである、という議論を展開した。また、近世においても著名な哲学者たち、たとえばデカルトなども同様の考え方を支持したとされる。他方、現代の我々が有するテクノロジーおよび蓄積されてきた臨床データは、我々の精神活動が脳を中心とした身体と（少なくとも）密接に関わるということを示しているように思われる。しかし、ここで再び、「心」とは何か、ということを考えさせられるかもしれない。これは、やや抽象的な概念であって、我々はヒトのそれがどんなものであるか、なんとなくわかってはいるものの、厳密に言ってそれをどのように定義するか（先に引用した辞書的な説明では不十分であると感じる方もおられるに違いない）というのは困難な問題である。答えはその人の立場によって異なるだろうから、ここではこの問題に深入りすることは避けたい。しかし、定義がないと議論を進められないと感じる方のために粗い定義を試みると、ここで扱う心とは、生物が感覚情報を受け取り、それがその生物の身体各部に伝わる、もしくは蓄えられる過程、また、それらの情報そのもの、あるいは、そのような感覚情報と生得的な情報・過去に蓄えた情報などが照合された結果に基づいて、その生物の身体的反応もしくはなんらかの行動が駆動されるまでの

間に生じるすべての過程とすることができるだろう。それには我々が情動、意識などと呼ぶものも含まれる。もちろん、生理学者をはじめとする研究者は、この過程を生理的もしくは物理的な物質の変化として表現することを試みる。心理学を学ぶ者にとってはそれらの知見も重要になるわけだが、ここでは、そのような物理的な変化ではなく、いわゆる「心的」な現象について考えることに焦点を絞る。トートロジーを避けるためにはここで心的という表現を用いるのは心苦しいが、主要な論点を先に進めるためにこの程度でご容赦いただきたい。

さて、先ほどの議論を通じて、生物学的な進化という概念および、生物の身体が進化する、ということ自体はご理解いただけたものと考えている。この前提の上に立って、かつ、心身二元論を支持しない、つまり心が（脳を中心とした）身体から生み出されるものだとするならば、論理的に言って、心も進化するということになる。であるとすれば、「進化心理学」は成立し得る。そして、これが成立するとすれば、生物としてのヒトの心と行動について、文化、国境、政治体制などを超えた普遍的な理解を進めることにつながるだろう。また、ヒトの性成熟や繁殖速度などを考えると、適応により遺伝子の突然変異が全体に広がる過程は100年や1000年といった短いスパンで起こるものではない。数万年、数十万年あるいはそれ以上の時間スケールさえ考える必要がある場合

もある。つまり、我々の身体や心の生物学的傾向は現代社会の政治や思想、経済体制、文化などとは無関係に存在するものであり、先ほど述べた普遍性についていえば、地理的・空間的な距離はもちろんのこと、数世代などという単位を優に超えた時間的な普遍性にまで拡張可能である。

一方、当然のことながら、文化・政治的な要因などに着目した心理学も存在する。進化心理学、生物心理学は無論、それらの心理学を否定するものではない。むしろヒトを総合的に理解するためにはそれらは相互に補完しあうものである。いうなれば、生物学的・遺伝的に成立した心を文化的・社会的に形成された心が覆っている、というようなイメージであろうか。そしてそれらが全体として、我々の心や行動を生み出している。だが、やはり、すべての基盤となるのは生物学的に受け継がれてきた心であり、究極的に上にあるものが取り払われる状況になれば、生物学的な心が現われ出ずるということとはご理解いただけるものと思う。

では、ここから具体的に生物・進化心理学が明らかにしてきたヒトの心の傾向を見ていきたい。Buss (1995) は1970年代以降の様々な研究をリストにし、それら全体が「進化心理学 (Evolutionary Psychology)」という新たな心理学の枠組みとなるものであると述べた。実際には「進化心理学」に該当する研究はそれ以前にも多数存在していたものの、研究分野としてそれが形成されたのは1990年代であるとされる。

以下に、そのリストから幾つかを拾い上げて紹介する。これらの例は、それぞれ、進化心理学の研究においては非常によく知られたものである。

4A ヘビを怖がる

進化心理学を学ぶ学生がこの学問分野におけるものの考え方を知るために、初期に教わるのが「ヒトがヘビを見たときの視覚情報処理、およびなぜヒトはヘビを怖がるのか」という例である (LeDoux, 1998)。「怖い」というのは心の働きに属するものとして受け入れやすく、心理学の扱う範疇として比較的わかりやすいため、このテーマを先に取り上げるのは、本稿においても適切であろう。

さて、ヒトを含む霊長類は一般にヘビを怖がる。また、ヘビに似たものを見ただけで反射的に飛び上がって回避する、という反応が生じる場合もある。ヘビを見たときには、その視覚情報は脳で処理されるわけだが、脳にはその情報処理をこなす2つの経路がある。一つは目から入った情報が視床を通じて扁桃体に向かう経路、もう一つは視床から大脳皮質の視覚野に向かい、その後、処理された情報が扁桃体へ向かう経路である。扁桃体というのは情動に関連した神経活動が生じる部位であり、恐怖とも密接に関わる。一方、視覚野では、視覚入力に対する高次の情報処理がなされており、視覚野で情報が処理されるからこそ、我々が今おこなっているように

文字を読むことなどができる。では、進化の結果、我々の視覚情報処理システムにこのような2つの経路が存在するようになったのはなぜなのだろうか。その問いに答えるために、先に究極的な意味で「なぜ」我々はヘビを怖がるのか、という質問について考えたい。

周囲に猛毒を持つヘビがいるような時代・地域において、ヘビがいればとにかくそれを回避する、という傾向は適応的であるかもしれない。本来ヘビのような形態をしたものに対する反応というのは生物一般において、おそらく中立的なものだろう。しかし、偶然生じた遺伝子の突然変異により、ヘビのようなものを怖がり、それを回避する個体が現れたとする。そうすると、その変異は、繁殖する前にヘビの毒で命を落とす危険を低下させることになり、その遺伝子を持たない個体よりも生存に有利で、かつ多くの子孫（遺伝子）を残すことにつながるかもしれない。以上が、粗いものではあるが、現在のほとんどのヒトが生得的（遺伝的）にそれを不快と感じるようになったことの進化・適応の視点に基づく仮説の一つである。進化心理学の視点からは、単にヒトはヘビを気持ち悪く感じるからそれをよける、というような説明は何の意味もなさない。「なぜ」ヘビを気持ち悪く感じるのか、というところまで掘り下げて考える必要がある。話は少々本論からはずれるが、理解を深めるために、類似した例をもう一つ考えてみたい。我々にとって砂糖はなぜ甘く感じられるのか、

という問いである。これを考える前段として、「ヒトはなぜ甘いものを好むのか」という質問の答えを考える。「おいしいから」とか、「おいしく感じるから」というのは、究極的な意味での答えにはならない。では、どのように考えるのが適切なのか。カロリーの過剰摂取が問題とならなかった過去において、より多くの質の良いカロリーをできるだけ短時間に摂取する能力は我々の先祖となった生物個体の生存に有利であっただろう。また、結果としてその個体が、より多くの子孫（遺伝子）を残すことにつながっただろう。そのために、たくさんの良質のカロリーを含む糖を敏感に感じ取り、かつ、それを“よいもの”として感じる感覚システムを持つことは適応的であったに違いない。つまり、生物が持つ、糖の分子に対する化学的なセンサーが生じる反応は本来、中立なものであったのかもしれないが、それに対してポジティブに反応・行動することが適応的であるために、その遺伝子を受け継ぐ我々はそれを快く感じるようになった。それが、我々が感じる「甘い」という感覚なのである、というものが「砂糖はなぜ甘いのか」という問いに対する、もう少しまともな進化的仮説となり得る。

ここで視覚の神経系の話に戻りたい。前述のとおりヘビを見た際の視覚情報は2つの経路で処理される。なぜ進化は我々にそのような神経システムをもたらしたのだろうか。ここでも適応について考える必要がある。一つ目の経路、すな

わち視床から扁桃体へ至る経路については皮質での処理を経ない分、情報の処理速度が速くなる。一方で、通常の視覚情報処理がなされない分、情報の意味するところを正確に判断するという意味では劣る。さて、森の中を歩いていて、猛毒を持つヘビに遭遇した場合、最優先されるべき脳の働きは、ただちにそれをよけられるよう身体に準備させるということであろう。そのまま歩いて踏んづけでもしたら、非常に危険であるから、迅速な回避行動をとれるようにすることが求められるわけである。そのためには、毒のあるヘビか毒のないヘビか、それは本当にヘビだろうか、などを正確に判断することよりも、まずは身体の緊張状態を高め、直ちに行動できるように備えさせることが重要だろう。この目的のためには、第一の経路は非常に有用であり、この経路が我々にとっては、体をゾッとさせる、言葉にはならない、しかし言葉で表せば「恐怖」というような感情を生み出すのであろう。とはいえ、もしかしたら、足元にあるものはヘビによく似たただの木の枝なのかもしれない。もし、一つ目の経路だけですべての判断を行うとしたら、長いヒモ状のものをみるたびに、派手な回避行動をとることになり、そのような誤反応が多くなれば、エサを得ることその他の生存に関わる日常行動に影響しかねない。そのためには、視覚情報を判断した上で、いわば「理性的」に状況を判断し、それを扁桃体に伝える経路があるのがよい。このようなデュアルシステムを生得的(遺

伝的)に持つ個体は、そうでない個体よりも適応的にふるまうことができるに違いなく、結果的にその子孫(遺伝子)をより多く残すことにつながるであろう。我々が2つの経路を持つ理由について、進化的には、以上のように仮定することができる。もちろん、脳の中のこれら2つの経路はその解剖学的な形状の上でも、それが並列に機能するという点でも、非常に複雑であり、そう単純に作り出せるようなものではない。そのような複雑な構造と機能がどのような遺伝的な変異によって生み出されたのか、それが形成されるための他の要因、いわば前適応(ここで直接扱っている問題とは異なる、先に生じた何らかの適応的な理由でそのような経路の一部がすでに存在していた)のようなものがあったのか、などはまた別の問題ではあり、ここではそれらは扱わない。いずれにしても、この問題に関わる神経系について言えば、非常に大雑把には以上のような仮説を立てられる。

ここで注意したいのは、繰り返しになるが、このような進化は、すべて結果として起こるものであって、それぞれの個体が意図的に起こすものではないということである。いうまでもなく、遺伝子の変異は起こしたくても起こすことができない。遺伝子の変異によって生じた何らかの身体的形質、また、それによって生じる心の傾向もしくは行動がたまたまたくさんの子孫(および遺伝子)を残すことにつながり、その子孫もたくさん子孫を残し…ということにより、その形質が

広がっていく、というのが適応の視点からの進化のメカニズムである。このことは強調しておきたい。不十分な理解は、後述するように誤った「進化的」解釈を生じさせ得るからである。以降のすべての例についても同様に注意しながら読み進めていただきたい。

4B ウェストとヒップの比率

ここから述べるのは、90年代に進化心理学分野において繰り返し取り上げられてきた研究テーマの一つである。ジェンダー論的に、または文化的な視点でとらえると、一部の方にとってはあまり快く思えないテーマであるかもしれない。しかし、あくまでヒトすなわち生物としての人間の傾向を調べる研究であり、また非常に多くの方々にとっては印象深い研究でもあるということでご理解願いたい。

Singh (1993) はアメリカ人成人男性の実験参加者を対象に12種類の水着姿の女性の絵（白黒。ある程度デフォルメされたもの。髪型などは90年代の典型的なアメリカ人女性）を提示し、好みの体型について評定してもらった。提示した絵は基本的にはすべて同じ女性のものであるが、①やせ形、②普通、③太り気味の3種類を用意し、さらに①から③のそれぞれについて、ウェストとヒップの比（Waist-Hip Ratio: WHR）を㊦ 0.7、㊩ 0.8、㊭ 0.9、㊰ 1.0 としたものであった。さて、実験参加者の男性たちはどのような体型を好ましく感

じたであろうか。もっとも評価が高かったのは、②普通体型の㊦WHR0.7であった。そして②においては㊦⇒㊩⇒㊵⇒㊴の順番で評価が下がっていった。次に評価が高かったのは①のやせ形の女性であった。そしてこの群についても㊦⇒㊩⇒㊵⇒㊴の順番で評価が下がっていった。もっとも評価が低かったのは③の太り気味の群であり、評定はすべてマイナスであった。しかし、それにも関わらずこの群内においてもWHRによって評価に差が見られ、㊦⇒㊩⇒㊵⇒㊴の順番で評価が下がっていったのである。この結果を受けて、Singhは歴代ミスアメリカ（1920-1990年代）の体型と体重および、雑誌プレイボーイの折り込みグラビアのモデル（1950-1990年代）の体型と体重について調査した。すると、双方について、体重には減少傾向が見られたものの、WHRについては0.7付近でほぼ一定であるということがわかった。すなわち、これが意味するのは少なくとも20世紀半ば以降、WHRを指標とする限り、女性の体型についてアメリカ人男性の好みに一貫性が見られる、ということである。とはいえ、やはりこれは文化的な影響であるかもしれない。そこで、西洋の文化の影響を受けていないと思われるインドネシアの原住民でも同様の実験を行ったところ、驚いたことに結果は類似したものであった。これらの結果からは、この傾向は通文化的である、という結論が導かれる。

ここで疑問の焦点は、なぜWHR0.7が男性に好まれるのか、

ということに移る。進化心理学者たちの述べるところによれば、実は、WHRは女性の若さ、健康リスク、出産の成功率と関連があるという研究結果が出ている。つまり、これらを結び付けることによって得られる一つのあり得る解釈は、男性は配偶者としたときに、よりたくさんの自分の子孫（遺伝子）を残すことにつながる女性を好ましく感じるということなのである。

注意したいのは、これは我々の先祖の傾向を受け継いだものにすぎない、ということだ。このことに留意しないと、現代の家族事情や医療の状況を考えて、そんな好みの子孫をたくさん残すことなどにはつながらない、という反論が出てきそうである。しかし、本稿の導入部分に述べたように、心を形成する基盤となる身体の進化というのは100年や1000年の単位で生じるものではない。その点をしっかり理解している読者にとって、おそらくは数十万年あるいはもっと以前に現れたそのような傾向を持つ個体の子孫が、結果としてたくさんの子孫を残すことにつながったとすれば、現在の大多数の男性にそのような傾向が見られるようになったと考えるのは難しくない。また、繰り返しになるかもしれないが、別の注視点としては、これは男性が「このような体型を好むとたくさん子孫が残せる」などと考えて行動しているわけではない、ということである。あくまでそのような好みを、しいて言えば「無意識に」（ユングの言う集団的無意識とは関係ない）、

持っている個体の子孫がたくさんの子孫を残すことができた、ゆえにその子孫にも同じ傾向が受け継がれている、というだけである。

ここで注意したいもうひとつ別の点として、このような好みは、一般的な傾向としてみられるということに過ぎない、言い換えれば、必ずしもすべての個体にこの傾向が見られるというわけではないということがある。前述のとおり、変異がある、というのは進化において、またある個体の遺伝子の存続においても重要な要因である。何らかの環境の変化により、このWHR0.7というものが繁殖の成功と無関係になる、もしくはむしろ不利になるということが生じるかもしれない。その場合には、生まれてきた子孫のうち、異なる遺伝的バリエーションおよび好みの傾向を持った個体の子孫およびその遺伝子の頻度が高くなるということもあるかもしれない。

なお、もう一点、付記しておきたいことがある。世界の様々な地域でSingh（1993）が示したのと同様の結果が得られたものの、アフリカの一地域においてはWHR1.0の女性が好まれたという報告がある。これはその地域における文化的なものの影響であるかもしれない。一方で、反対に0.7というのが文化的なものであるということを完全に否定できるわけではなく、そもそもこれは生物学的なものでも通文化的なものでもないのかもしれない、という議論も成立し得る。これは、

こういった議論には価値がないということを示すことになるのだろうか。実は、ここが科学的な方法に基づく心理学のよいところでもある。20世紀の哲学者のうち、もっとも著名な学者の一人ともされるカール・ポパーは、科学における「反証可能性」の重要性を強調した、言い換えると、科学における仮説は実験や観測によって反証され得るべきものであると主張した（ポパー，1971）。ポパーの提案を認めるとすると、今考えている研究テーマの仮説について、このような議論が起こること自体が、ここで紹介したような実験心理学的研究法が科学的であることを示すものと言えよう（なお、ポパーは、心理学者として著名なフロイトやアドラー、またマルクスの理論などについては反証可能性がないとして否定的であるとのことである）。得られたデータから、その時点で最も妥当と思われる暫定的な結論を出すのが科学的な研究方法である。まとめると、この WHR に関わる一連の研究例は、おそらく一定の真実を含むものであるように思われるが、必ずしもそれを絶対視するべきであると主張するわけではない。

4C 裏切り者を見抜く能力

次に検討したいのは、社会における関係性とヒトの心の進化生物学的な形成についてである。この問題について考えるために、まず、Wason selection task または「4枚カード問題」として知られる有名な古典的認知心理学の実験（Wason

and Shapiro, 1971) を紹介したい。

ここに「D」「F」「3」「7」と書かれたカードがある。それらカードの裏にも字が書かれているとする。さて、ここで質問である。「表面が『D』なら、裏面は「3」でなければならない」というルールがあったとき、このルールに違反したカードを見つけるためには最低、どのカードをひっくり返す必要があるだろうか、いったんここで読むのをやめて、直観に従って、あまりじっくり考えずに解いてみていただきたい。すでに答えをご存じの方についてはどうぞ、そのままお読みいただいて構わない。まず、全ての方が、容易に気づくのは「D」をひっくり返す必要がある、ということである。これは正解である。さて、ほかにもひっくり返してみるべきカードがあるだろうか。実は、どこの大学で質問しても、かなりの割合で「3」という答えが出てくるということがわかっている。しかし、正解は「7」である。ちょっと考えればだれでも理解できるのだが、別に「3」の裏が何であってもルール違反にはならない。しかし、もし「7」の裏が「D」だとしたら、これはルール違反である。つまり、確認すべきカードは「D」と「7」である。しかし、多くの人は「D」と「3」と答えてしまうのである。

ここで、別の研究 (Griggs and Cox, 1982) を紹介しよう。ここに4枚のカードがある。表面には「ビールを飲んでいる」「コーラを飲んでいる」「25歳」「16歳」と書かれている。お

察しのように、これは人の行動または属性について記載されたものだ。さて、4人の人が何かを飲んでいるという状況を想像していただきたい。そして、あなたがそれぞれの人について知っていることは上に挙げた情報だけであるとする。その上で「アルコールを飲むなら25歳以上でなければならない」というルールに違反していないかどうかを確認していただきたい。あなたはどの人を問いただす必要があるだろうか。ここで読み進めるのを中断して考えていただきたい。この問いに対しては、「ビールを飲んでいる」人と「16歳」の人、この2名だけに質問すればよい、とただちに回答できたのではないだろうか。

実は、記号論理的には、先に挙げたWason & Shapiroの問題とGriggs & Coxの問題は全く同一の構造を持っている。では、ヒトが先の問題については間違いやすく、後の問題については容易に正解できるという傾向を持っているのはなぜだろうか。単に記号が抽象的だから、という答えだけでは進化心理学者にとっては十分ではない。もしヒトが単純に論理を用いてこの問題を解くのであれば、先の問題であれ、後の問題であれ、いずれにしても論理的な思考に落とし込まれるはずだからである。何らかの要因で、ヒトはこれら2つの問題を同様には扱わないということになる。では、進化心理学者はどのように答えるのだろうか。

この問題について、著名な進化心理学者であるCosmides

は「Cognition」という学術誌に論文を発表している (Cosmides, 1989)。さて、ここでこのような問題を解決するために活動するはずの「脳」について考えてみたい。脳に傷害を負った方の臨床研究や脳神経科学の視点からすると、ヒトの脳はあらゆる問題を全体として解決するために機能する汎用目的機械 (General Problem Solver または General Purpose Machine) ではなく、脳の各部位はそれぞれ役割を持って機能するということがもっともらしく思われる。たとえば、脳には視覚情報を処理する部位があり、聴覚情報を処理する部位がある。またロボットミーム手術のような例を挙げるまでもなく、前頭にはいわゆる人間性に関わる部位があるということもよく知られている (念のために、脳の働きは大変複雑であるために、すべてをそのような単純な構造で説明できるというわけではない)。Cosmidesをはじめとする進化心理学者は、このような脳の機能分化の考え方とやや似たところのある、脳機能の“モジュール”説を唱えている。ここでいう、モジュールとは何らかの問題に対応するために機能する一つの単位あるいは認知的な機能上のまとまりのようなものと考えて頂ければよいだろう。これは必ずしも、脳のある特定の部位というように限定されるものではない。たとえば、解剖学的に様々な異なる部位に存在する神経細胞の複雑なネットワークによって構成されるものであるかもしれない。いずれにせよ、我々の「心」または認知機能はそのようなモ

ジュールの集合体によって構成されており、必要なときに必要なモジュールが起動されて、問題解決に当たるのだ、というのが彼らの考え方である。これは適応という視点に立って考えると進化生物学的に妥当な考え方であるように思われる。進化はある環境に応じて、適切な、つまり、遺伝子の頻度を上昇させるような形質や行動を取る個体を選択する。言い換えると、存在していない様々な問題に対しても備えるような汎用的な形質を作り出す必然性はないように思われるのである（異論もある。たとえばボールドウィン効果など。ここでは本論からずれるため、興味のある方は別途文献などをご参照頂きたい）。しかし、ある変異が、なんらかの特定の問題をうまく切り抜けて、遺伝子を残すことにつながるのであれば、そのような（脳の構造を含む）身体的な形質は適応的だろう。進化心理学者は、このモジュールからなる心を表現する際に「心はアーミーナイフである」ということがある。アーミーナイフまたは十徳ナイフには、ちょっとしたナイフ以外にドライバーやハサミ、コルク抜きやノコギリ、ヤスリなどが折りたたまれて収納されており、我々はそれらを必要に応じて取り出し、使用することができる。つまり、「心はアーミーナイフである」とは、進化の結果として、我々の心にはさまざまな機能を持つモジュールが備わっており、それらが状況依存的に引き出され、目の前の問題に対応するようになっている、ということ表現したものである。

では、これが「4枚カード問題」とどのように関わるのだろうか。進化心理学者は、我々の心には、みな、裏切り者あるいはルール違反者を検知するモジュールがあると考ええる。このモジュールはルールの違反者を見つけるという特定の文脈で活躍する。そのために、さきほどの4枚カード問題の2番目の状況においては、このモジュールが立ち上がり、違反者を探すための情報処理手続きが開始されるため、問題を容易に解くことができる、ということになる。しかし、この「ルール違反者探知モジュール」は、記号論理的な問題全般のために用いられるよう進化してきたわけではない。そのために、1番目の問題については立ち上がらず、ゆえに、これを解くのは難しいという説明が可能になる。

さて、次の疑問として、では、なぜ我々の心にはルール違反者を見つけるためのモジュールが存在すると進化心理学者たちは考えるのだろうか。これに答えるためには「協力行動」の進化について考える必要がある。生物の本質が繁殖の成功、すなわち遺伝子を残すことにあるのであれば、また進化には何の方向性もなく、現存する生物すべてが単に繁殖においてより成功した先祖の子孫であるのだとしたら、自己犠牲的かつ利他的な協力行動は生じ得るのだろうか。自らの生存と繁殖の成功のみを追求するような心の傾向と行動だけが進化すると考えるのが道理にかなっているように思われる。しかし、実際には、ヒトはときに自らの利益を犠牲にして、他人の利

益のために働く。また、動物たちの行動にも自己を犠牲にして他の個体の利益のために働いているように見えるものがある。この問題については極めて多数の動物心理学者・動物行動学者による研究や、社会生物学者たちによる議論があるが、ここではあまり深入りせず、次の点だけを押さえたい。すなわち、進化生物学的には、利他的な協力行動を生じる心というのは、①血縁関係の間で、または、②互惠的であるときには進化し得る、ということである。①に関して、自分と遺伝子を共有するものの子孫を助けるということはすなわち自分の遺伝子の一部を残すことにつながるわけであるから、そのようなことが生じ得るということはなんとなくご理解いただけるだろう（これについては興味のある方は「包括適応度」という考え方を参照いただきたい）。一方で②については少々難しく思えるかもしれない。しかし、多くの方は、単独で何かをするよりも他の人と協力することで $1 + 1 = 2$ 以上の成果を挙げられるケースがあるということを経験的にご存じだろう。ヒトの進化に関連付けたイメージとしては、協力することで、単独では決して狩ることのできない大きな動物を獲物としてしとめることができる、というようなものがよいだろうか。とはいえ、やはり協力行動が進化するということはそう簡単ではないかもしれない。以下のような例を考えてみたい。あるとき、遺伝子の変異により、協力行動を行う個体が現れたとする。しかも、その個体はきわめて利他的で、そ

の協利行動がいつも相手の利益を増すのみで、自らの利益のために相手がほとんど、または、まったく協利してくれなくても惜しみなく協利し続けるという個体であったとする。捕食者が来れば身を挺して仲間を守り、常に危険にさらされつつ、他個体のためにエサを捕ってくる、というような個体である。このような仮定のもとでは、他の個体は当該個体がもたらす様々な恩恵のもとに繁殖を続けるが、その利他的な個体もしくはその個体の子孫の遺伝子はそれほど増えていかなだろう。結果として、その集団中の当該個体の持つ利他的な遺伝子の頻度は低くなり、利己的な遺伝子の頻度が高くなり、最終的には利己的な個体ばかりになるであろう。そうすると、このような利他的な行動は進化しない。しかし、一方で、互いに協利しあう個体たちが現れたとする。時にリスクがあっても、協利することで結果的には、互いにそのリスクを上回り、単独で何かをするよりも大きな利益が得られるような複数の個体が現れるとする。そうすると、単独で利己的なふるまいをする個体たちよりも、それらの個体たちの遺伝子頻度のほうが高くなるということになるだろう。つまり、理論的には、継続的な関係性を維持し続ける社会集団においては、互惠的であれば利他的に見える行動および、その行動を生み出す心が進化し得るということになる。このような利他性は二者間交互の関係にとどまらないかもしれない。つまり、AがBに協利し、BがCに協利し、CがAに協利する、

というようなこともあり得るだろうし、その関係性がさらに拡張されていくこともあり得るだろう。そこで、重要なのが各個体に対する社会からの「評価」である。集団の中において、ある個体Aが協力を必要としているとして、協力する側の個体は、その個体Aは協力するに値する対象であるのかどうか、すなわち、その個体Aも他のメンバーに対して協力行動を示す個体なのかどうかを知りたいと思うわけである。進化心理学的には、ヒトがゴシップ（うわさ話）に敏感なのは、このようなことが理由であると説明される。

さて、ここで「ルール違反者探知のモジュール」の話に戻る。多くの読者はすでにお気づきになったのではないと思うが、これこそがほとんどのヒトにこのモジュールが備わっている理由なのである。すなわち、協力行動が見られる持続的な社会の中で、誰かと関わる時、その者がフリーライダー（タダ乗りする人）ではないか、社会が決めたルールにのっとって行動しないずるい個体ではないか、ということを探知することは重要である。それができずに、ただ協力するような個体の遺伝子は、集団の中から消えて行く、もしくは非常に数が少なくなってしまうため、現存する我々のほとんどには、みな、そのような探知モジュールが備わっている、というのが進化心理学者の論理である。

どのような心の傾向または行動戦略がうまくいくのかどうか、ということは電子計算機を使った「繰り返しのある囚人

のジレンマゲーム」において、また「進化ゲームシミュレーション」において、多数の研究がなされてきた。「囚人のジレンマ」それ自体についてはご存じの方も多いと思う。要約すると、これは一緒に悪事を働いた囚人 A と囚人 B が別々に取り調べを受けている状況についての思考実験である。彼らについては複数の容疑がかかっているが、物証がなかなか出てこない。そのため、双方に司法取引が持ちかけられる。つまり、相手に対する不利な供述を行えば、相手の罪は非常に重くなり、自分の刑は軽くなる。他方、双方が相手に不利な供述を行えば、共に刑がそれなりに重くなる。一方で双方が共に相手を守ろうとすれば、司法の側は十分な証拠が得られず、A・B 共に刑は非常に軽くなる。このような状況下でヒトはどのように振る舞うのだろうか、という問題である。これについては社会心理学者が様々な形の研究を行ってきた。しかし、このような状況は一度きりでけりがついてしまう問題である。そこで、我々の心について生物学的に検討するためにより興味深いのは、継続する関係性を維持する状況下での、つまり「繰り返しのある囚人のジレンマゲーム」である。

わかりやすい例として、商店会での協定を考えてみよう。ある商店会では利益を確保するために、目玉商品となる品物（たとえば、箱入りティッシュペーパー 5 箱入りなど？）の安売りをしないと決めたことにする（実際には公正取引委員

会から指導を受けてしまうかもしれないが、簡単のためにそういうことは考えない)。安売りののほりを立てたその店には客が集まるが、だからといって、みなが安売りすると、その商品の販売による利益が少なくなり、みなが十分な利益を得られなくなる。こういった状態に陥るのをやめようというわけだ。この場合、みなで協定を守れば、みながそれなりに儲かる。一軒の店だけが裏切れば、その店は集客に成功し、その店だけが儲かる。しかし、全部の店が裏切れば、みな儲けが少なくなる。一軒だけが律儀に協定を守れば、その店だけが損をする。こういったことが成立しそうに思える。しかし、話はこう単純ではない。というのは、商店会とその会員の関係性はある程度の期間持続するものだからである。長い付き合いの中で駆け引きしながら儲けを上げていくには、相手の出方にも注意する必要がある。目先の利益のみを追求するのは得策ではないだろう。では、どのような戦略が一番よいのであろうか。

実際の店舗で実験するわけにもいかないので、1980年代に様々なコンピュータプログラムをトーナメント形式で競わせて、どのような戦略が最も多くの利益を得られるのかを検討する大会が行われた。ここでは、対戦が繰り返し行われ、たとえば、プログラム間で①協調すればその回とともに3点、②片方が裏切れば、裏切ったほうには5点、協調しようとしたほうには0点、③ともに裏切ればともに1点が与えられる

といった要領で得点が与えられるような規則が設けられ、最終的に最も高得点を上げたプログラムが優勝ということにされた。2大会が行われたが、その結果、ともに“上品なしっぺ返し戦略”が優勝した。つまり、裏切られるまでは相手と協調し続け、裏切られたらやり返す、という戦略がほかの戦略を利得の点で上回った、ということである。こういう試合においては、たまたま表れてしまう、超お人好しが「キングメーカー」となって、特定のものを優勝させてしまうケースが起り得るために、必ずしもこの戦略が絶対に最適であるというわけではない。実際に、対戦相手の裏切り確率を分析して、最適な解を見つけ出すプログラムや、一度敵対的な行動を取られると、しつこく仕返しし続けるプログラムが勝つ場合もある。とはいえ、基本的にはこれに類するプログラムが大きな得点を得ることになるということが明らかとなった（星野（2000）に詳しい）。

この点については、「進化ゲームシミュレーション」からも“上品なしっぺ返し戦略”の、それなりの妥当性が示唆されている。これは、より本物の生物らしく振る舞うプログラムの対決シミュレーションである。各戦略の個体が一定数プレイヤーとしてゲームに参加することとなり、それら個体は子孫を残すことができるのだが、勝負の結果に依存してその子孫の数が決まるという仕組みである。さらに一定の割合でランダムに戦略の遺伝子に“突然変異”を起こさせる、といっ

た仕組みも導入されたうえで、どのような個体が最も繁殖に成功するのかを検討し、戦略の優劣を競う。こういった研究でも、理論的には集団の中の個体の最適な行動は、“上品なしっぺ返し戦略”になる。特に“いつも協調する”という超お人好し戦略はすぐに絶滅することがわかっている。一方、いつも裏切るという戦略が集団すべてにいきわたるとそれはそれで安定してしまう（進化的安定戦略：詳しくはJ.M. スミス；寺本・梯訳，1985）。その場合、1個体だけが突然変異を起こし、協調姿勢を示すようになってもその個体の遺伝子は減んでしまう。だが、複数個体において同時に突然変異が起り、“上品なしっぺ返し”戦略をとるようになると協力し合える個体どうしで点数を稼ぎ続けるので、その集団の進化的な安定性は破れ、“上品なしっぺ返し戦略”を持つ個体の子孫が数を増やしていく。つまり、相互に協調し合う、ということは利得を上げていくという点では非常に重要で、ある程度持続する社会集団の中では、そのような（心および行動の）傾向を持つ個体の子孫が残るため、我々はそのような傾向を受け継いできたとする考え方の妥当性が、このようなシミュレーションからも支持されるのである。

このように考えると、我々が友人関係、学校や職場などの知人との関係、地域の住民との関係でどのように振る舞うのが心理的に安定なのかは自ずと明らかになるだろう。だれかが犠牲を払って自分のために何かをしてくれるのであれば、

自分も誰かのために同じような犠牲を払って協力する、という関係性が持続的な社会の中では大切であると言えるだろう。意外かもしれないが、このような行動様式や心の傾向は単なる文化や、教育によって獲得されるものではなく、ヒトという社会性動物が進化の過程で獲得したものであり、生物学的な基盤を持つものであると考えられるのだ。2者相互の関係においては、このことはさらに重要であろう。多くの方は誰かから何か良いことをしてもらってばかりだと、なんとなく気が引けてくるという経験をお持ちであると思う。それは、社会的な生物としてのヒトが獲得してきた心が示す反応として当然なのかもしれない。しかし、現代のヒトの社会においては、自分の生存や繁殖成功に関わるリスク（つまり捕食者に狙われる可能性がありながらも見張りをするといったようなこと）を負いつつも、協力行動によって、遺伝子を残すのにトータルで利益となるような協力行動を示す、というような状況はあまり見られないかもしれない。

議論を具体化する事例として、平和維持のための命の危険を伴うような国際協調の場面が思い浮かぶ。こういったケースの最前線では、一部の人たちだけがリスクを負わず、誰かに保護されて利益だけを享受するという状況は、リスクを負う側の人たちの心理としては、受け入れがたいものであろうことは容易に理解できる。たとえ、理屈としては理解できたとしても、生物学的な心の中で「裏切り者検知モジュール」

により異常が探知され、その結果として妙な葛藤が生じるかもしれない。他方、他人が命の危険を冒して警護をしてくれている場合に、自分が何もできないということであれば、保護されている側の心の葛藤もこれまた甚大であろう。さきほど論じてきたように、これは社会的な生物として、理屈とは無関係に多くの人の心的メカニズムとして存在し得るものだからである。こういった心的な傾向は、文化や教育などにより形成されたものよりも深くに根差したものであると考えられる。政治的な都合や法的な制約を考えず、ヒトが持っている生得的な心の傾向にのみ着目すれば、関係者の間で納得のいく協力作業を進める方法、余分の葛藤をなくす方法は自ずと明らかになる。

文化や教育、道德などがなぜ、今ある形になってきたか、という議論においても、そこから生物学的基盤を完全に排除できるということは考えにくい。つまり、人間の文化・政治的なルールにも進化的・生物学的な背景を持ったものが存在すると考える方が自然である。当然、ある時点で強力な宗教指導者あるいはカリスマ的な政治指導者が現れ、人々を治めるために、社会性生物の特性とは無関係な、都合のよいルールを作り上げたということはあるだろう。しかし、そういった経緯によらず、社会性生物であるヒトが継続的な関係性を維持するために共有するようになった規範もあるだろう。

5 進化心理学と社会との関わり

ここまででヒトの心や行動については生物学的また進化学的にも研究がなされてきたこと、また、少なくともある程度は生得的な傾向を持つものとして研究可能である、ということを書いてきた。このような研究の方向性に意義があるということ、また、ヒトの心や行動を扱う際に、近現代の社会的な要因だけで考えるなら、問題が生じ得ることが、少なくともあり得そうだということとはご理解いただけたと思う。

さて、私は冒頭で、進化的あるいは生物学的心理学がイデオロギーや政治的思惑においては「ほぼ」中立になり得ると、というようなことを述べた。ここで「ほぼ」という語を添えたのは、実は生物学や進化学も政治的に利用されてきたという歴史があるからである。では、過去において見られた生物学や進化学の誤った政治的利用にはどのような例があるのだろうか。

有名な例としては、国家社会主義ドイツ労働者党（ナチス）による進化論の誤用がある。優生学的な思想、すなわち“優れた”ものだけを残すべきという思想がその一つである。しかし、ここまで述べてきた通り、進化には「より優れたものになる」といったような圧力は存在せず、どうあるべき、などという方向性もない。それでだれかが何らかの基準で「適者」または「優れた」ものを決めてそのものを「生存」させるなどということは生物の進化とは無関係なのである。偶然

生じるある時点、ある場所の環境に応じて、たまたま適応的だった個体およびその遺伝子を持つ子孫が増えた、というだけのことである。つまり、優生学的な思想には生物学的・進化的な根拠はない。現代においても、自閉傾向などなんらかの障害とみなされるものを持った方が一定数見られる。進化的な視点に立つと、このことは、かつての我々の先祖において、あるいは現代においても、それらの方々が持つ形質になんらかの適応的な意味があるということなのかもしれない。

さらに、ハーバート・スペンサーらによる「社会ダーウィニズム」がある。つまり、生物は何の規制もない競争の中でただひたすら進化してきたのだから、“無慈悲な自由放任主義的経済”こそが正しいのだ、とする主張である。一方で、マルクスの思想の陣営も自分たちの主張の正当性を示すために、進化生物学的に“見える”議論を導入することがある。すなわち、ヒトの祖先の集団は、経済的に不平等な配分傾向の低い環境で生存してきた。だから、ヒトはそのような環境にこそ適応しているのであり、富はすべての人の間で同様に配分されるべきだ、という主張である（なお、マルクス自身もダーウィンの進化論から唯物史観の着想を得たとされる）。しかし、これらはどちらも間違いである。何度も繰り返すようであるが、進化の過程でどのような遺伝子が残ったのかということには一切の方向性も思惑もなく、我々が現在のような姿で存在しているのは、ただの偶然の積み重ねによ

るものである。そのために何が「正しい」とか、どうす「べき」である、といった議論はナンセンスである。これはどちらかというところ、思想としての「進化」という考え方に基づいたものであるために生じる問題ではあるが、社会生物学者の中にも特定の主義・思想を強く持った研究者がいるということは事実として述べておく必要があるかもしれない。

さて、本稿で主に取り扱ってきた生物学的心理学研究のほとんどは、実験心理学の範疇に入るものである。つまり、これは統制された条件下で実験を行い、得られたデータに基づいて議論するという様式を持つ研究の一分野であるということである。それゆえに、客観性や純粋な科学的考察が損なわれること、および結果の解釈等に特定の思想によるバイアスがかかること等の可能性は比較的少なくなる（と期待したい）。しかし、そのような間違いは、それでも起こり得るだろうから、この分野に携わる研究者も他の人文諸科学の研究者同様、自らの研究結果の曲解などに対しては、注意を怠ってはならないだろう。とはいえ、生物学的な視点は、ヒトを理解するためにきわめて重要であり、心理学においてこのような見方が適用されてきたということは、他の人文諸科学にも参考となり得るのではないかと思う。極端な例としては「子殺し」を未然に防ぐために、我々の持つ生物学的な傾向を知っておくことが有用かもしれない、といった議論（たとえば、長谷川壽一・長谷川真理子、2000）などは社会問題を扱う研究者、

歴史や文化に関わる研究者の興味を引くに違いない。

おわりに

繰り返しになるが、進化生物学的な考え方が、「何が正しい」とか、「どうすべき」という議論に用いられるのは適当ではないだろう。とはいえ、進化的あるいは生物学的に人間の存在について考えるという思考様式を身に着けることは、多くの方が人類の特殊性を理解することを助けることにつながると思う。それはまた、人類はありふれた存在ではなく、存続し続けるべき貴重な存在であるという考え方を持つことにつながるのではないかと考える。なぜだろうか。現在の進化生物学者は、「進化には方向性がなく、現存する生物に見られるすべての特徴は無作為に生じた変化の積み重ねである」と考える。前述のとおりであるが、その前提では、宇宙を観測するほどの知的な存在が生じる可能性は極めて低く、後にも先にも地球の人類だけであるかもしれないという議論が可能になるからだ。地球外の知的生命体に関する研究者からは、確率的にそれは違うという反論も起こるだろうが、今のところ、そのような反論を決定的に裏付ける、もしくは確率を計算するための確実な根拠となるデータはないはずである。このことを前提とすると、もし、人類が滅亡すれば、意識をもった観測者がいなくなる、つまり、宇宙は存在していないのと同じになってしまうのかもしれない。この主張の妥

当性自体を、生物学的に証明することはできないが、とはいえ、ほとんどの人はそのような事態は非常に残念だと思われるのではないだろうか。さきほどまで、生物学的に考えて、ヒトがどうす「べき」はない、と述べてきたわけだが、人類が存続し続ける「べき」理由を生物学的に論じる必要に迫られるとすれば、これはあり得る議論ではないかと思う（あくまで思うということしか言えないが）。生物学的には、適応的であった個体の遺伝子を受け継ぐ子孫がたくさん残っているだけということになるが、しかし、生物としてのヒトは他の動物と異なり、遺伝子以外の方法で情報を受け継ぐ手段、つまり「ことば」や文字などを通じて文化や道德等を次世代に伝える手段を獲得した（ヒト以外の動物にも一部そのようなものが見られるという意見もあるがここでは省略する）。これは、「個体」とその遺伝子の保存に着目した生物学的な背景を考慮することに加え、我々が、個体や遺伝子という単位を超え、知的な存在である人類そのものの存続を目的とした行動の重要性を検討すべきであることを生物学的に支持するものとも言えるかもしれない。この点については、人文社会系の学問こそが今後、特に重要な役割を果たし得るのではないだろうか。

ここまで数を増やした人類が今後も存続し続けるためには、科学が重要な役割を果たすことに疑問の余地はない。人間の数を減らし、みなに牧歌的な生活を強要し、発展途上国

の方々には我々の享受してきたような文明の利器の利用をご遠慮いただく、ということができるなら別であるが、そうでもない限り、科学に基づく技術の進歩への依存性は高まる一方であろう。しかしながら、わが国において、いわゆる社会的に責任ある立場の一部の人（メディアや場合によっては教育関係者）は、むしろ、一般の方々に対して、科学的発見に基づいて開発される新たなものへの不安を募らせているように思われる。さらに言えば、科学的思考自体に対するネガティブな反応さえ生じさせているかもしれない。たとえば、一部の知識人は、技術革新に基づいて生み出された（たとえば遺伝子組み換え）食品、食品添加物、また実際には問題を生じることがない程度の放射線などに対して、根拠の薄弱な、そして極度の恐れを助長しているように思われる。しかし、我々は、時代の先駆者たちが生み出してきた、新奇で、場合によっては奇抜な、さまざまな発明品の恩恵を受けてきた。もし、昔から使われてきたものが最善だとすれば、昔ながらの農作物の栽培法が一番かもしれない。しかし、実際には、20世紀の様々な農業技術の開発、肥料その他の改善などにより、農産品の生産力は飛躍的に高まった。そのような恩恵の一つには糞尿のような“天然の”“昔ながらの”肥料の使用に依存しなくてもよくなったことで、寄生虫に冒される方々が激減したということもあるかもしれない。結果として、（平均寿命などの客観的データを示す

までもなく)我々の健康は確実に増進されたのではないだろうか。また、それら農業生産技術の開発がなければ、現代社会はとうの昔に食料をめぐる紛争で荒廃していただろう。1950年代の資料には、地球人口が30億を超えると地球の食糧生産能力の限界のゆえ、世界的な飢餓が生じる、と書かれているものが見受けられる。しかし、緑の革命などの驚異的な科学・技術的な発展により、農業生産力はその2倍を優に超える人口をも支えることができるまでになった(現在も飢餓に苦しんでいる人は多いが、その原因のほとんどは食料生産能力よりも政治的な問題に起因するものである)。また、我々の平均寿命が伸び、命を落とす子どもが減り、健康が増進されてきたのは、古来の民間療法が普及したからではない。ワクチンの接種について考えれば、開発された当時はそれが多くの人に恐れられ、なかなか受け入れられなかったという逸話も有名である。しかし、現代において、それが我々の健康維持に重要な役割を果たしていることに疑問の余地はない。

当然、新たなものを無条件に受け入れることが手放しで推奨されるというわけではない。しかし、新たに開発される技術や製品について、それなりの根拠と合理的な判断のもとに妥当と判断されたものについては受け入れることが必要なのではないだろうか。なんらかの政治的あるいは思想的な意図、好き嫌いなどで、新たな技術・発明品を排除し、より“安全

な”技術だけですべてを賄おうとするなら、今後の世界情勢を考えると、むしろ、より恐ろしい問題が引き起こされ得るのではないだろうか。

おそらく、今後、すべての人にますます重要になるのは、適正な科学リテラシーを身に着けることで適切に物事を判断する能力である。人々の行動や心について考える際に生物学的なものの見方を導入する、というのはこのような訓練のひとつの材料としても貢献できるに違いない。教育関係者には、特定の思想や主義に基づいて自らの主張を展開するのではなく、科学の推進および、学習者に対して科学的に思考するよう促すことに努めるよう期待したい。先人たちは、リスクの可能性を下げるための真剣な努力を伴いつつ、科学的発見に基づいた新たな技術を導入することに果敢に挑んできた。これにより、人類は破局を切り抜けてきた。もちろん、だれもが科学そのものに貢献できるわけではないが、教育現場では、少なくとも、科学的な思考ができる人材、論理的に考えることができる人材を生み出すための努力が必要であろう。しかしながら、残念なことに、現実には一部の科学に対する恐怖を植え付けるような教育が行われているように見える。化石燃料以外の資源を多角的に利用することを推進するための研究開発は着実に進められている。これに失敗すれば、かつて生じたように、エネルギー問題に起因する紛争が生じるかもしれない。いずれは人類が滅亡するような事態に陥るかも

れない。また、もし、（そもそも本当に温暖化しているのかといった議論は別として）二酸化炭素が地球温暖化の原因であるとすれば、論理的な思考のもとに、そのような地球全体に及ぶ壊滅的な問題を避けるためにどうすべきかを真剣に検討しなければならない。あくまでも純粋に科学的な可能性として例を挙げるならば、重水素を燃料とした核融合技術などは極めて画期的なものだろう。しかし、日本においては一時期ほどではないにしても、原子物理学を学ぶこと自体を躊躇させるような過度の風潮があるように思われる。世界中の優秀な頭脳を持った研究者たちがそのような研究を引き続き進めていることを考えれば、これは純粋に科学的な理由というよりも、日本社会に特異的に見られる強力なイデオロギー的理由に基づくものと考えの方が自然だろう。私は、実際に、日本のある原子力施設が止まってしまったために、純粋な物理学の国際共同研究の進展に影響が及んでしまった例を知っている。当然、東日本大震災で生じた原発事故は痛ましく、そのゆえに、核分裂エネルギーを好まない人がいることは理解できる。しかし、単なる政治・経済的な理由ではなく、紛争の回避や人類の存続までを総合的に考えるなら、安全が十分確保できるものについては原子力施設を稼働し、原子物理学研究を支持するよう促すことは極めて常識的なことに思われる（常識のある人であれば、例えば原子力発電所の稼働に100%の安全の要求をすることは道理としてあり得ないだろ

う。100%でなければダメなんです、という言説をよく聞
が、だれであれ、今から1秒後の命が100%保証されてい
るわけではないことはわかっているはずである。原子力施設に
小惑星がぶつかれば大事故になるが、その時点で地球も滅亡
するかもしれない。死亡事故が起きることもある火力発電所
は100%安全と言えるのだろうか。特に発展途上国において
は石炭を燃やして生じるガスによる汚染・死者のほうが問題
であるという指摘もある。だからといって、そのような悲劇
を考えると電気はいらないという議論は生じない。同様に、
自動車事故で死ぬ人が毎年1万人おり、その遺族の痛ましさを
考えると自動車を無くすべきだという議論も起こらない。
さらに言えば、火星探査のようなプロジェクトにも原子力電
池が使われてきたが、わが国において、このような事実は故
意に伏せられているのではないと思われる。科学自体への
否定的な見方にさえつながるような風潮に加担するならば、
将来の人類の可能性を大きくそぐことに与することになるか
もしれない。特に原子物理学とその技術の応用は科学が生み
出した人類にとっての飛躍的な革新であるために、これが特
定の政治的なイデオロギー闘争に利用されていることは残念
である。

なお、念のためであるが、原子力の例を挙げたのは、科学
リテラシーの向上が必要である例として紹介したまでであ
り、ここで特定の政治思想を推奨する意図は全くない。身近

で、また最も顕著な分かりやすい例の一つとして取り上げたまでである。加えて、私の祖母が広島原爆の光を見たということもあり、私自身も子どものころから原子力兵器の恐ろしさについてはよく知っている。当然ながら、そのような兵器の利用については断固反対であることは述べておきたい。

我々の先祖はおそらく社会的集団の一員として是々非々で物事に応じてきたのだろう。社会集団のメンバーそれぞれは、個体ごとに行動するよりも協力することで何かより大きな利得を得られる場合には、協力するという選択肢を選ぶような生物として現れたのだろう。それが個体とその遺伝子の存続に寄与してきたために、結果として我々はそのような傾向を受け継いだのだろう。そうであるからには、(特定の誰かだけが利益を得るというのでない限り) お互いに協力することは本来、好ましく感じられる行動のはずである。「是々非々」というのはその意味で、非常に生物学的な行動様式であると言えるかもしれない。一部知識人に見られるような、自分の気に入らない権力が行うことには全て反対という態度ではなく、協力できるところは協力し、よいものを作り上げていくというのが、だれにとって心地よい行動なのではないだろうか。我々は、また、そのような生物学的傾向を基盤とし、遺伝子に依存することなく、様々な媒体を通じて受け継ぐことができる教育や文化を生み出し、それらによっても心と行動を形成していくことができるようになった。この、他の多く

の動物と決定的に異なる特性に関連して、人文系学問は大きな活躍の場を見出せるはずである。人々に（生物学的な背景の重要性を認識することを含め）問題を論理的に考えられるよう促すことで、個人の権利を尊重することに加え、人類全体の未来を存続させることにつながる教育・研究を推進することが今日ほど、重要になった時代はないだろう。

参考文献

- Buss, D. M. (1995). Evolutionary psychology: A new paradigm for psychological science. *Psychological inquiry*, 6 (1), 1-30.
- Cosmides, L. (1989). The logic of social exchange: Has natural selection shaped how humans reason? Studies with the Wason selection task. *Cognition*, 31 (3), 187-276.
- Griggs, R. A., & Cox, J. R. (1982). The elusive thematic - materials effect in Wason's selection task. *British Journal of Psychology*, 73 (3), 407-420.
- LeDoux, J. (1998). *The emotional brain: The mysterious underpinnings of emotional life*. Simon and Schuster. 138-178.
- Singh, D. (1993). Adaptive significance of female physical attractiveness: role of waist-to-hip ratio. *Journal of personality and social psychology*, 65 (2), 293.
- Wason, P. C., & Shapiro, D. (1971). Natural and contrived experience in a reasoning problem. *The Quarterly Journal of Experimental Psychology*, 23 (1), 63-71.
- スミス、JM (1985) 進化とゲーム理論－闘争の論理. 寺本英・梯正之訳, 産業図書

長谷川壽一、長谷川真理子（2000）進化と人間行動．東京大学出版会．
星野力（2000）ロボットにつけるクスリ、アスキー出版局
ポパー、C（1971）『科学的発見の論理』大内義一・森博訳、恒星社厚生閣

執筆者紹介

- 伊東利勝 人文社会学研究所所長、
愛知大学文学部教授、専攻 歴史学
- 植田剛史 人文社会学研究所所員（社会・心理・教育学研究部門）、
愛知大学文学部助教、専攻 社会学
- 空井伸一 人文社会学研究所所員（文学研究部門）、
愛知大学文学部准教授、専攻 日本文学
- 小野賢一 人文社会学研究所所員（歴史・地理学研究部門）、
愛知大学文学部准教授、専攻 西洋史学
- 片岡邦好 人文社会学研究所所員（新領域創生研究部門）、
愛知大学文学部教授、専攻 言語学
- 下野正俊 人文社会学研究所所員（新領域創生研究部門）、
愛知大学文学部教授、専攻 哲学
- 関 義正 人文社会学研究所所員（社会・心理・教育学研究部門）、
愛知大学文学部准教授、専攻 心理学

人文知の再生に向けて

2016 年 3 月 20 日印刷

2016 年 3 月 20 日発行

編 者 愛知大学人文社会学研究所

発 行 愛知大学人文社会学研究所

代表者 伊 東 利 勝

〒441-8522 豊橋市町畑町 1-1

irhs@mlaichi-u.ac.jp

印刷所 株式会社 豊 橋 印 刷 社